

平成二十四年十二月定例会

平成24年第4回

菊陽町議会12月定例会会議録

平成24年12月4日～12月10日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成24年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12/4	火	開会・行政報告・提案理由説明・研修報告
12/5	水	一般質問
12/6	木	総務常任委員会・文教厚生常任委員会・産業建設常任委員会
12/7	金	休会（議事整理）
12/8	土	休会
12/9	日	休会
12/10	月	議案審議（承認第9号～同意第3号） 質疑・討論・表決・発議・閉会

平成24年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	甲斐 榮治 (P28～)	1. 政治倫理について	<p>①議員の親族が経営する企業が町公共工事を受注することについては、「政治倫理上ふさわしくない」との議会の意思表示が、9月定例会の第45号議案を通じて示された。このことをどう受けとめたか</p> <p>②本年10月12日と11月2日に行われた町公共工事の指名競争入札において、指名審査会は議員の親族が経営する複数の企業を指名し、さらにそれらの企業は3件の事業を受注している。如何なる判断によって町はこれらの企業を指名したのか。また今後も指名を継続するつもりか</p> <p>③平成11年制定の「菊陽町議員政治倫理条例」が、本年9月定例会で改定された。また本年10月3日には、本議会は町執行部に対して上記条例を尊重するように申し入れた。この一連の経過をどう評価したか。また今後どう対応するのか</p> <p>④菊陽町全体に普遍する（町長・副町長・教育長・指定管理者・町議会議員を対象とする）政治倫理条例を制定する意思はあるか</p> <p>⑤政治倫理の審査に関して、町民が調査請求権を行使し、審査に参画することをどう思うか</p>
		2. 菊陽町町民参画・協働条例（案）について	<p>①原案を策定した経過を明らかにせよ</p> <p>②原案策定は何を参考としたか</p> <p>③条例案の語句の定義等について ※町 ※情報共有 ※コミュニティー</p> <p>④第3条の(2)「町政運営の効率性」とは何か</p> <p>⑤第7条の(3)・・・法第138条の4第3項によると、附属機関の設置には条例の制定が必要であるが、そのように運用するのか</p> <p>⑥町民参画推進本部とはどういう会議か。町執行部のみが構成員となっているのはなぜか</p> <p>⑦附属機関委員の公募の方法はどのようにするのか。また施行規則第5条の2、附属機関委員選任の公平性をどう担保するのか</p> <p>⑧第6条の3、町民から町総合計画以外の提案がなされた場合にはどう対処するのか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			⑨本条例（案）は町的意思決定に関わるものである。自治体の意思決定に際して、町議会・町執行部・町民の役割をどのように整理しているのか
2	吉山 哲也 (P40～)	1. 教育行政と特別支援教育について	①本町特別支援学級の現況はどのようにあるか (学級数・障害種別・職員配置等) ②教育行政の立場から、本町特別支援教育の課題に対しての取り組み状況（幼・保・小・中の連携など）はどうか ③今後の特別支援学級の状況として、次年度入学予定児童に対応した学級の編制状況はどうか
		2. 九州北部豪雨災害対応について	①災害復旧の進捗状況について ・河川 ・農業用水 ・農地等 ・その他 ②各種減免の申請状況について ③次年度予算への影響はどのように考えられるか
		3. 鼻ぐり井手公園の拡張整備について	①文化財指定に向けた現況と今後のスケジュールはどうか ②拡張整備の現況と今後のスケジュールはどうか
3	吉本 孝寿 (P53～)	1. 第5期総合計画の進捗状況について	平成22年の9月に行われた町長選挙公報において「7つの重要政策を実施しますので、今後4年間を見とどけて下さい」と記してある。7つの重要政策の進捗状況とそれぞれの項目を町長自身5段階で自己評価し、未達成の分野においては、町長の任期中に達成するためにどのように進めて行くのか ①子育て支援、高齢者・障がい者福祉、健康づくり ②小中学校の教育環境と内容の充実 ③スポーツ施設の整備と芸術、文化、生涯学習の充実 ④暮らしを快適にする基盤整備と安全・安心のまちづくり ⑤農業、商業、工業、観光など産業の活性化によるまちづくり

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			⑥町民と行政が一体となった協働のまちづくり ⑦行財政改革による健全な行財政経営
4	小林久美子 (P67～)	1. 住宅リフォーム事業の創設について	①「住宅リフォーム事業」は、地元業者発注を条件に施工主（住民）に行政補助を行うものである。建設工事には多くの業種と職人が関わり、資金が地元へ還流するため経済効果が大きいとされている。菊陽町でもこの制度を創設できないか
		2. 保育料について	①町の保育料は、収入の少ない世帯ほど高くなっている。熊本市や合志市より保育料が高い。保育料の引下げができないか
		3. フッ化物うがい「モデル事業」について	①モデル校については、賛否両論があるが、町の対応はどうするのか

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成24年12月4日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（平成24年第4回菊陽町議会12月定例会）

平成24年12月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第9号から同意第3号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 政治倫理審査会の設置について

日程第8 政治倫理審査会委員の選任について

日程第9 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中岡敏博君

2番 野田恭子君

3番 吉本孝寿君

4番 吉山哲也君

5番 渡邊裕之君

6番 坂本秀則君

7番 石原武義君

8番 甲斐榮治君

9番 芝和長君

10番 岩下和高君

11番 佐藤竜巳君

12番 福島知雄君

13番 川俣鐵也君

14番 加藤眞佐男君

15番 上田茂政君

16番 小林久美子君

17番 梅田清明君

18番 大塚昇君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山野光子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

副町長 中富恭男君

教育長 赤峰洋次君

教育次長 鶴田義晃君

総務部長 松本東亜君

福祉生活部長 阪本修一君

産業建設部長 坂本恭一君

会計管理者兼
会計課長 平野誠也君

総務課長 實取初雄君

総合政策課長 吉野邦宏君

財政課長 阪本浩徳君
人権教育・堀川俊幸君
啓発課長 佐藤清孝君
健康・保険課長
環境生活課長 大山陽祐君
武蔵ヶ丘支所長 堀川正信君
建設課長 松村孝雄君
下水道課長 今村敬士君
総務課庶務 中島秀樹君
法制係長
図書館長 堀行徳君
生涯学習課長 服部誠也君

税務課長 阪本章三君
福祉課長 宮本義雄君
介護保険課長 渡邊幸伸君
町民課長 山崎謙三君
農政課長 志垣敏夫君
都市計画課長 小野秀幸君
商工振興課長 吉川義則君
教育審議員 矢野陽子君
学務課長 松本洋昭君
農業委員会事務局長 荒木一雄君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成24年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番甲斐榮治君、9番芝和長君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る11月27日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より12月10日までの7日間と諮問することに決定しました。

会期日程につきましては、別紙のとおりしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月10日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月10日までの7日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、別紙配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（8月、9月、10月分）の結果報告は、議席に配付の報告書のとおりです。

次に、先般全国町村議会議長全国大会が11月14日にNHKホールで開催されました。大会内容につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情書等は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成24年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、12月を迎え、大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

初めに、全国町村長大会等について報告します。

11月21日に東京都のNHKホールにおきまして全国町村長大会が開催されました。内容といしまして、全国町村会長藤原忠彦会長や野田総理大臣をはじめ来賓の方々の挨拶の後、議事に入りまして、大会決議として本年は8項目が出されました。主な内容を紹介いたしますと、1つ、東日本大震災からの早期の復興を図るとともに全国的な防災、減災対策を強力に推進すること。1つ、真の地方分権改革を強力に推進すること。1つ、地方交付税を復元、増額するとともに財源調整、財源保障の両機能を堅持すること。1つ、地域経済、社会の崩壊を招くTPPに参加しないことなどが全会一致で決議されたところであります。なお、道州制導入には反対する特別決議が同時に決議されました。

次に、国保制度改善強化全国大会について報告します。

11月22日に日比谷公会堂において国保制度改善強化全国大会が行われ、7項目の要望事項が決議されました。主な内容としまして、1つ、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。1つ、社会保障・税の一体改革における低所得者に対する財政支援の強化を早急かつ確実に実施するとともに従来の枠を超えたさらなる国庫負担の引き上げ等、国保制度の財源基盤の一層の強化を図ること。1つ、特定健診保健指導の円滑な推進のため、保健指導に必要な人材確保と所要の財政措置を講じるとともに、実施率等による後期高齢者支援金の加算、減算措置を撤廃することなどがあります。

それでは、町内のことについて行政報告をいたします。

初めに、7月12日の九州北部豪雨災害の復旧状況について報告します。

農地及び農道の復旧につきましては、早急に調査設計及び積算を行い、10月15日に国の査定前に工事着手のできる応急本工事の承認を得まして、11月2日に工事を発注したところであります。今後は、春エンジンの作付けが間に合いますよう早急に工事を進めてまいります。

また、用水のかなめであります白川の頭首工につきましては、管轄する大菊土地改良区の理事長を私が務めておりますが、大規模な復旧工事のため県営の災害復旧事業として実施されることになり、菊陽町に関係する上井手、下井手、津久礼井手、玉岡井手の各頭首工及び堰本体などの国の査定もおおむね計画どおりの認定を得ることができました。今後は、早期の復旧に向けて工事を進めますとともに、激甚災害指定による農家救済のための補助率かさ上げ申請など、できる限り農家の支援に取り組んでまいります。

白川の復旧につきましては、早期の復旧事業を国や県に要望してまいりましたが、このほど

事業計画の内容がまとまったと聞いております。近々地元説明会が開かれる予定であります。

次に、白川改修・立野ダム建設促進期成会による要望活動について報告します。

熊本市、菊陽町、大津町及び南阿蘇村で構成します白川改修・立野ダム建設促進期成会により10月11、12日に国への要望活動を各首長とともに行いました。今回は、九州北部豪雨で甚大な被害を受け、白川の治水安全度の向上のための河川改修の推進や、立野ダム建設事業の早期着手について陳情要請対応本部をはじめ、地元選出国會議員や国土交通省へ要望を強く行ったところであります。

次に、県民体育祭菊池大会について報告します。

9月15日、16日に、菊池郡市を会場として第67回熊本県民体育祭菊池大会が開催されました。菊陽町ではバドミントン、空手道、アーチェリー、ボウリング、グラウンドゴルフの5種目を担当し、実行委員として菊陽町から多数の方々の御参加をいただくほか、社会教育指導員、スポーツ推進委員などに町職員も加えて総勢47名のスタッフ体制、さらには菊陽町交通指導員の方々の御協力もいただきながら大会の運営に当たりました。菊池郡市は総合3位の成績で、昨年の6位から大きく躍進しました。

次に、人権の町菊陽フェスタについて報告します。

10月6日に菊陽町図書館ホールで開催しました人権の町菊陽フェスタでは、人権バンドゆうのコンサートや、アナウンサーの木村和也さんの講演会があり、盛況のうちに開催することができました。

次に、11月10日に菊陽杉並木公園スポーツ広場で開催しました毎年恒例のすぎなみフェスタについて報告します。

ステージでは、本町が姉妹都市盟約を締結している鹿児島県屋久島町の観光PRのほか、会津若松市と本町商工会との馬肉サミット、人参釣り大会、その他多くの催しが行われました。また、会場内のコーナーでは、地元産の農産物や加工品、各種団体の手づくりの商品や展示物、体験コーナーなどに長蛇の列ができておりました。今回は約5,000人の来場者があり、また当日の様子はテレビで3回生中継され、多くの方々に菊陽町がアピールできたと思っております。

次に、第4回菊陽町鼻ぐり井手祭について報告します。

11月18日に南部町民センターと鼻ぐり井手公園を会場に第4回菊陽町鼻ぐり井手祭が開催され、約1,400人の来場がありました。これは鼻ぐり井手の伝承話や昔の暮らしを語り、後世につなごうと、地域の35の団体で構成される実行委員会で毎年実施されているものであります。南部町民センターでは、馬場楠獅子舞保存会による獅子舞や、菊陽南小学校3、4年生による寸劇などが披露されました。また、熊本大学大学院教授の山尾敏孝先生をコーディネーターに実施されたパネルディスカッションでは、私もパネラーの一人として参加をいたしました。鼻ぐり井手公園における井手底探検では、文化財ボランティアガイドのほか、今年初めての取組で菊陽南小学校3、4年生の子どもガイドがデビューし、来場者に鼻ぐり井手について一生懸

命説明をいたしました。その他、地域住民と企業による豚汁、おにぎり、加工品、工芸品等の販売も行われました。

次に、林務関係について報告します。

11月28日にふれあいの森公園におきまして菊池地域みどり推進協議会の育樹祭が行われました。これは各市町持ち回りのイベントであります。本年度は菊陽町において県菊池振興局、郡内市町林業関係者及び菊陽北小学校緑の少年団により間伐体験や植樹、木工教室などが開催されました。多くのイベントに町として取組をしましたが、議会及び町民の皆様方の御協力に深く感謝申し上げます。

次に、菊陽町行政評価委員会の答申について報告します。

菊陽町行政評価委員会が8月から11月にかけて10回開催され、11月20日に評価結果報告書が町に提出されました。平成23年度、町が町民や各種団体に交付した補助金等の中から、これまでに評価の済んでいない23の補助金を対象に評価が実施されました。町では、この評価結果を尊重し、簡素で効率的な行財政経営を目指してまいります。

最後に、菊陽中学校PTAの平成24年度優良PTA文部科学大臣表彰受賞について報告します。

PTAの健全な育成と発展を資するため、優秀な実績を上げている全国の各学校単位のPTA団体に対して、毎年度文部科学大臣による表彰が行われています。今年度、菊陽中学校PTAが選ばれ、去る11月22日に東京都で行われた日本PTA全国協議会年次表彰式において文部科学大臣から表彰状が授与されました。菊陽中学校PTAの皆さんに心からお喜びを申し上げますとともに、今後とも御活躍を御祈念いたします。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出承認第9号から同意第3号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出承認第9号から同意第3号まで12件を一括して議題とします。

議案は、先に議員各位に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、本定例会に提案しております付議事件について提案理由を申し上げます。

付議事件は12件であります。その内訳は、承認1件、議案10件、同意1件について御審議を

お願いするものであります。

付議事件の順に申し上げます。

承認第9号は、平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）であります。

12月4日公示、12月16日投開票される衆議院議員総選挙等に伴う費用についてで、緊急を要するために専決処分を行いましたので、承認を求めるものであります。

議案第57号は、菊陽町町民参画・協働推進条例の制定についてであります。

内容は、町民と町がまちづくりに関する情報を共有し、町民参画と協働によるまちづくりを推進する仕組みを構築するため、情報共有、町民参画及び協働に関する基本的な事項を定めております。

議案第58号は、菊陽町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、菊陽町暴力団排除条例の一部を改正するものであります。

議案第59号は、菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地域主権改革に係る第2次一括法の公布に関連した下水道法に改正に伴い、公共下水道及び流域下水道の構造の技術上の基準等について条例により定めることとされたため、菊陽町下水道条例の一部を改正するものであります。

議案第60号は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

内容は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、菊陽町防災会議条例及び菊陽町災害対策本部条例の一部を改正するものであります。

議案第61号は、平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2億7,042万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億9,039万7,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金を1億3,500万5,000円、県支出金を1億6,514万円、繰入金金を2,736万7,000円、諸収入を2,143万6,000円、それぞれ増額し、町債を8,450万円減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしたしましては、民生費を2億112万5,000円、土木費を384万7,000円、教育費を385万8,000円、災害復旧費を3,651万円、予備費を2,183万5,000円、それぞれ増額するものであります。

議案第62号は、平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5,668万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億4,481万7,000円と定めるものであります。

歳入は、国民健康保険税を1,800万円減額し、療養給付費等交付金を7,468万8,000円増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を6,064万円増額し、予備費を404万9,000円減額するものがあります。

議案第63号は、平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に327万5,000円を追加し、19億2,295万5,000円と定めるものがあります。

歳入の主なものは、繰入金を232万9,000円、諸収入を90万円増額するものであります。

歳出の主なものは、総務費を193万2,000円、地域支援事業費を136万2,000円、それぞれ増額するものであります。

議案第64号は、平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を318万1,000円減額し、11億6,305万7,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、資本的収入予定額を5,506万2,000円増額し、6億5,707万1,000円と定め、資本的支出予定額を5,188万1,000円増額し、11億2,085万9,000円と定めるものであります。

次に、職員給与費については、37万5,000円増額し、予定額を5,010万円と定め、他会計からの補助金3億9,099万7,000円を3億8,057万6,000円に改めるものであります。

議案第65号は、菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

内容は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、菊池広域連合規約の関連部分を改正するもの、及び副広域連合長について現行の運用に合わせて広域連合長以外の関係市町の長をもって充てると定めるものであります。

議案第66号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、堀川5号線及び光団地北線を新たに町道として認定するものであります。

同意第3号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員のうちお一人が平成24年12月18日で任期満了となられることから、今回新たに菊陽町原水1190番地7の竹田哲夫様を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

竹田様は、昭和47年4月に熊本県に入庁され、監査委員事務局監査審議委員を最後に、平成21年3月に退職をされました。現職時代は土木部、企画開発部等に勤務され、固定資産に関して高い見識をお持ちであり、豊富な経験と高潔なる人柄は委員として適任であると思われまますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 政治倫理審査会の設置について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、政治倫理審査会の設置についてを議題とします。

本件については菊陽町議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、10月25日に審査の請求が提出されました。これにより、同条第9条の規定に基づき、9人の委員をもって構成する政治倫理委員会を設置し、調査を付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、政治倫理審査会を設置し、これに付託し、調査することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 政治倫理審査会委員の選任について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（大塚 昇君） お諮りします。

ただいま設置することに決定しました政治倫理審査会の委員の選任については、菊陽町議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定では議員の中から選出するとなっておりますが、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、政治倫理審査会委員は配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいまから政治倫理審査会の会長及び副会長の互選のため、しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時25分

再開 午前10時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

政治倫理審査会の会長及び副会長が選任されましたので、報告します。

会長に川俣鐵也君、副会長に渡邊裕之君が決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第9、これより閉会中の特定事件、所管事務調査として議会活性化特別委員会、文教厚生常任委員会で研修されました件について、各委員長から報告をお願いします。

また、11月8日から9日に千葉県の市町村アカデミーで開催されました25周年記念特別セミナーに石原武義君が参加されましたので、研修報告をお願いします。

まず初めに、議会活性化特別委員会委員長坂本秀則君。

○議会活性化特別委員長（坂本秀則君） それでは、議会活性化委員会の研修報告をいたします。

10月4日から5日にかけて鹿児島で議員17名と廣野事務局長、計18名で研修を行いました。

1日目は、午後1時半から5時半ごろまで約4時間、鹿児島市内のホテル・レクストンで、前鹿児島県町村議長会事務局長の池田正夫様を講師に招き、事前に送っていた本町の平成23年9月及び平成24年3月の定例会会議録及び一般質問の通告書や会議規則などをもとに、議会運営や議員のあるべき姿についてアドバイスを受け、その後意見交換会をいたしました。

アドバイスの内容は、議会は重要な政策の最終決定者であり、不勉強、無知批判精神なしでは責任を果たせない。議会は首長の財政運営を批判、監視せねばならない。決算の審議では、議長は監査委員を会議に呼び、どのような審査をし、意見を述べ、首長はその指摘にどう応えたか、質疑の機会を設けるべきである。議員は政策論議を高めなければならない。一般質問は政策論議の機会である。政策のない議員は議員の資格はない。休会中の審査事項も明確に定めるとともに、住民との対話を積極的に展開するべきである。予算の要求や修正は議員の大事な仕事である。決算審議では認定のみならず意見の添付に努めなければならない。議会と首長の関係は、1歩離れて2歩は離れずの厳しさが必要である。

研修後もファクスや電話で池田先生とやりとりしました。その中で、池田先生から10項目程度の提案がなされました。会議規則第39条、91条、92条の改正や、一般質問の充実及び活性化、また毎月の全員協議会の開催など、熱心に菊陽町議会のことを思ってくださいました。

2日目は、いちき串木野市の市役所で市議会の議運の皆さんと政務調査費の使途基準と活用状況、議員定数と報酬、議会報告会の状況、開かれた議会への取組の4項目について実情を聞き、意見交換会をいたしました。

いちき串木野市の概要は、平成17年10月11日に旧串木野市と市来町が合併し発足、平成24年8月現在で人口3万616人、面積は約112ヘクタールで、日本3大砂丘の吹上浜の北端に位置します。いちき串木野市議会の実情は、まず政務調査費については月1万円の12か月分を年度当初に各人に支給、使った分については報告書に領収書の添付を義務づけ、未収入分を市に返還させる。定数は平成17年の合併時に22名、平成21年に18名とし、現在は定数調査特別委員会を設置して論議中で、人口減少に伴い市民は定数減を望んでいるとのことでした。いちき串木野市の報酬は、平成19年に一律5%カットし、現在は議長38万円、副議長29万8,300円、議員27万5,500円でした。議会報告会については、平成20年以来4回の議会報告会を行ったが、内容がかたくて参加者が減ってきたので、市民と語る会に切り替えたとのことでした。政務調査費、議員定数、報酬については、議会内外に異なる意見があり、行政、行革路線で縮小をとるか、代表民主主義の本質に沿って現状維持または増加に努めるか、議論中であるとのことでした。

た。

研修後の議会活性化委員会で研修された全員の皆さんから研修報告を受けました。一部紹介いたします。池田先生の講演について、これまで一般質問通告書については手のうちを見せないようにしていたが、今後質問の要旨については見直していきたい。執行部へのお願い、要請はしないということで話があったが、執行部へ注文をつけることはありと思うので厳しい言い方をしないといけないと感じており、その辺を見直したい。閉会中の委員会の活動については今後取り組んでいきたい。いちき串木野市議会については、本町よりも人口は少なかったが市と町の合併したところであったためしっかりした市議会としての組織ができていた。そのため政務調査費があっても市民は納得しているのではないかと。3月、9月の定例会では予算と決算の特別委員会を全議員で審議し、それ以外は各委員会で審議するようにお願いしたい。政務調査費については施策としてきちんとした政策提言までつなげないと納得されないということで報告を受けております。

以上、議会活性化特別委員会の研修報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 次に、文教厚生常任委員会委員長岩下和高君。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） それでは、文教厚生常任委員会の行政視察研修報告を行います。

日時は平成24年11月13日から14日の2日間、私ども委員会のメンバー6名と執行部から1名の計7名で研修を行いました。また、同行していただきました吉本係長には大変お世話になり、ありがとうございました。

研修地及び研修内容は、1日目が11月13日午前佐賀市金立町にありますきんりゅうケアセンター桂寿苑、内容は地域密着型特別養護老人ホームについて、午後は福岡県宮若市の認定こども園さくら幼稚園、内容は認定こども園及び公立保育園民営化について。2日目が11月14日午前福岡県筑紫野市にあります筑紫野・小郡・基山清掃組合クリーンヒル宝満、内容は機種選定と施設導入までの経緯についてです。

まず、1日目は、きんりゅうケアセンター桂寿苑、佐賀市金立町にある地域密着型特別養護老人ホームであります。研修の目的は、現在菊陽町で平成25年9月に竣工を目指し、地域密着型養護老人福祉施設の整備のスタートがスタートしており、地域密着型の施設とはどのような運営、サービスが行われているのかを研修をいたしました。きんりゅうケアセンター桂寿苑は、社会福祉法人凌友会が運営されており、平成20年12月に個室ユニット定員20名、認知症対応型老人デイサービス事業定員30名のサービスが行われておりました。施設の面積は7,591平米、建物の面積は2,512平米で、建設総事業費、土地代を含みまして6億8,195万円、財源の内容は地域介護・福祉空間整備等交付金が4,000万円、借入金が5億円、自己資金が1億4,950万円の予算で建設をされたそうです。施設内は広々としたスペースでとても明るく、個室ユニットは18平米と広く、全室トイレ、エアコン、車椅子対応洗面台など、各個室内の施設が大変充実しておりました。施設の経営理念は、自分が入りたいホームづくり、常に相手への気持ちを考えながら

安心と夢のある環境づくり、利用者とともに笑顔あふれるサービスの提供と、3つ掲げており、職員の皆さんが生き生きと仕事をされているのがとても印象的でした。私もあの施設なら入ってみたいと思いました。これからできます菊陽町の施設も誰もが入園したいと言っていただけのような施設になることを期待しております。

次に、午後から宮若市の認定こども園さくら幼稚園を研修いたしました。宮若市は福岡県と北九州市の政令都市のほぼ中間に位置し、九州自動車道を利用すると両都心に約40分でアクセスができることができます。平成18年2月に宮田町と若宮町が合併し、人口は約3万人で、産業は石炭産業の衰退後、企業誘致により自動車関連産業を中心とする製造業が基盤産業となっており、トヨタの国内第2位の拠点ということでした。また、歴史遺産や温泉を利用した農業や観光産業が盛んに行われておりました。認定こども園についてですが、園設置の経緯として合併後市長選が行われ、現市長がローカルマニフェストと掲げられ、重要施策として教育先進のまちを掲げ、幼稚園、保育園の一元化を図り、子育て支援センターを併設し、預かり保育、延長保育を実施し、子どもを育てやすい環境を整え、就学前教育の重要性、ゼロ歳から3歳は保育、4歳から5歳は教育との理念のもと教育行政を推進されておられました。市役所本庁には民生部子育て・人権課子育て支援グループという専属の課もあり、町全体で次世代を担う子どもたちのことを考えた人づくりに取り組まれているということが強く感じました。

宮若市の認定こども園さくら幼稚園は4つのタイプがある中の幼・保連携型を採用しており、幼・保連携型とは幼稚園と保育園の建物が一体的に設置されている施設で、両者が連携し、一体的な運営を行うことで認定こども園としての機能を果たすというタイプです。定員が70名、現在入所者数は93名で、ゼロ歳から3歳児の保育園児と4歳以上の4時間程度利用する短時間利用幼稚園児と8時間利用する保育園児がおり、この共通利用時間で短時間利用園児と長時間利用園児が年齢別に合同で学級を編制していると。保育園児、幼稚園児と同様に幼稚園教育を行うことができ、小学校入学時には全員顔を知っていると。スムーズな学校生活に移行でき、さらには園と小学校が運動場を挟み、向かい合わせに建っておりました。就学前の一貫した児童の教育ができるメリットがあるということも言われておられました。

次に、公立保育園の民営化ですが、公立保育園3園のうち1園を平成25年4月に移管する予定で、国による公立保育園の運営費の一般財源化と行財政改革における民間活力の導入促進などを踏まえ、これからの保育サービスの向上、推進などを掲げ、民営化を行うということでございました。現在、菊陽町の公立保育園の民営化は検討課題となっておりますが、今後早急に取り組んでいかなければならないと考えております。

今回の研修は2時間の予定でしたが、委員の皆さんからの質問も大変多く、当初の予定時間を過ぎてしまい、時間が足らず、途中で切り上げるという形になりました。ぜひ今度は議会全体での研修が行われればと思っております。

最後は、福岡県筑紫野市にある筑紫野・小郡・基山清掃施設組合クリーンヒル宝満を視察いたしました。この施設は平成20年4月から稼働を開始し、総事業費は121億2,045万円で、福岡

県の筑紫野市、小郡市、それに佐賀県の基山町と県境を越えて清掃事業を展開しておられました。2市1町の人口は17万8,000人です。処理能力は1日250トン、高温ガス化直接溶融炉方式が採用されており、ごみを一気に溶かしてしまうということにより有害物質の発生を防ぎ、無公害、再資源化が可能なスラグとメタルにリサイクルされており、ボイラーでつくられた蒸気を利用し、4,990キロワットの発電を行い、施設内の電力を賄っておりました。余った電力は売電されており、地域住民の生活環境を守り、クリーンで美しいまちづくりに努力をされておられました。現在、菊池環境組合で可燃ごみの処理施設の用地と機種を選定の検討が進められており、今後の参考にしたいと思っております。

以上で研修報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、石原武義君。

○7番（石原武義君） 11月8日から11月9日にかけて平成24年度市町村アカデミー開設25周年記念特別セミナーに参加してまいりました。場所は、千葉県千葉市幕張というところです。1泊2日の研修でした。

講演が3つありまして、そして最後はパネルディスカッションという順序になりました。講演のテーマを順次言いますと、1時半から3時まで、これからの政治の行方、朝日新聞オピニオン編集長星浩氏、3時15分から4時45分まで2回目が最近の分権論議に危惧すること、第30次地方制度調査会会長西尾勝氏、そして翌日9時から10時まで、国の出先機関と道州制をめぐる諸問題、成蹊大学法科大学院教授・地域主権戦略会議構成員小早川光郎氏、そして最後がパネルディスカッション、コーディネーターが時事通信社内政部長明石道夫氏、パネラーが全国市長会相談役佐賀県多久市長横尾俊彦氏、北海道ニセコ町長片山健也氏、関西学院大学経済学部教授林宜嗣氏でございました。

以下、順を追って研修内容の概要を述べさせていただきたいと思えます。

まず、初日の題、最初、これからの政治の行方として星浩氏の講演ですが、まず戦後から世界情勢、国際情勢の変化を述べられました。そして、冷戦終結後の情勢の変化を述べられ、そして日本の政治の流れに言及されました。ここでは皆さん、もうほとんど御存じのことと思えます。新聞等でいろいろと載っております。

政治政策の課題として言われてちょっと心に残ったことは、小選挙区制の導入により政権交代を可能にしたが、まだ日本は世界の変化に追いついていない。世界の変化を10とすると日本の変化は六、七であるということでした。それから、民主党政権は迷走したという感想を持っている。財源がはっきりしないうちにいろいろな政策を打ち出した。党の運営が未熟であった。この点を教訓にしていくべきであるということでした。

2番目に、消費税についてちょっとデータを出しながら少し詳しく説明されました。14年4月に8%、15年10月に10%で消費税については無駄をなくしてから上げるという意見もあるが、節約しても限度がある。星浩の個人的意見としては消費税アップには賛成である。理由と

して、国の収入は90兆円、内訳が税金が40兆円、国債が44兆円、埋蔵金6兆円で、税収よりも借金の方が多い。一方、国の支出の内訳は、地方交付税17兆円、これ以上上げるのは無理、国債の利払い、買いかえ22兆円、これは削れるものではない。社会保障費26兆円、今の制度では毎年1兆円増えていく。そして、一般歳出25兆円、内容は防衛費4兆8,000億円。しかし、半分は自衛隊の人件費である。日本の周りの国で防衛費を減らしている国はない。したがって、削れない。国家公務員の人件費5兆円、これは7.8%の削減になった。公共事業費の削減は5兆円、これは10年前の半分である。一般歳出の削減は2兆円が限度である。消費税の1%の引き上げで2.5兆円の収入になる。したがって、社会保障費を維持していくためには仕方ないと思うと述べられました。この点で私少し思うところは、これは節減と並行しながら消費税を上げていくのが妥当ではなかろうかと私は思っております。国の縦割り行政のおかげで道1本つくるにでも、同じ地区地域に国土交通省、それから農林水産省、それから昔の文部科学省、この3つが同じ地区にあるのもあちこちで散見されます。こういうところも大変無駄であり、削減の対象でなかろうかと思えます。したがって、消費税アップと削減の問題は同時並行的に進めるのが一番妥当ではないかというのが私の意見です。

そして最後に、少しというか、ほんの少しです。最近話題のTPPについて述べられました。結論を言いますと、星浩氏の結論からいいますと、これは自由化と競争を避けては通れない、これからは自由化を競争を避けて通れない、前向きに取り組むべきであると述べられました。これが大体星浩氏のこれからの政治の行方の概要でございます。

そして、2番目の講演が3時15分から16時45分まで、最近の分権論議に危惧することとして、第30次地方制度調査会会長が講演されました。

概要は、最近の分権論に危惧することをテーマとして取り上げました。私は地方分権改革に対する自治体関係者の要求に危惧の念を覚えていると前置きされて、次の3点を理由として述べられました。その一つとして、地方分権改革の究極の目的が正しく理解されていないのではないか。その2として、地方分権改革の難しさを的確に認識されていないのではないか。その3として、地方分権改革に対する地方側からの要求が行き過ぎているのではないか。例として、九州知事会と関西広域連合は地方経済産業局、地方整備局、地方環境事務局の丸ごと移管を要求しているが、今やっている国の仕事と予算は全部よこせといった発想は非常に乱暴であると指摘されました。さらに、一步踏み込んで、国の出先機関の原則廃止の問題を取り上げられました。この問題は迷走していると結論づけ、その理由は何かというと地方分権改革推進委員会で意見が対立している、具体的にはハローワークの全面移管と労働局の廃止をめぐる意見が対立し、いまだに結論が出ないと指摘されました。講演の西尾先生は、全面移管には反対の立場を表明され、次の3つの理由を述べられました。1つとして、ILO87号条約の解釈の問題、そこでは職業の紹介は国の任務であると前文に掲げられている。2として、雇用保険、俗に言う失業保険ですが、その保険料の徴収業務を地方公務員が担えるか。そして、その3つとして、求人データを一元管理する主体が必要であると指摘されました。つまり、都道府県が

ばらばらに求人しては一元管理はできないということを3つ述べられました。さらに、こうした懸案事項は民主党政権の地域主権戦略会議に軽視をされたが、ここでも何が地方に渡せるのか、渡せないか、いまだに整理されていない。渡せる事項についても国の関与がいろいろと留保されている。したがって、国の出先機関の廃止は一旦廃案にすべきだと主張されました。

地方分権については以上のことを述べられ、道州制構想について触れられました。

最近、道州制の機運が高まっているが、西尾先生の考えは、まず基本的な取組として国と道州との事務的配分を検討するに当たっては、純然たる国の事務は国に留保し、道州に移管する事務は道州に移管した方がよい事務と、道州に関しても特段の支障が生じない事務に限定することが重要であると述べられ、そしてその上で道州に移管した事務については、国の立法的、行政的な関与を必要最小限に止めるべきである。言い換えれば、道州は国の下部機関であってはならない。あくまでも純然たる広域自治体であると主張されました。さらに、具体的な取組として、地域によって事情が違うから、例えば沖縄、北海道地区と九州地区、さらに関西、関東の都市圏はそれぞれ事情が違う。したがって、全国画一的な道州制では効果が上がらないので、標準型と特例型に区分せよと語られました。特例型には、事務権限特例型と組織形態特例型を設ける。北海道と沖縄は事務権限特例型、東京圏と関西圏は組織形態特例型にしたらどうかと提案されました。

また、ほとんどの道州制推進論者は市町村のさらなる大規模な合併が必要と主張しているが、この大規模な合併が絶対要件であれば賛成できないと自分の立場を明らかにされました。地方自治体の数は当初3,200ぐらいあったそうですが、平成の合併により1,720ぐらいになり、さらに道州制論者は600ぐらいにせよと主張しているそうです。

講演の最後に、地方議会の地位と権能を強化する改革について語られました。地方議会の地位と強化に関する改革要望事項については、これまで地方制度の調査会で審議されてきたが、今回国会で成立した地方自治法の一部改正をもってしても、なお未解決のままになっている要望事項があると指摘されました。未解決の事項として、1つ、地方議会の招集権を議長に付与せよ、2つ、首長による専権処分の対象から条例及び予算を除外せよということでした。

以上が最近の分権論議に危惧することをテーマとして講演された西尾勝氏の講演内容です。

翌日、9時から10時まで、国の出先機関改革と道州制をめぐる諸問題をテーマにして成蹊大学法科大学院教授地域主権戦略会議構成委員小早川光郎氏が講演されました。これまでの地方制度調査会、道州制ビジョン懇談会、あるいは審査会での議論と検討事項を時系列的に細かく話されましたが、道州制のメリット、デメリットを具体的に論じられた方が道州制の以降の下記の判断に役立つのではないかと私自身は思いました。そこで、話された要点を少し申し上げます。

第1期地方分権改革委員会が地域主権改革へとつながっていき、そこで地方の役割の拡大、すなわち自治体の自主性、自立性の拡大が論じられ、国の出先機関問題がクローズアップされたと同時に道州制移行の議論が浮上してきた。第28次地制調、道州制のあり方に関する答申

2006年にて、道州制の検討の方向として地方分権の推進と地方自治の充実強化、自立的で活力ある圏域の実現、国と地方を通じた効率的な行政システムの構築がうたわれました。その行き着く先として、まず国の出先機関移譲へと議論が発展していったと、これまでの経緯について述べられました。これが小早川さんの発想です。

そして、2日目の講演の最後がパネルディスカッションでございました。そのテーマは、今後の広域行政と基礎自治体のあり方ということをしてテーマにして、明石道夫さん、時事通信社内政部長、それから全国市長会相談役、佐賀県多久市長横尾俊彦氏、北海道ニセコ町長片山健也氏、関西学院大学経済学部林宜嗣氏、このパネルディスカッションで記憶に残った発言を列挙しますところでは、北海道ニセコ町長片山健也氏の発言、広域行政については身近なところで意思決定するのがよいので基礎自治体を残して新たな広域行政を行っていかねばならない。この場合、新たな広域行政に課税権を認める。一部事務組合については住民が遠い、住民がいない。私の町ではコンピューターを購入したところ、更新料が2億円だった。こんなばかなことはないので、自治体情報システム協同組合をつくっている。現在17町村32団体が加入。

佐賀県多久市長の発言、予算単年度主義のため基礎自治体に経営感覚が育ちにくい。自分の町、市ですね。自分の市では小学生も論語を勉強している。また、自分の市では議員との情報交換会を開き、情報の共有を図っている。具体的には、定例議会のない月、4月、5月、7月、8月、10月、11月、1月、2月に行っている。この申し込みは町長、議長、どちらからでも可能。道州制についてはもっと具体的にメリット、デメリットを論じる必要がある。

林宜嗣氏の発言、議会は地域の縮図であるが、ただし1つの議会ですることには少ない。そこで、広域行政という考えが生じてくる。今まで考えられなかった守備範囲にこれから自治体が乗り出していかねばならないとして買い物弱者の問題を提起、自治体は買い物弱者に対しどのように生活を保障していくか、これからの課題と指摘されました。

以上がパネラーが力説された発言でありました。これからは議会も執行部も参考にしなければなりません。

これをもちまして私の研修報告を終わらせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時28分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成24年12月5日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成24年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成24年12月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
書記 山野光子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |               |       |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 町長             | 後藤三雄君 | 副町長           | 中富恭男君 |
| 教育委員長          | 曾我惟雄君 | 教育長           | 赤峰洋次君 |
| 教育次長           | 鶴田義晃君 | 総務部長          | 松本東亜君 |
| 福祉生活部長         | 阪本修一君 | 産業建設部長        | 坂本恭一君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 平野誠也君 | 総務課長          | 實取初雄君 |
| 総合政策課長         | 吉野邦宏君 | 財政課長          | 阪本浩徳君 |
| 税務課長           | 阪本章三君 | 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 |
| 福祉課長           | 宮本義雄君 | 健康・保険課長       | 佐藤清孝君 |
| 介護保険課長         | 渡邊幸伸君 | 環境生活課長        | 大山陽祐君 |
| 町民課長           | 山崎謙三君 | 武蔵ヶ丘支所長       | 堀川正信君 |
| 農政課長           | 志垣敏夫君 | 建設課長          | 松村孝雄君 |
| 都市計画課長         | 小野秀幸君 | 下水道課長         | 今村敬士君 |
| 商工振興課長         | 吉川義則君 | 総務課庶務<br>法制係長 | 中島秀樹君 |

教育審議員 矢野陽子君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 荒木一雄君

図書館長 堀行徳君  
生涯学習課長 服部誠也君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

今定例会より曾我教育委員長が出席されますので、一言御挨拶をお願いいたします。

○教育委員長（曾我惟雄君） 皆さん、改めましておはようございます。ただいま御紹介いただきました曾我惟雄と申します。本日は、大塚議長様より席の御配慮をいただき、大変恐縮に存じますとともに緊張をいたしておるところでございます。

議員の先生方におかれましては、二元代表制としまして、役割を十二分に発揮いただいております、質並びに内容の濃いディベートを展開されておられ、敬意をあらわす町民の一人でもございます。遅れましたが、先の臨時議会におきまして教育委員の御同意をいただきましたことに対し、深甚なる感謝と責任を受けとめておるところでございます。

国の根幹をなすものは人であり、教育にほかなりません。しかし、今日、子どもたちを取り巻く生活環境が多岐にわたり、社会的な問題となっております。とりわけいじめにかかわる自殺等の発生は決して許されるものではありませんし、どのような理由にしろ許されるべきではございません。大人社会における利己主義、拝金主義、生命尊重の意識の衰退、人間関係の希薄化等が考えられるようでございます。60年ぶりに、平成18年だったと記憶しておりますけども、教育基本法が改正されました。これからの日本の教育のあるべき姿、理念、教育目標が示されたことは御案内のとおりであります。私たちは、教育行政と教育現場と、このことを共有し、実践することにより、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な学校教育の充実を図っていかねばなりませんし、子どもたちの未来への限りない可能性と夢への挑戦を切望してやまないところでございます。

何分浅学非才の身であります。皆様方の御助言、御指導を賜りながら、レイマンコントロールの役割を果たしていく所存でございます。大変お世話になりますとともに、今後ともよろしくお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） ありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、本日は一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

一般質問の発言の順位が決定しておりますので、報告します。

1番甲斐榮治君、2番吉山哲也君、3番吉本孝寿君、4番小林久美子君の順となっております。

なお、今回は1日の予定です。

それでは、甲斐榮治君、一般質問を許します。

○8番（甲斐榮治君） おはようございます。

まずは、曾我教育委員長の当議会への出席、一議員として歓迎をいたしたいと思います。どうぞ私たちの意見もお聞きになって教育委員会の議論に生かしていただきたい。よろしくお願いいたします。

それでは、今日は大きく言えば2つの項目を予定しております。政治倫理について、それから菊陽町の町民参画・協働条例について、2つですけれども、いずれもこの議会に対しては既に全員協議会で説明を受けておりますが、これは議員に対する説明でありまして町民の皆さんとか、その辺にもぜひお伝えをしなくてはいけないという意味で、また本日のこの議事についてはきちんと議事録に残るという意味で通告どおりに質問をいたしたいというふうに思います。

先般の鹿児島での研修のときに、この登壇をしてここで前語りをするのはできるだけ自粛をした方がよろしいという講師のそういうアドバイスでありましたけれども、私はこれはケース・バイ・ケースだろうというふうに考えております。先般はもう質問の時間が惜しかったのもう前語りは省略をしてすぐ質問席に入りましたが、今回は若干今一番大事な問題、政治倫理の問題に議会が直面をしておりますので、その辺についての私の認識をまず明らかにした上で質問に入りたい、それをお許しいただきたいと思います。

今回、ここで少しお話しさせていただく理由は、第1は私の今回の質問が正常な資本主義の一番大切な、いわば本質をなす自浄作用、自ら清める作用ですね。自浄作用、すなわち政治倫理の問題であること、それから第2はこの問題への取組が今菊陽町議会や町政の今後のあり方にとって極めて大切な局面を迎えている、この2つが理由であります。できるだけ公平公正に政治倫理条例は運用しなくてはならない。まかり間違っても政治目的に偏って利用したり、そういうことは避けなくてはならない。できるだけやっぱり第三者の客観性を持って物事を考えなくてはいけない。感情的になるのではなくて理性的な判断、一時の思いつきではなくてしっかり学習をしながら物事を考えていく、そういう意味において少しお話をしたいと思います。どうぞ皆さんも、傍聴席の皆さんも、議員の皆さんも、執行部の皆さんも一緒に考えてほしいというふうに思います。

今は事情が少し違っておりますが、西洋で資本主義が発達をいたしました。それと裏腹の関係で民主主義が育まれてまいっております。その基礎の一つはキリスト教におけるプロテスタントの普及にあります。ずっと前の話ですから今のキリスト教の状況と一緒にではありませんが、そのころの資本主義が生まれてきたころのキリスト教の状況をちょっとお話をいたします。

何世紀か前、西洋におけるキリスト教においては、特にカトリックにおいては神と人間の間に教会や聖職者が入りました。神と人間の間に教会と聖職者が入りました。人は迷ったときに

は教会に出かけて神父にざんげ、告白をして、その助言を得ました。人の生涯は、いわば他人任せであったということです。次に、どう行動すればよいかの規範は、教会や聖職者のさじかげんによって決まっておりました。ここに急遽カソリックの、当時のカソリックですよ。の腐敗の原因がありました。教会はそれを買えば罪を免れるとして免罪符を売り、天災や病の流行を悪魔のせいとし、魔女狩りを行うなど、恐怖を持って人を統治しようとしていました。この教会の墮落を批判して、マルティン・ルターなどが宗教改革を起こし、彼らによってキリスト教は新たによみがえったのであります。すなわちプロテスタント、新教の誕生です。資本主義は、このプロテスタントの誕生と大いに関係をしてまいります。プロテスタントにおいては、人は神と直接問答をしました。言葉を変えれば人はバイブルを手を持って、バイブルに手を置いて、ひたすらに自分の良心と向かい合ったということです。良心との問答の苦痛を通して自分の次の行動の規範を探した。カトリックは教会と聖職者なしには成り立ちませんが、人の心の基本は神にすぎること、すなわち依頼心でありました。プロテスタントはバイブルさえあれば信仰は成り立ちます。新教徒たちはバイブルを手を持って自分たちの良心と厳しくひたすらに向かい合いました。自分で自分の心を清め、行いのゆがみを正しました。こうして彼らは身一つで教会もなく、聖職者もない遠いところへでも出かけることができたわけです。これが大航海を可能にしました。人々が世界を舞台に経済活動を展開し、大きな資本を蓄積することを可能にしました。この時代、人々の心の基本は、自らを自ら律する自律であり、何物の力に頼ることなく自らの足で立つ自立、自分で立つでありました。民主主義の理念の基礎をなす自主、自律——これは律する方の律です、それから自立——立つ方の自立——の概念はこうして初期プロテスタントの厳しい信条に由来をいたします。

翻って、我が国の歴史を見ます。明治維新の時期にまだ色濃く残っていた武士道の信条がこのプロテスタントの心とよく似通っております。一例を明治10年にとります。西南の役で政府軍側に立って抜刀隊を組織し、同郷人とやいばと交ねばならなかった大警視川路利良は、ひるんだ薩摩出身の警察官たちを次のように督励をいたします。人と生まれて自助独立の権なく、おのれ一生の利益を人に任せてきびせらるるは牛馬に等しからずや、現代語に直しますと人間として生まれて自分で自分がきちっと立つことなく自分の一生のことを人に任せて何かに縛りつけられておるといのは牛馬と同じではないか、あなた方は立ち上がって自分の目標に向かって邁進しなさいと、こういう意味だろうと思います。我が国の明治世代の指導者たちの背骨を貫いていたのはセルフコントロール、自制心、インディペンデンス、独立心、すなわち自律と——律するの律——自立——立つですね、自立であった。彼らは辛抱強く不平等条約の解消に取り組み、厳しい財政の中で資本を食い潰すことなく、アジアの諸国はほとんどこの資本を食い潰しております。しかし、明治政府は食い潰しませんでした。国家が借りた金は必ず返し、祖国防衛のためには自ら血を流すことをいといませんでした。資本主義において遅れをとった我が国が世界に参加していくには、指導者も国民も実に苛烈な忍耐と克己心を必要としたのであります。そして、G7と言われる先進資本主義国家の隊列に加わった今日の我が国の社

会の基礎は実にここにあります。長々と申し上げました。

さて、資本主義というのは、平たく申し上げますが、基本的には自分が一番もうかるように行動する自由が保障される仕組みを持った社会です。自分が一番もうかるような、そういう仕組みを持った社会、ここから良心の自由、思想信条の自由、結社の自由、経済活動等の自由が出てまいります。しかし、同時に皆が認める最低限のルールが存在する社会でもあります。この最低限のルールと申しますのは自他の基本的人権、信用を中心とする契約の尊重、市民としての種々の責務、みんなが守るべきルールが必ず存在する。すなわち資本主義という立方体の一面が自由であるとすれば、その反対の面は厳しい責任であります。自分で自分を制する自律の心を持つことがその必須条件であります。もし、資本主義から、我々の社会から自律心、自分で自分を律する心、すなわちセルフコントロール、自制心や自浄、自分で自らを清める自浄の倫理を除くなら、それは弱肉強食の猛獣の資本主義、あるいはマフィアの資本主義とも呼ぶべきものになり果てるであります。こうして私たちが政治倫理と呼んでいるものは、社会の正常さを自ら維持しようとする正常な資本主義社会の本質をなすものであります。私はこういう認識をしております。もう一度、申し上げます。ここを申し上げるために長々と申し上げましたが、社会の正常さを自ら維持しようとする正常な資本主義社会の本質をなすもの、これが政治倫理であるというふうに思っております。

さて、長々と申し上げましたが、先ほど申し上げましたように非常に大事なときを迎えておりますし、感情で物事を決してもならないし、あくまでも理性的にこういう問題は考えなくてはならない。特に同僚議員も介在をしております。そういう中で、私たちはやっぱりきちっと学習をしながら、冷静に物事を判断しなくてはいけないという意味で、少し長くなりましたが前語りをいたしました。

あとは、この認識に従って質問席で質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 政治倫理に関する質問に移ります。

1番目ですね。議員の親族が経営する企業が町公共工事を受注することについては政治倫理上ふさわしくないとの議会の意思表示が9月定例会の第45号議案を通じて示された。このことをどう受けとめるかということでございます。

第45号議案と申しますのは、光団地の築造工事といいますか、それに大照工業が入っており、JVの一角に入っており、そういったことで議会としてはそれはふさわしくなろうという結論を出したと、こういうことございました。このまんまの質問でそれにお答えいただきたい。これは、担当の課長というよりも町長か副町長、どちらかにお答えを願いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 9月の定例議会で提案しました議案第45号は今甲斐議員が言われましたように町営光団地第2期7・8棟建設工事の請負契約の締結で、契約の相手方は3業者で構成さ

れる特定建設工事共同企業体でしたけども、賛成少数ということで否決をされたところであり  
ます。議案が否決されたという事実を受けとめまして、町では行政実例を参考に、同一工事  
名、工事内容で指名業者を全て入れ替えて、再度指名競争入札に付し、仮契約締結を議会に提  
案し、承認をいただいたところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） とおっしゃるだろうというふうに思いましたが、事実はそのとおりで、そ  
ういうふうにあとは実行をされております。ただ、私がお聞きしたのは、こういった議会のそ  
の意思が示された、そのことについて、例えば町はこのことをどういうふうにとっているのは少し  
抽象的かもしれませんが、よかったとか、悪かったとか、ここが不十分であるとか、そういつ  
たことを実は聞きたかったわけで、その辺についてはいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） まず、この議案が否決されましたという事実があります。ですから、そ  
のことはもう決定事項でありますから、それに基づきましてその後の事務手続をする必要があ  
るということで今町長が答弁したとおりでございます。この議案がどうして否決されたのか、  
そのことは議員の皆様お一人お一人に聞いたわけではありませんので分かりませんが、  
私どもとしては業者の指名から入札事務、それから仮契約に至るまで何ら法律に違反している  
ところもありません。その他の条例等の規範に違反しているところもございませんので、それ  
をもって何をどうするというはございませんので、いつもどおりに正当な手続にのっとっ  
て再入札をしたということでありまして。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ただいまの答弁は要するに大照工業があの中に含まれておりますけれど  
も、それともう今日は名前を使わざるを得ませんので申し上げますが、福島議員とは別にその  
法令上、それに違反するようなそういう事例はなかったと、こういう判断をされているという  
ことですか。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） 御質問の項目にあるような議員の親族が経営する企業が町公共工事を受  
注することについては政治倫理上ふさわしくない、これはそれぞれの思いでありますから思い  
で結構ですけども、それをもって指名から外すべきである、契約すべきでないということはど  
こにも決まりがありません。日本は法治国家でありますから、やはり憲法で保障された経済活  
動の自由、議員活動の自由、これを規制するためには明文化されたものによって正当な手続を  
経て決定されるべきだというふうに考えております。ですから、私どもは公務員として法律を  
守る立場にございますから、それに従いまして愚直に仕事を進めておるというわけでござい  
ます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 町としてはその法令に違反するという、そういうふうには判断をしておら

ないということですね。実は、私たちもこれは結論を出しているわけではございません。御承知のとおり昨日政治倫理審査会を合計9名で発足させまして、川俣委員長、それから渡邊副委員長のもとで今後いろんな調査が進んでいくと思っております、とにかく今の時点で私たちもだから今副町長が申されたことについては議会として調査をいたしたいというふうに思いますが、それではその法令に違反していなければ指名を続けるつもりであるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） それは②の質問ということでよろしゅうございますね。

まず、入札の件についてお答えいたします。

議員の御質問の趣旨は、10月12日に7件、11月2日に10件の土木工事の指名競争入札を執行いたしております。これは、これまでの方針を継続した形で指名を実施しております。指名審査会の方では公正な競争と適正な施行の確保、さらに町内業者を育成し、地域の活性化を図ることを基本といたしまして、工事請負建設業者選定要領に基づきまして工事の内容、難易度、設計金額などを勘案し、業者を選定し、その後町長決裁を経て入札を執行したものであります。そこで、町が当該業者をいかなる判断によって指名したか、また今後も指名を継続するつもりかということであると思っておりますが、本町の議会議員政治倫理条例第5条では議員と一定の関係がある企業については町との契約を辞退しなければならないと規定されております。しかし、現時点では、いずれかの企業がこの条例に違反しているということは判定できません。仮にある企業がこの条例に違反しているという事実が明らかになった場合には、当該企業は町との契約を辞退しなければならないという規定であります。ですから、その企業は町との契約を辞退するということが義務づけられております。一方で、町が契約を拒否できるという規定にはなっておりません。また、町の入札参加資格等に関する要綱では、第2条の入札参加資格として、町議会議員との関係で具体的に定めている事項はありません。また、工事請負建設業者選定要領の第4条に定めます指名建設業者の選定においても、町議会議員との関係で具体的に定めている事項はありません。さらに、入札参加資格審査申請、いわゆる指名願でありますけれども、これを提出する業者は町の仕事を受注するために指名願を提出するものであります。町としては入札参加資格者名簿に登録があるものについて、正当な理由がなく、議員と一定の関係があることのみをもって指名をしないということとはできないと考えております。

次に、政治倫理条例や入札の指名に係る裁判の判決、これにつきましても私どもは遵守する必要があるのではないかというふうに見ておりますけれども、まず昨年10月、広島県府中市の政治倫理条例関係で広島高等裁判所の判決は、市議会議員の2親等以内の親族が経営する企業は市が発注する工事の契約を辞退しなければならない旨を定めた市条例の規定は憲法上保障された当該企業の経済活動の自由及び当該議員の議員活動の自由を制限できる合理性や必要性を欠いているものであり、無効であると認定されています。

また、県内の自治体の例でございますけども、裁判の例といたしまして工事の指名競争入札から意図的に外されたとしまして地元の土木建設業者がその自治体に対して損害賠償を求めた訴訟では、本年9月の熊本地方裁判所の判決では業者の主張を認め、自治体に損害賠償の支払いを命じていますし、また別の自治体においても同様の訴訟がありまして、これは平成22年2月、熊本地方裁判所の判決は建設業者の主張を認め、自治体に対し賠償金の支払いが命じられました。これらの判決によりますと、正当な理由がなく、指名において不公平な取扱いをすることは違法であるということでもあります。

本町では、同じ格付の町内業者は平等に取り扱っておりまして、特定の業者に不利益を与えるようなことはしておりません。もちろん特定の業者に有利な取扱いもしておりません。仮に町が正当な理由なく指名において不公平な取扱いをしたら、訴訟を起こされて敗訴するという事態も考えられます。

以上、申しましたように町としましては憲法で保障された経済活動の自由や判例などを総合的に勘案し、正当な理由がなく特定の業者を指名しないことはできず、今後もこれまで同様憲法やその他の法令に従って事務を進めていく考えであります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） この府中市の件で高裁の判断ですね。これについては私もずっと前から目を通しております。府中市のその政治倫理条例が2親等という理由のみをもってその指名から排除したということに対する高裁の判断で、これは憲法違反であるということ、そのとおりでございますが、ただこれは内容は2親等以内の親族が経営するという、その理由だけをもって指名を外したり、そういうことはそれは憲法違反に当たると、こういう内容で、言うならばその2親等以内の親族であろうが、あるいは全く赤の他人が経営する親族であろうが、問題は資本金、それからそれに準ずる者の3分の1以上をその当該の議員が会社に出所しておるかどうか、それから定期の報酬とか住宅、車両、その他の便宜供与を受けておるかどうか、あるいは経営方針に日常的に参画をしておるかどうかですね。それから、議員が役員と同程度の執行力と責任を持っているかどうか、その辺とこの経営、当該企業との関係ができたときに初めてこれは条例に違反するとかせんとか、そういうことになる、そういうふうなことだというふうには私は解釈をいたしております。ですから、私たちとしてもこの審査会を開きますけれども、問題はその2親等であるという、その事実だけではなくて、そのほかのそれを支える事実があるかどうか、その辺を調査をしていきたいというふうに思います。

それで、このちょっと簡単に答えてください。指名ですね。指名の願いはいつ受け付けられますか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

指名願は町内の業者、県内の業者につきましては平成25年度から2年間の受付を今年度中にやりたいというふうに考えています。現在、平成24年度でございますが、24年度につきましては

は平成23、24年度、2年間の受付をもう済ませておりますので、県内の業者につきましては25年度に更新という形で考えていただければよろしいかというふうに思います。一応2月を受付期間として計画しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ちょっと質問が悪かったと思います。2番にもう移りますが、10月12日と11月2日に行われた町の公共工事の指名競争入札において、指名審査会は議員の親族が経営する複数の企業を指名し、さらにそれらの企業は3件の事業を受注している。いかなる判断によって町はこれらの企業を指名したのか。また、今後も指名を継続するつもりか。これに移りますが、もう少し詳しく申し上げますと、平成24年10月12日には株式会社大照工業が久保第2雨水調整池築造工事を3,835万円、落札率94.86%で受注をしておりますね。それから、平成24年11月2日、株式会社大照工業が堀川汚水枝線築造工事を1,228万5,000円、落札率94.24%で落札をしております。さらに、同じ日に有限会社佐藤建設が平成24年度農地等災害復旧工事津久礼第1工区ですか、3,517万5,000円、落札率96.41%で落札をしておると。佐藤建設の場合には、あるいはその災害ということなのでその条例の設定外になるというふうに思われたのかもしれませんけれども、そういった事実が起きております。これは落札ですけれども、指名にはそのほかのその工事にも全部今の2社が入っておりますですね。この指名は何月の指名の受付ですか。それによって行われたのか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

何月の受付ってところがちょっとはつきり理解できないんですが、もう一度よろしゅうございますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） その指名の受付です。指名願が出ますね。その何月に出た指名願をもとにして指名をしたかということです。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

指名願につきましては、現在平成24年度でございますので、平成23年と24年が業者の有効期限でございましたので、23年2月に受付を済ませております。それから、平成24は今2年間使っていくというふうな形になりまして、25年度が更新という形になります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 平成23年2月の指名の受付に基づいて指名をかけたのと、こういうふうに理解していいですね。

それで、この2月の時点、それはこの例だけではありませんが、その指名願を受け付けて指

名簿に登録しますね。そのときに、この資格審査みたいなそういうことはやっているんですか、やっていないんですか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えします。

指名願が出まして、いろんな規定がございまして、該当する分については全て登録をいたしておりますし、例えば書類が不足しているとか、そうした場合は当然お返しをして再度追加出させていただくような形になります。ですから、不備がなければ登録はするというふうな形でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、その登録をする際に今我々が問題にしている、その政治倫理上の諸点ですね。こういったことについては一切考えないわけですか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えします。

指名願の受付は議員との関係というところまでは要綱的にもありませんし、全体で受付件数が1,500件ほどあります。その中でいろんな添付書類等要件がそろっておれば登録するということございまして1,500、その議員がどこの業者の役員になっているかというのを全て把握につきまして不可能だというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それはもうそういう確かめ方で、また今後に残していきたいというふうに思います。

それでは、大体これまでの答弁を要約しますと、この大照工業あるいは佐藤建設ですね。議員でいますと福島議員と佐藤議員ということになりますが、その平成23年2月に登録をしておると。ですから、今後とも町の考えでは指名を続けると、こういうふうに理解しとっていいですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この議員の政治倫理条例につきましては、このいわゆる議員の2親等以内の企業の方に対するこの規定だと考えております。そういうところで、そういう企業の場合、そういう2親等以内の企業が辞退をし、またそういう内容でありますので、町といたしましてはさっきも副町長の方から答弁しましたように憲法、それから法令、いわゆる地方自治法等に基づいた中で判断しておりますけれども、そういう意味で広島県の府中市の今最高裁まで上告されておるかと思っておりますけれども、その結果がどう出るかということもありますけれども、自治法上でもこの中でもこの議会の議員、議員本人に対する制限というのがありますけれども、いわゆる親族等の分についてはないような状況でありますので、今の状況の中でやっぱり憲法を遵守

していけば、この町にあります議員条例の中ではこちらが指名をそれに基づいて外していくということになりますとさっき言ったようなこの県内の裁判結果等のそういうこともあるということ、今のところ副町長が申し上げたような内容で対応していくというふうな状況であります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、先ほど副町長によりますと議会の決定ですね。先ほどのですね。前の議会の第45号議案ですかね。それは議員さんの考え方であってというふうな、そういうことも申されましたが、議会がそういう意思を示したということについてその当事者とは何らかの話がされましたか。されなかったですか。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） その当事者と申しますのはどなたのことを指しているんでありましょうか。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 佐藤議員、あるいは福島議員に対して。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） いや、別にこの件に関してその議員さん方と話をしたということはありません。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それも確認をしておきたいと思います。

それでは、3、4、5、一括しての質問に移りますが、平成11年に制定された菊陽町議員政治倫理条例が本年9月定例会で改定をされました。また、本年10月3日には、本議会は町執行部に対して条例を尊重するよう申入れをしております。この一連の経過をどう評価されたのか。また、今後どう対応されるのか。これ一応もう昨日全協で議員としては一応のそのことは聞きましたけれども改めてお答えいただきたい。

それから、菊陽町全体に普遍する、といいますのは町長、副町長、教育長、指定管理者、町議会議員全体を対象とする政治倫理条例を制定する意思はあるか、これもお聞きしたい。

それから、政治倫理の審査に際して町民が調査請求権を行使して審査に参画することをどう思うか。まとめて御答弁願いたい。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町議会議員自らが制定された町議会議員の政治倫理に関する条例につきましては町議会において議決されたものでありまして、行政を執行する町といたしましては真摯に受けとめて日本国憲法や地方自治法などをはじめとする法令の範囲で当該条例を尊重していきたいと考えております。

そして、昨日の全員協議会の中でも説明いたしましたけども、町では現在町長と、いわゆる町長、副町長、教育長に関する政治倫理条例の制定に向けて準備を進めており、その条例はい

わゆる町民全体の利益と基本的人権の尊重を基本に法令を遵守しながら公正な行政運用を進めることを目的として制定したいと考えているところであります。

ところで、もう議員も御承知のように日本国憲法の第94条において、地方公共団体はその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができることを定めております。すなわち日本国憲法や地方自治法などの法令などのもとに町の条例を定め、地方自治を進めるということでありまして、また、地方自治法では第148条の規定に基づき、これ町の場合に読みかえますと、町長は菊陽町事務を管理し、及びこれを執行するということになりまして、第149条に定める事務を担当することと、町の長が担当することとされております。一方、議員には、第112条において予算を除く議案提出権が定められている同時に、議会は第96条に定める事件を議決するという基本的な流れがあります。また、町長には議決事件に含まれない予算編成や執行、内部組織の編成や職員の監督等があります。すなわち町の行政を執行する長である町長と、議決による町の執行をチェックしようとする議会とは立場や役割が異なってくる場面が出てまいります。そこで、町長等と議員全ての者に当てはまる条例を制定しようとするれば、それぞれの役割や立場における政治倫理を整理しなければなりませんので、場合によっては立場の異なる内容が混在することで混乱を生じることが考えられます。

また、先ほど条例改正について話がありましたけれども、条例を改正しようとする場合に町長、私の方から提案するのか、議員から提案するのかといった混乱を招くおそれもあると考えられます。そこで、町長等と議員に関する政治倫理条例を定める場合は、法令の範囲でそれぞれの立場で検討し、それぞれの立場で決めていく方がそれぞれの姿勢を明確にすることもできますし、町民の皆様の理解も得やすいものと考えているところであります。

そして、現在、町長等に関する政治倫理条例の制定に向けて、昨日も申し上げましたように準備を進めているところでありますが、政治倫理において遵守事項として定めた内容に違反すると認められるような場合は一定の手続を経た町民の皆様からの請求に応じて審査会を設置していく方向で調整をしております。

また、審査会の委員は、社会的に信望があり、条例の規定に基づく調査に関して専門的知識を有する方及び地方行政に関して高い識見を有する方を考えているところでありますが、その位置づけや構成につきましては今後検討していくことにしておるような状況であります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 大体昨日説明を受けたとおりの答弁であったかと思いますが、まずこの質問に移る前のいろいろな件を聞きましたけれども、これについては議会の方としては審査会は審査会として別にその判断をしたいというふうに思いますが、今の質問に関して私が1つ思っていることは、町長のおっしゃることも分かります。昨日、その説明を受けた倫理、執行部に関する倫理条例でしたけれども、その方向性としてもある程度納得のいく内容ではあると思いますが、ただ1点ですね。1点、今町民のその調査請求権ですね。それと、審査に町民が参画

する、そのこと、これも昨日の執行部に関する政治倫理条例の中には十分盛り込んでありましたが、私たちが10月3日ですか、申し込みに行ったその内容といいますか、その本質は議会が政治倫理条例を制定する、そしてそこに審査会を設ける場合、町民が参画できないんですよ。議会の中につくる場合は審査会ができたとしてもそれはあくまでも特別委員会の扱いになって、議員しかその委員になれないという、そういう地方自治法上の制約がございます。ですから、私たちが申し上げたいのは、実はこの府中市の例とも関連するんですけども、府中市であれだけその高裁の判断が出た、最高裁に今行っているということですけども、内容は要するに事実関係をちゃんと査定して調査されていないということが1つですね。それから、上位法との関連の、これが余り討議されていなかったんじゃないかと、府中市の場合はですね。

それから、どうも議事録も私読みましたけれども、少し政争の具になっているような気にもあると。ですから、この議会の中で政治倫理条例、あるいはそれに基づく審査会をつくった場合に、今はいいですよ。つくった人たちが実際におりますので運用上問題はないけれども、一定の時間が経過したときに、今言ったような政争の具にも使われかねない、そういう危険性もはらんでいると思います。やはりその中で一番いいのは、第三者によるこの調査機関の設定ですかね。そして、住民が直接請求できる。こういったことが備わっていないと政治倫理条例としては非常に片手落ち、片手落ちという言葉はいけませんですね。非常に妥当性を欠くんじゃないかというふうな判断があります。ですから、できればこれは先ほど申しましたように町長などと議員を含めた政治倫理条例、今後話し合ってくださいよ。して、その中に町民の調査請求権も入れ、それからその審査に町民が参画するという形をとった方がいいんじゃないかというふうに判断をしております。それについては、先ほど町長から、いや議会は議会の特殊性があるし、執行部には執行部の特殊性があるのもということでしたが、今後これはやはり話し合いで一本化して行って、全体を網羅するような条例にできないかということ、これは私まだ個人の考えですけども、その辺については考え方はいかがでしょうか。議員ではその第三者機関ができないんですね。附属機関ができませんので、あくまでもその町長の附属機関というふうにならないと、これができないもんですから、今の質問をしております。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） お答えいたします。

まず、議員の倫理条例に基づく審査機関がどうあるべきか、これは議会の方で決定されるべきでありますので、執行部としてはどうあるべきということで口を差し挟むべきではないと思います。ただ、1つには、なぜ全国的にそういった議会の中での審査会かと申しますと、議会は自由な議論を担保するために高い自治性、自立性が保障されていると。ですから、議会の中でのことは議員の中で解決していくということになっているのかなというふうに理解はしております。ただ、これはもう判断されるのは議会の方でございます。例えば、もう倫理条例の審査会のあり方としましては、議員がおっしゃるとおり一体となった条例の中で一つの審査会で扱われることもありますし、また首長側と議会、議員の方とそれぞれの条例があって、ただし

審査会はその1本の首長の附属機関として設置された審査会で取り扱うという規定をしているところもあります。ですから、先ほど申しましたように議会と首長がそれぞれの役割、権限の違い、また姿勢の違いを示すということでめいめいつくった方が明確になるんじゃないかなということをお申しましたけれども、例えばそういう形であっても審査会は議会の方でいろいろと議論されて、こちら側の首長の附属機関でつくった審査会で取り扱うという御判断、選択もあるかなというふうには思っております。これにつきましては議会の方で議論されると思いますし、またこちら側の、首長側の町長等の倫理条例をつくる中でも、昨日は骨子という段階で意見交換させていただいたわけでありますので、いろいろ御提案がありましたら一つ一つ一緒に知恵を出し合いながらいいものをつくっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、町長にお聞きしますが、ただいまの件についてはまだその話し合いの余地があるというふうに解してよろしいですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 昨日も骨子案ということで全協を開いていただいたところではありますが、これはいずれにしても、この執行部の方の条例をつくる中でも、また固めていく中でまた議会の方とも今の件も含めてまた話し合いといいますか、御意見も聞きながらまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） あと8分になってしまいました。政治倫理については議会の姿勢も問われるし、あるいは町全体の姿勢も問われる、そういう大事な問題であろうかと思っております。したがって、これは我々は昨日政治倫理審査会を発足させておりますけれども、今後調査もいろいろしなくちゃいけない、そういうこともございます。あとの政治倫理審査会に第三者を入れる、あるいは第三者の請求権を入れる、そういった問題についても今後のことがありますので、ひとつ町執行部も議会との意見交換をやって、そしてできるだけいいものを、いいものを残していければというふうに思っております。

あと一つ、第2番目がもう時間がほとんどありません。今これをやってもちょっと中途半端になってしまいますので、これは今日は傍聴に来ていらっしゃる方にもこの2番目の町民参画・協働条例ですか、これに対する質疑についてもお聞きになりたいというあれがあるかもしれませんが、これは10日月曜日ですね。月曜日にこの条例そのものが議案として載ってまいりますので、その質疑の中で私がここに上げておくことについてはただしたいというふうなことで、今日はもうこの政治倫理条例1本で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉山哲也君、一般質問を許します。

○4番（吉山哲也君） おはようございます。

今回は、先ほど甲斐議員の方からも一言ありましたけども、活性化委員会の方で研修に行った先の講師の方から登壇しての挨拶も省いて一般質問の方に入ったらどうかというようなことも言われましたので、今回私の方はそういう形でとり行いたいと思います。よろしくお願ひします。

早速一般質問の方に入らせていただきます。

質問内容につきましては通告書の方で記載のとおりでありますので、その順番に従って質問をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず、質問事項の1、教育行政と特別支援教育ということについて質問をいたします。

この特別支援教育については、文部科学省の方から平成19年に特別支援教育の推進についてという通知文が出ております。これによりますと、障害のある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点から3点が大きな目標として掲げられております。1点目が、幼児、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個々の能力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うと。2点目、特別な支援を必要とする幼児、児童・生徒が在籍する全ての学校で実施される。3点目、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、さまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであるという指針が示されております。本町教育行政においても、教育委員会教育振興基本計画というものが策定されておりますが、中でもやはり同じような状況で特別支援教育の推進がうたわれております。また、地域社会における共生の実現に向けて、今年6月には懸案でありました障害者総合支援法が成立されたところです。そこで、質問要旨に述べているように、内容について説明を求めたいと思ひます。これによってさらなる菊陽町の特別支援教育の充実をというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひします。

まず、質問要旨の1ですけども、本町特別支援学級の現況について質問します。

最初に、御紹介しました文科省の通知にもありまして、各学校に対して特別支援教育を行うための体制の整備及び取組というようなところで6点ほど具体的に記載があります。このような学校現場の状況について教育委員会の方では十分把握されておるものと思ひます。この文科省の通知に従って具体的に質問も行いたいところではありますが、通告の方には学級数、障害種別、職員配置等と記載しておりますので、まずはそのあたりについて御答弁をお願ひしたいと思ひます。あと、そのほかの部分であとの質問と重なる部分もありますので、それでよろしく

お願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

本年度、本町における特別支援学級でございますけれども、町内の6小学校に2中学校の全小・中学校に学級は設置されております。学級数は24学級、在籍する児童・生徒数は64名です。障害の種類ごとに置かれる学級の種類は知的障害、自閉症、情緒障害、肢体不自由、難聴、病弱、身体虚弱の学級があります。各小学校の状況により設置されておる状況です。職員の配置につきましては、学級担任となる県費の教諭等でございますけれども、29名が配置されております。また、特別支援学級に在籍する児童・生徒や特別支援学級に在籍はしませんが、学校生活の中で支援を必要とする児童・生徒の支援のため、町費で特別支援指導助手を32名配置しております。そのような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） それでは、そのような状況の中で教育行政の立場から見た教育現場の課題に対してどういう取組をなされているのか、そのあたりについてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問の課題等について、また取組について回答したいと思います。

本町特別支援教育の課題でございますけれども、小・中学校に児童・生徒も急速に増加しております。特別支援学級に在籍する児童・生徒や特別支援学級に在籍しない児童・生徒、在籍しませんが通常学級で支援を必要とする児童・生徒も年々今増加しております。また、支援のあり方についても医療的ケアを要する児童・生徒も在籍するなど、よりきめ細やかな対応が必要となってきておるところです。このため、教育委員会では特別支援学級の新設及び増設に伴う施設等の整備や特別支援指導助手、これの人員増など、さらなる予算措置を講じなければならない状況でございます。支援を必要とする児童・生徒につきましては、保護者、担任、関係機関と連携し、支援の仕方などについて個別の支援計画を立てて支援しています。学期途中などで通常学級に在籍する児童・生徒で支援が必要であると分かった場合には、学校は保護者の理解を得た上で支援したいと考えておりますが、学校から保護者へ支援が必要であることを伝える上でデリケートな話になるため、大変苦慮している状況があります。このことが大きな課題であると考えております。課題に取り組む取組としましては支援を必要とする児童・生徒や切れ目のない一貫した支援を行う必要がありますので、就学前からの児童の様子や必要な支援など、幼稚園、保育園、それから学区小学校へ、小学校から中学校へつないでいくために幼・保・小・中が連携して取り組んでいるところです。これは教育委員会が、幼稚園、保育園、小学校、医療機関、社会福祉協議会、保護者、町の福祉課、健康・保険課の代表者や担当者で構成する特別支援連携協議会を設置しております。中学校ごとに地区割りしまして、地区コーディネーター会議や養護学校の教諭等の巡回相談などを実施し、連携した取組を進めておるとこ

ろです。

加えて、保護者の特別支援教育の理解も必要であると考えております。本来、先に申しました大きな課題というのが、この保護者の特別支援教育の理解、このあたりが非常に今から大事、19年当時からのあたりに集中して検討をコーディネーター会などで進めてきたところですが、特別支援教育につきましては全ての保護者に対しまして毎年特別支援教育についての啓発パンフレットを配布しております。幼稚園、保育園、小・中学校では、全職員で連携しながら保護者とともに特別支援教育に取り組んでいることや、学校はさまざまな関係機関と連携して子どもたち一人一人の成長に合わせて支援することなどを啓発しているところです。

それから、先に議員がおっしゃられましたような福祉課が主管になりますが児童福祉法の改正により障害児支援が強化されております。本町に住む障害児は法改正により個々のニーズに合ったサービスを利用することが可能になりますが、相談支援事業所に障害児支援利用計画を作成してもらうことが要件となっております。このため、サービスを利用する児童・生徒の学校における個別の支援計画を立てる際には、事業所と十分連携する必要があります。教育委員会としましては、町が進める障害児支援につきまして、福祉課、教育委員会、学校がさらに連携し、取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今の答弁で幼・保・小・中連携というようなことも言われました。そういうところで、一、二点、ちょっと確認の意味もありましてお願いをしたいと思います。

まず最初に、特別支援教育助手だったですかね。町費での職員さん、この方々の採用時というか、採用後における特別支援教育の方のある程度の専門性も要求されると思うんですけども、そういうところで免許状の取得とか、その後のこの研修とか、そういう状況はどうなんですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） まず、この特別支援という分が言葉として出たのが先に申されましたとおり平成19年当時からの動きが大きく変わってきております。それ以前は特殊学級というふうな学級の名称でもありまして、今は特別支援学級というふうに変わってきております。その当時、もうちょっと前からなんです、国関係の若干その辺のてこ入れも必要だということではあったと思いますが、実際通常学級なり普通の障害のない普通学級、それから障害をお持ちである、支援を必要とする支援学級、その辺の区分けが学校内でも学級として2つあるわけですけども、これに特別支援学級としての児童の立場の児童・生徒、それと普通学級ですね。こちらの児童・生徒がおりまして、この特別支援学級の方には担任の先生、学級が県の方から認められますと県費の先生が担任として配属されます。しかし、普通学級の方では1、2年生、小学校1年生では35人学級で運営しております。それ以降は40人学級になっておりまして、こちらの方にも特別支援学級までの支援を要しないようなお子さんがやっぱりおります。そういうことになりますと、県費の職員の担任の先生が35人なりを授業を進めていく中でやはり支援

を要する子どもがおりますので、普通学級の方にですね。こちらの方で授業が成り立たないということになりますとこれではいかんということで、県費としては支援指導員がつきませんでしたので、町単独で市町村、各市町村もそうなんですが取組を始めてきたと。そういう中で、やはり年々今申しましたように増加している中で普通学級にメインとしては普通学級の対応という形の特別支援指導助手を配置しておるところなんです、中にはやっぱり必要な時期においては特別支援学級に入るということも当然あります。そういう関係で配置してきたという経緯がございまして、導入当時は資格的なものは余り要件としてもまだ人材確保ができない状況でしたので、資格的な要件は採用の要件としては余り持っておりませんでした、最近はやはり支援学級の方が19年ぐらいから動き始めてきた中で今現在としては教職員免許等がメインとしての条件と。ただ、その中でも支援に対する資格、やっぱり取得、そういう専門の支援教育の専門の資格をとまではまだ普通の特別支援学校においてもまだそこまで整っているところは100%はないのかもしれませんが、本町でもまだそこまでの資格はちょっと無理だなということで、教職員の資格を今のところは採用の条件としております。そういうことで、今のところ研修等については、まだその辺は今研究しているというふうな状況で、特別その必要であるときには、支援学級の研修があるときにはその必要性に応じて出ていける先生方には送り出すということもありますが、大々的に町独自でその研修をするということは今のところはまだやっていないという状況です。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 今、研修の話がございましたので、1つ紹介させていただきますと、今年の8月、この大会議室におきまして特別支援学級の先生、それから特別支援指導助手、今課長の方が紹介をしました32名の先生方にも集まっていたかまして、昨年本町の教育委員会でつくりました特別支援指導の手引書というのがございまして、特別支援指導助手の先生方の動き、考え方、あくまでも校長の学校経営の方針に従って、それから担任の先生が主として授業を進めますので、その補助役ですよ、それから支援が必要な子の実態を十分学級担任と話し合いをして、今の授業におけるこの子の支援についてはどういった手だてをすればいいのかを考えて動いてくださいという研修会を持ったところです。また、その場では議員さんの方からも話がありました児童福祉法の改正ということで福祉課の担当の方からも来ていただいて、その趣旨、今後の動きということについても説明をしていただきました。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 町の方としても、支援教育の方に力を入れていただいているということだと思います。そのほかに、あと2点ほどお尋ねをしたいと思います。

町の方におかれましては、この時期、就学指導委員会というようなものもあるということ、またその教育委員会の方で定期的に学校訪問されているというようなこともありますが、その訪問の実態としては大体どれぐらいなのか、定期的に。

それともう一つは、先ほども協議会と地区のコーディネーターとか、そういう方との連携協議会とかということも言われましたけども、その協議会の実態としてどういう活動をされているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

まず、学校訪問の実態でございますが、年間2回、6小学校、2中学校を訪問させて、時期的には6月末から7月半ばが第1回目でございます。それから、2回目が2月ということで、6月には校長からの本年度の学校経営の方針というのをしっかり聞かせていただいて、各教育委員の方から質問等もありまして課題を明らかにして、じゃあどういった本年の取組をするのかということで聞かせていただいております。

そして、全学級見て回りまして、子どもの実態、それから教員の指導の様子、それからお話が話題が出ております特別支援指導助手の活動の様子等も見せていただいて、その後また校長、教頭、教務主任、研究主任等を交えまして意見交換会をしておるということです。2月につきましては、その6月に話が出ました課題等に向けてどういった成果が出たのか、またどういった課題が残っているのかというのを、また授業参観も含めまして話し合いの場を設けております。

また、2学期等につきましては、先日菊陽西小学校での研究発表会等もありました。そういうときにはプラスアルファということで、また教育委員会として訪問させていただいて授業を見せていただいて、どういった研究の取組がなされているのか、またその取組の成果を本町の各学校にしっかり波及してもらうということで、各学校の管理職をはじめ先生方からも多数参加をさせていただいて、活発な意見交換会をしているところでございます。

それから、特別支援の協議会の方ですけれども、先ほども研修会ということを持ちましたけれども、その前に本町自体、全部の福祉課なりも含めまして教育委員会、それから各学校の校長、それから担当者を集めた会議等を持ちまして、本年度の研究のテーマを決めるということで、その後はおのおの中学校単位、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校、それぞれ1中、3小学校ありますので、具体的に意見交換をしながら協議を重ねてくださいということで数回会議をしております。ついせんだって先週でしたでしょうか、それぞれの校区で、場所はこちらの役場の方を使いましたけれども会議を中学校区単位で持っている。その際に講師の方を招いて、施設経営者の方だったですか、招いてお話を聞いたりとかする機会を設けていると、そうやって進めているというのが現状です。

あともう一つ、何かあったですかね。よございませうか。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） そういう状況でやっていたらということですが、そういう中でそういう協議会とか、委員会の方の訪問とか、そういう中でその保護者の方の立場っていいですか、そういう保護者のかかわり方ってどうか、そういう部分ではどういう状況がある

んでしょうかね。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 保護者のかかわり方ということでございますけども、今言いました特別支援の連携協議会、これの構成委員ですね。こちらの方にやはり保護者の方も入っていただきたいというのをございまして、各中・小学校、幼稚園、それから保育園、このあたりの方、それから保護者代表としてやはり支援の保護者であられるPTAの方を2名今現在入っていただいて、率直なその協議会の中での意見交換、このあたりを行っているという状況がございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） そのほかには例えば町の方には身体障害者の相談員さんとか、知的の相談員さんとかという方もいらっしゃいます。それと、またもちろん民生児童委員の方もいらっしゃるわけですが、そういう各町の機関といたしますか、そういう方たちももちろんそれに入っていられるというふうにございましてよろしいですね。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 個別に教育委員会としての立場で今ずっとお答えしておりますもんですから、そういうこの協議会の中では関係課が全て入っております。それから、当然今申しました医療機関の先生ですね。関係も入っていただいておりますし、あと専門、また介護保険であったり、福祉課の方で個別なその辺の対応というのは当然なされておりますし、学校内部においてはこういう形の組織を持ってどういうふうな指導計画を立てていくのかとか、引き継ぎをどうしていこうかというような協議会の中での連携をとっていったりという部分で進めているという状況です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 分かりました。じゃあ、そういう状況でもこの時期ですんで、先ほどもちょっと触れましたが、その就学指導委員会とかという中でその就学の手続がいろんな形で進められていると思うんですが、もう簡単にでも構いませんけども、次年度、来年度の入学予定者とか、そういうところで少しお話をいただければと思います。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、特別支援学級の編制の流れという部分で簡単に御説明したいと思います。来年度の学級編制に向けて本町では障害のある児童・生徒の就学につきまして学校教育法施行令第18条の2という部分がございます、それに基づきまして適切な就学指導のための調査審議機関である就学指導委員会、これを設置するようになっております。保護者のそこが一番重要になってきますのが、委員会に諮ります一つ一つの児童に対する保護者の意見、これが非常に大きくございますけども、その保護者の意見、それから障害の種類、程度等に応じて医学等の観点から総合的な判断を行い、就学指導を行っております。教育委員会は就学指導委員会からの会を開

かれまして、答申をうちの方がしておりますので、この子はどういうふうに進んだらいいのか、特別支援学校がいいのか、特別支援学級がいいのか、そのあたりを専門的なこの会の方で判断をしていただいて、それを教育委員会に対して答申を出していただくという手続になっております。その答申を受けまして、学級編制において特別支援学級の新設が学校に特別支援学級がない場合、これは新設という形で学級をつくっていくわけですが、その学級の新設の必要があるならば県の教育委員会、こちらの方へ要望しまして、特別支援学級へ児童・生徒の就学を進めておるとい状況です。

実際、御質問の本年度現在までに就学指導委員会を1回開催しております。まだ、今後も開催する予定であります。来年度の見込みは平成24年10月1日現在でございますが、特別支援学級の見込みとして26学級、それから在籍する児童数が62名となっております。この中で小学校入学予定児童が4名、中学校の入学予定生徒が7名というふうになっております。新たに開設を予定している学級は、武蔵ヶ丘北小学校の知的障害学級、それから菊陽中学校の難聴学級、武蔵ヶ丘中学校の難聴学級、その3学級でございます。なお、武蔵ヶ丘中学校の難聴学級については、新学期の生徒受入れのため、本年度末までに難聴教室の整備を行うということしております。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） いろいろそういう状況で来年度の状況が見えてきますが、そこにはその先ほどお尋ねした特別支援助手の方の増減とかっていうのはこういう例えば児童数なり生徒数が増えていく中で助手の増減とかっていうのは予定をされているんですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これは人的配置で、今先に説明しましたように特別支援学級には県の教育委員会が認められますと県費の担任の先生が1人つきますので、そういう中でまた必要の程度も出てきますが、先ほどもお話ししましたように普通学級の方に特別支援学級に在籍しておりませんが、そちらの方で支援を要するという状況は各学校の方からヒアリング、またそれに対する資料関係を教育委員会の方へ提出いただきまして、ヒアリングをしながらその重要度関係を勘案しながら、ぜひこの部分には何名要するという部分が出てまいります。そういうことで、最終的には予算という新年度予算にかかわってまいりますので、また予算ヒアリングの中で町と教育委員会と話しまして人員を配置していただくという手続があるわけでございますが、ただ今現在までの経緯としましては、毎年今総数としましてはお話ししましたが毎年4名ずつ程度はお願いして予算を措置していただいて人員配置をしてきているという現実はありません。そういう中では非常に菊陽町としてはほかの市町村に比べると誇れるところかなというふうに今考えているところです。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） そういう状況で、特別支援教育の充実が図られているところだと思います。最初に、もう申し上げました特別支援教育という教育現場という教育現場での本人の教

育、授業の受け方なり学校での生活とか、そういういろんな面が出てくると思うんですけども、それを教育現場、その助手の先生や担任の先生とか、校長先生以下一丸でやられているという状況だと思うんですけども、そういう子どもたちであってもやっぱり一人一人が町内の住民でありますし、学校の現場を離れたらやっぱり地域生活といいますか、その地域社会の中での育みっていう部分があると思いますんで、その辺を教育委員会っていいですか、教育行政の立場からもいろんな機関との連携でやっていただけたらと思います。現にそうやられているとは思いますが、さらに充実するようにそういうところでお願いをしたいと思います。

また、その一人一人もやはりニーズが一人一人違ってくるし、教育現場においては個別の教育指導計画なり、また指導計画とかっていろいろな細かい部分での計画がありますんで策定も十分にやっていただいて、一人一人がいろんな形で少しでも自立に向けて伸びていく、また共生社会の実現に向けてですね。そこが一番その教育にとって一番重要なところであるかとも思いますんで、その辺のことをお願いをしたいというふうに考えているんですが、唐突ですけど今日は教育委員長も出席をいただいて大変ありがたいと思っております。そこで、最後にこの教育行政から見た特別支援教育という、もう限定的な部分でございまして、その辺について今後の充実に向けて委員長のそのあたりの思いっていいですか、そういうところを述べていただけたらと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 教育委員長。

○教育委員長（曾我惟雄君） 大変実は戸惑っておるのが現状でございます。ただいま吉山議員から本当に微に細に特別支援に対する御質疑等があったわけでございまして、担当課長あるいは次長からその件については述べられたわけでございます。私も先ほど御質問がありましたように各小・中学校に訪問を実はさせていただいておるわけでございまして、いろんな障害をお持ちの子どもさんとの対面も実はさせて、それぞれの立場の子どもたちと会話を交わさせていただいておりますし、その点につきましても本当に支援の助手の方、あるいはその支援学級の先生方が本当に親切丁寧、懇切に対応されて、本当にリピートといいますか、繰り返し繰り返しこういう方々については教えていただいている現場を見たわけでございまして、先ほど課長が申しましたように町当局のこういう予算に対する御配慮というようなことは大変ありがたく思っておるわけでございます。また、片やいろんなことをお聞きするに及びますと、そういう県の施設が実はございまして、そちらの方に行っただ方がなご本人としての将来的な展望を見たときにはそちらの方に進んでいった方がいいじゃないかという意見等も聞くわけでもございますけども、それはやっぱりあくまでもその選択権というのは保護者にございますもんですから、いわゆる教育委員会としてはそのような中で取り組ませていただいておりますから、今後につきましてもそのようなことの中で、いろんな詳細にわたっては教育委員会の中で検討をいたさなければならないわけでございますけども、現状を踏まえての今後ということになればそのようになるかというふうに思っております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） ありがとうございます。

それでは、続きまして質問要旨の質問事項の2番の方に移っていききたいと思います。

質問事項の2は、今年の7月の九州北部豪雨災害というようなことで質問を通告をしております。本当に今年の7月12日でしたけども、気象庁の発表によればこれまでに経験したことのないような大雨というようなことを何度も言われまして、それからもうはや年末にかかって5か月が過ぎようとしているところではありますが、本町においてもいろんな各方面でのその復旧策がとられて、昨日も町長の方からそういう形で報告もいただいたところです。また、今月広報きくようの方にも、私は昨日家の方には来ましたんで昨日見たところですけども、そういうところでいろんな状況の報告がっております。また、先月末、これたしか11月28日だったと思いますけど、この熊日に県の情報として白川の大規模改修に着手するというような報道発表もあったところです。そういう状況の中でこの本町として把握されている状況といたしますか、その災害復旧の進捗状況といたしますか、そういったところで質問を上げておりますけれども、その辺のところの説明をお願いをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 災害復旧の進捗状況ということで、まず河川ということをお問われていただきますので河川の災害復旧の進捗状況についてお答えいたします。

7月12日に発生しました九州北部豪雨災害において、菊池地域振興局管内の白川の菊陽町から大津町区間では延長約6,400メートルにわたり護岸等が倒壊するなどの被害が発生し、菊陽町管内だけでも延長約1,500メートルの護岸被災や浸水被害等が発生している状況です。このため、町は、国、県に対し早急な災害復旧に合わせて再度の災害を防止するため河川整備計画を策定し、河川改修を行うよう要望を行ったところでもあります。これらの災害を受け、白川の管理者であります熊本県は、直ちに国へ被災報告を行い、災害復旧工事の申請に必要な測量設計の業務を実施し、10月9日、10日に国の実施査定を受けております。その実施査定の結果を踏まえ、災害復旧事業に関する地元説明会を先ほど議員がおっしゃったように12月号の広報紙にも載せておりますけども、今月の10日から14日まで地区ごとに開催されるところです。復旧工事においては、国の実施査定で認められた被災箇所用地買収等の必要のない箇所を先行して発注し、できるだけ早く来年の出水期までには一定の効果が発揮できるよう災害復旧事業を実施していくとのことでもあります。また、災害復旧事業とあわせて改修を行う箇所については、測量設計や用地取得のための立ち会い等の業務を実施し、早急な改修を行うよう努めるとのことでもあります。町としても一刻も早い復旧が進められるよう引き続き県に強く要請していく所存であります。

次に、道路の災害復旧の進捗についてお答えをします。

まず、町道等については、白川からの越流による土砂や流木による通行どめでありましてので、菊陽町土木建設業協会に各種災害に伴う復旧業務委託に関する協定に基づき、災害が発生

しました7月12日の午後から14日までに土砂等の撤去を行い、全線開通しております。

県道につきましても、一部区間で土砂等による通行どめ区間がありました。その日のうちに開通しております。一方、のり面等の崩壊等の災害が発生しました下津久礼の白川沿いの県道瀬田竜田線につきましては、2トン車以上通行どめの通行規制が続いておりましたが、10月18日から全面通行どめにより災害復旧工事が行われ、11月いっぱいまで工事が完了し、12月1日から全線開通しております。また、津白橋南の県道辛川鹿本線ののり面崩壊箇所におきましても、平成24年度内での復旧工事を行うとのことであります。

それと、11月28日に熊日新聞に載りました白川の大規模改修着手ということについては、通常の災害復旧事業とは別に災害対策等緊急事業推進費の予算が配分されたということで、これはただ単に原形復旧を行う災害復旧だけでなく、再度の災害を防止するため、用地買収を行い、築堤を築いたり、川底の掘削を行う河川改修計画であります。災害復旧とあわせて行うものであって、こういった白川の災害関連事業につきましては、先ほど申しましたように今月の10日から5日間に分けて地元説明会を行うこととしております。この河川改修計画については、先月予算配分の決定を受けた関係から、測量設計等につきましては説明会後の発注とのことであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） ありがとうございます。失礼しました。項目として河川とか、農業用水とか、そういう形で上げておりました道路というふうなところまで御説明いただきましてありがとうございます。

その他、今河川とか道路というようなところで答弁いただきまして、続きまして農地等についてはどうなっておりますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 農業用水と農地等について農政課の方で御説明いたします。

農業用水については、白川から取水している農業用水の中で白川左岸側を潤します馬場水田につきましては何ら被災もありませんでした。しかし、白川右岸側の水田を潤す、上井手、下井手、玉岡井手、津久礼井手の各頭首工は著しく被災しており、門扉を開閉する電動巻き上げ機が使えずに手動での応急対応でしのいでいるところです。これらの頭首工の復旧は、災害状況が甚大であることから、県営災害復旧事業として実施することになり、11月の第2週に国の査定を受けたところです。被災は、頭首工が主で、水路本体は軽微な被災でありますし、県の復旧計画では来年の田植え時期までには頭首工の復旧工事を終えたいという等の方針でありますので、例年どおりの用水確保はできるものと思います。

続いて、農地等について御質問にお答えします。

農地等の復旧につきましては、査定前工事着手申請であります応急本工事の申請を行い、10月15日に承認を得ましたので、11月2日に復旧工事を発注したところです。今後は1月中の

春エンジンの作付けに間に合うよう鋭意工事進捗を図りたいと考えています。しかしながら、曲手地区の農地については白川の防災機能の強化を図るために白川の拡幅や堤防のかさ上げが計画されており、県の用地取得が確定してから町の復旧工事の発注となりますので、完了時期については今のところ未定であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 広報の9月、11月、12月号と、逐次情報提供があっておりまして、それと多くがちょっと重なるようなところがありましたけども、そのほかについてですけどもその11月号には迅速で的確な水害対応を目指してというようなこともあっております。また、防災情報メールのサービスの登録を要請というようなことで記事も載っております。こういった形でその災害復旧っていうのは進んでいっていると思いますけども、そういう状況の中で、またもう一つ質問要旨の2に通告しておりますけども、各種その申請状況、減免の申請状況ですね。これについて、また広報と重なる部分もあるかと思いますが、説明の方をお願いをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 各種減免の申請状況についての税に関するものについてお答えします。

まず、災害による減免事項に関する条例の規定を整備するために菊陽町税条例の一部を専決処分により改正し、あわせて関係規則を改正しました。条例改正については第2回菊陽町議会臨時会で承認をいただいたところです。さて、今回の災害減免の手続について簡単に申しますと、災害についての案内を町広報等、ホームページでお知らせしているところです。また、被災者からの申請を待つのではなくこちらから周知した方がいいのではないかとということで、災害の状況調査の結果をもとに税ごとに減免の対象になると思われる納税義務者に個別に減免についての案内をしました。その後、納税義務者からの申請により内容を審査して減免をしております。それから、今回の減免の対象となるのは、固定資産税、住民税、国民健康保険税の3つの税であります。

それでは、11月末における税ごとの状況ですが、まず固定資産税については家屋の床上浸水の被害を受けられた33人の方に家屋分21万8,100円と、その敷地分20万7,800円、農地等の被害を受けられた105人の方に59万9,200円、合計102万5,100円を減免しました。

次に、住民税については、住宅家財の被害額等農作物の減収による損失額が減免額算出の基礎となります。そして、住宅等農作物の両方に被害があった場合、その場合はどちらか大きい方となります。住宅家財の被害については固定資産税の減免に用いた資料を、また農作物の被害については菊陽町農業再生協議会で作成された被害状況の資料をもとに減免申請の案内をし、9人の方から72万8,000円の申請があっています。

最後に、国民健康保険税については、住民税と同様の資料をもとに減免申請の案内をし、6

人の方から計85万9,000円の申請があります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 下水道課長。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、下水道からは下水道使用料の減免措置について申し上げます。

7月12日に発生した九州北部豪雨災害の際は、河川の氾濫や道路の冠水によって家屋や納屋、倉庫等に浸水被害のあった世帯では、土砂や泥水の除去に大変御苦労されたところであり、町では、町の災害対策本部が把握いたしました被災世帯のうち、床上、床下の浸水被害のあった世帯を対象として土砂等の除去作業に使用されたと見込まれる水道水量分の下水道使用料金を一部減免することといたしました。減免措置を行うに当たり、上水道料金と下水道料金の減免措置を一体的に取り組むため、大津菊陽水道企業団との協議を重ねまして、最終的には4月から6月までの3か月間の上水道の平均使用水量を基準といたしまして、被災月の7月と8月の使用水量がこれを超えた場合は、その超えた水量分の上下水道料金を減免することと決定いたしました。今回の対象世帯は全て大津菊陽水道企業団に下水道使用料金の徴収を委託している世帯であるため、減免決定者への周知方法としましては、9月と10月分として請求する料金明細書に記載されました料金減免通知書とお知らせ文、これを大津菊陽水道企業団から被災世帯に郵送したところでございます。なお、使用料金の減免に際しましては、本来使用者から減免申請書等の提出を求めています。今回は被災世帯の心労を考慮し、減免申請書の提出は求めないことといたしました。最終的に減免措置を行った世帯は67世帯と1つの公民館で、減免水量の総量は1,050トン、下水道使用料金の減免総額は10万6,820円、一方上水道使用料金の減免総額は15万5,390円となり、被災世帯への負担軽減を図ったところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） 続きまして、介護保険料及び後期高齢者医療保険料と2つの課に減免規定がありますので介護保険課の方で答えさせていただきます。

まず、介護保険料についてです。

菊陽町介護保険条例施行規則第7条に保険料減免の規定があります。一方、後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県の後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の減免取扱要綱第2条に規定があり、減免の申請手続についてはともに町広報紙9月号でお知らせしたところでございます。

現在までに介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免に関する問い合わせや減免の申請はあっておりませんが、それぞれの減免対象者については、税の資料をもとに住宅の床上浸水被害対象者を把握しており、介護保険料が23人、後期高齢者医療保険料が14人となっております。介護保険料と後期高齢者医療保険料で減免対象者数が異なっておりますのは、介護保険の対象者が65歳以上であるのに対して、後期高齢者医療保険の対象者が75歳以上であるためで

す。どちらも現在農作物の全部損失の被害状況把握について抽出を行っており、結果が間もなく出ますので、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免について一緒に御案内をする予定です。

また、農作物の一部損失については、収穫終了後の被害状況確認が必要なため、12月末の農業共済組合の損害保険料算出後の来年1月以降になる予定で、こちらについても結果が出た後、速やかに御案内の通知をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 各種減免の減免措置の申請状況についてお尋ねをしたところでありますが、もう時間も残り少なくなっておりますので質問要旨の3番に記載しております、こういう各種減免なり災害復旧ということではいろいろ行ってもらっているところですが、こういうことの次年度予算への影響といたしますか、そういったところでの今現時点での考えていますか、そういうところで手短にお願いをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、次年度予算への影響はどのように考えられるかについてお答えいたします。

まず、歳入でございますが、税関係では平成24年分の所得税、住民税の申告において雑損控除の申告があるかと思っておりますので、この分によりまして25年度の町民税が減少することがあるかと思われま。また、災害によりまして農業所得などが減少することがあると思っておりますので、この影響によりその分の町民税と国民健康保険税が減少することがあるというふうを考えております。

それから、歳出でございますけれども、農政関係で今年度3,520万円ほど町債を活用する予定であります。この分の償還の元金の償還が平成27年度から入ってまいりますので、そちらの方が負担が今後出てくるというところでもあります。さらに、災害復旧のうち、先ほど農政課長が説明しましたように、上井手や下井手の頭首工の復旧工事がございます。これにつきましては県の施行ではありまして、その分の負担金が出てくるかと思っておりますが、現時点ではまだ詳細がつかめておりませんので、予算は施工額が固まった時点で調整する予定でありますので、その際はよろしくお願ひしたいというふうにお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 申し訳ないです。多少ちょっと急いでもらったような状況があります。もう時間がありません。質問事項の3番目に予定しておりました鼻ぐり井手公園の拡張整備ということでお尋ねをしておりますが、これについてはもう先月18日に鼻ぐり井手祭というような盛会のうちにとり行われて済んできたところでもありますので、そういう形で着実に計画遂行されているようなふうを考えております。もう時間ありませんので、申し訳ありませんけど質問事項の3番の方は割愛をさせていただきますので、また個別にちょっとお尋ねに参る場合も

ありますけども、そのときはよろしくお願ひします。

これで私の一般質問の方を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時10分

再開 午後1時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君、一般質問を許します。

○3番（吉本孝寿君） 菊陽政策研究会吉本でございます。

ここの議場に上がるべきかどうか考えましたが、おのおの考え方は皆さんあられると思いますが、やはり厳粛な議場でございますので、私は国旗に一礼をして一般質問を行うという形で進めたいと思いますし、今後も進めさせていただきたいというふうに思います。

今回は町長が2年前に掲げられましたマニフェスト、お約束というところの検証をさせていただきたいというふうに思います。

質問の方は議席にて行わせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 昨日衆議院選挙が公示され、各党からさまざまな公約が提示をされております。ほとんどの国民はこの提示された公約を一つの判断材料として投票をされるわけですが、今回の質問であります熊本県内におきましても、蒲島県知事、幸山熊本市長、荒木合志市市長に対しましてローカルマニフェスト、いわゆるその首長が有権者に出した約束の検証がさまざまな角度からなされております。菊陽町においても、菊陽町次世代育成支援行動計画さんさん輝く陽っ子プランの平成23年度の取組と今後の課題と方向性も公表されるなど、幾つもの分野で検証がなされております。平成22年9月に行われました町長選挙公報において、町長は7つの重点政策を実施します、今後4年間見届けてくださいと記してあります。今回の質問でございますが、町長がその際に掲げられた7つの重点政策の中から、また平成32年度までの期間とする第5期菊陽町総合計画の33の基本政策を照らし合わせ、2年前の公約を全て検証することはできませんが、進捗状況と今後の課題、方向性を質問をしてみたいと思います。重点政策の質問の最後におのおのトータル的にはございますが、町長御自身で5段階で自己評価をしていただきたいと思いますというふうに思います。なぜそこまでのかとお申しすと、やはりしっかりと数字にあらわすことで今後2年間の目標をしっかりと捉え、来年以降の方向性が明確に打ち出せると考えるからであります。進捗状況は課長答弁でよろしいかと思いますが、今後の方針につきましてやはりこれは町長が取り組む2期目の重点政策をもとに質問をさせていただくわけ

でございますので、町長御自身で任期までのどのように取り組んでいくのか、また御自身の言葉でその思いをお聞かせいただきたいというふうに思います。

早速ですが、1番目の質問でございます。

1番目は、子育て支援、高齢者、障害者福祉、健康づくりの政策についてであります。ここでは2点をお尋ねいたします。

まず、生涯にわたる健康の保持、増進の中での健康づくりの拠点となる施設の整備であります。平成22年、後藤町長の後援会だよりには保健センター建設と記してあります。この保健センター建設につきましてどのような検討がなされてきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 保健センターの建設につきまして、健康診査や健康づくりの拠点となるセンターを建設し、住民の健康管理を充実させ、また地域における健康づくりの支援など、住民の皆様の生涯にわたる健康の保持、増進に寄与するものでございますけれども、厳しい財政状況の中にあり優先度の関係から建設には至っておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 保健センターの建設についてであります。本町の現在建てております平成32年を目標とした基本構想の中で健康づくりの拠点となる施設の必要性を掲げております。その中で前期基本計画におきましては、もう議員も御承知のとおり小学校のいわゆる耐震関係、それから改築、増築ですね。それから、光の森複合施設などの大型の建設事業が続くことから控えておりますけれども、後期基本計画の中で改めて判断し、実施に向けた検討をしたいと考えております。そういうことで、建設までの間ありますけれども、今まで同様に既存の町の施設であります老人福祉センター、図書館ホール、三里木町民センター、あるいは町民体育館などを十分活用して健診の機会の提供に努め、また現在建設計画を進めております（仮称）光の森複合施設の中にもこの健診会場を確保し、健診機会の充実を図りたいと考えているところであります。

また、総合計画、この基本構想策定の段階の審議会の中で審議会のこのメンバーの先生の方から健診等については身近なところ、身近に行けるような施設で実施した方がよいという意見もあったところであります。そういったこともありましたけれども、ただいま述べたような状況で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） すいません。ただいまのが町長の課題と方針というところでございます。

それでは、2点目でございます。

子育て支援の充実という中で、菊陽町次世代育成支援行動計画がございます。現在病後児保育事業がふれあい交流・福祉支援センター内で実施をされております。現場のお話を数日前にお聞きいたしましたところ、多いときにはキャンセル待ちが出るほどであるということござ

います。さらには、西にはあるので、東にあれば子育てをされる方はなお喜ばれると思いますとのことでございました。平成26年度までに新たな1施設での目標がありますが、実施に向けてどのような検討がなされてきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 病後児保育事業の進捗状況についてお答えします。

菊陽町では、近年都市基盤の整備に伴います人口の増加とともに核家族世帯や働く女性の増加、就業時間、就労形態の多様化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変貌し、次世代を担う子どもたちの子育て支援の重要性が増してきているところであります。このため、町では平成22年度から平成26年度までを対象年度とします町の子育て支援に取り組む基本的な方向を示した菊陽町次世代育成支援行動計画後期計画、別名さんさん輝く陽っ子プランを平成22年3月に策定しました。御質問のこの病後児保育事業は、このさんさん輝く陽っ子プランに基づき、町が社会福祉協議会に委託をしまして、現在ふれあい交流・福祉支援センターで開催しております。この事業は、平成15年6月にスタート、子どもが病気回復期で保育園や学校に行けないときに保育士あるいは看護師が保育する事業でありまして、病後児保育室「こあら」の愛称で呼ばれております。生後6か月から小学校3年生までの子どもを対象に事前登録制で受け付け、月曜日から土曜日まで最大10時間受け入れており、料金は町民と町民以外で町内の事業所の勤務の方等の違いによりまして1日につき1,000円または2,000円となっております。

平成23年度の利用者数は、年間で延べ430人、1日当たり施設の方は受入れ可能な人数が5人ですが、それに対して利用者は1日平均1.5人と、年間ですけれども平均になっております。今ごろの季節の風邪とかインフルエンザ等が流行します冬の季節の利用者が多くなっております。先ほど言われたさんさん輝く陽っ子プランによりまして、この病後児保育事業は平成26年度まで実施箇所を2か所を目標にしておりますが、病後児保育室「こあら」の今の受入れ可能な人数はまだ余裕がありますので、今後またこの病後児保育事業のニーズが高まってくれば、また別な施設でまた新規に実施するということを今後検討する必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この病後児保育でありますけれども、今福祉課長が申し上げましたように町のさんさん輝く陽っ子プランの中で施設型病後児保育事業の実施箇所数2か所ということで上げておりますけれども、現在は今申し上げましたようにふれあい交流・福祉支援センターの病後児保育室「こあら」1か所で実施しているところであります。利用状況も今申し上げたようなところで、受入れ可能な人数を年間的には下回っている状況でありまして、まだ今のところ余裕があるというところで見ているところであります。ただ、利用者のニーズを慎重に見きわめながら陽っ子プランにありますようにあと一か所設置するかどうか、設置するとすればどの施設で、また設置もいろいろ民間ですとか、いろいろ方法もあるかと思っておりますので、そういう

ものについて詰めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 町長にお聞きをしたいと思いますが、子育て支援というところで病後児保育事業がありますが、病児保育っていうのもありますけども、病児保育に対しての町の取組はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 病児保育につきましても、これは民間でどこか、町内じゃなかったかと思えますけれどもされておるといところでそういうところを利用する方法もあるかと思ったところでもありますけども、現時点ではいろいろこの体制上の問題もあって、病児、それを町で実施するというところまではまだ考えといいますか、そういう進めていくところまで具体的に詰めておるような状況ではまだありません。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ぜひとも子育て支援というところでいけば病後児と並行して病児保育の方もいろんな施策のもとに進められていかれた方がいいのかなというふうに思えますところではありますが、1番目の子育て支援、高齢者、障害者福祉、健康づくりについて町長御自身で2年目にして御自分での評価、非常にやりにくいのかなと思えますが、評価をしていただきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 質問の要旨の中で5段階で自己評価ということでありましたけども、現時点ではちょうど2期目の2年が過ぎたところでありまして、そういった評価基準も自分なりにきちっとまだつくったものがないので、この自己評価、点数化することについて答弁は差し控えさせていただきたいと思えますけれども、この内容の今の取組の中でどう取り組んでいくかということについて若干評価的なところも含めまして答えたいと思えます。

子育て支援につきましては、次世代育成行動計画、通称さんさん輝く陽っ子プランの行動計画に基づきまして各種の事業を展開し、子育て支援、環境の充実を図っているところであります。特に子ども医療費の無料化につきましては、23年4月からそれまで小学校6年生であった分のいわゆる医療費助成であります。これを中学3年生まで引き上げを行いまして、子育て家庭における医療費の負担軽減を図ったところであります。

また、高齢者対策といたしましては、高齢者保健福祉計画を3年ごとに見直しを行い、計画に基づいて高齢者が住みなれた地域で安心して生活できる体制整備を行い、また関係機関等との連携を密にして各種事業を展開しているような状況であります。

障害者福祉につきましては、障害者計画及び障害福祉計画をこれも平成23年度に見直しを行いまして、計画に基づいて障害者の実情に応じたサービスを提供し、障害者の社会参加の促進を図っているところであります。

健康づくりとしましては、これも平成23年度に健康増進計画を作成し、生活習慣病の予防、

病気の早期発見、早期治療に重点を置いた施策を展開するとともに健康意識の高揚、健康保持増進を図っておるところであります。

以上のように第5期の、これはもう人を大切にする大きな柱の中に掲げておりますけれども、健康福祉分野の目標達成のために各種の事業を行い、町民の皆様方の御理解、御支援と御協力等をいただきながらおおむね計画どおりに事業推進が図られているというふうに評価しているところでもあります。今後も、いろいろなことがありますけれども、各種計画等に基づき、町民の皆さんが安心して生活できる環境の整備を図っていききたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 自己評価非常に難しいというところで、以後は割愛をさせていただいて町長の思いを伝えていただきたいというふうに思います。

続きまして、2番目でございます。

2番目は、小・中学校の教育環境と内容の充実の政策であります。

まず、学校教育の充実の中で学校設備の更新であります。やはり小・中学校の空調整備の問題、これが1番だというふうに思います。温暖化が進む近年におきまして、夏場の気温の上昇は私どもが小学校、中学校時代に経験したことのない非常に辛い状況にあるというふうに思いますし、またそういうお声もお聞きいたしております。生徒の集中力を維持するためにも、教育環境と内容の充実、すなわちクーラーの設置の充実が必要と思いますが、どのような検討がなされてきたか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、空調化ということがメインかと思いますが、前段として耐震化事業がどうしても絡んできますので、若干その辺触れてから入りたいと思います。耐震化事業では、小・中学校8校ではありますが、耐震化を必要とする学校は、武蔵ヶ丘小学校、菊陽北小学校、菊陽中部小学校、武蔵ヶ丘中学校、菊陽中学校の5校でございました。そのうち、昨年までに耐震化が完了している学校が、武蔵ヶ丘小学校、菊陽北小学校、武蔵ヶ丘中学校の3校でございます。残りの耐震化事業は、菊陽中部小学校、菊陽中学校となっております。菊陽中部小学校は現在皆さん御存じでございますが改築事業を行っており、平成25年8月に完了する予定でおります。また、菊陽中学校の耐震化事業につきましては、平成25年度と26年度の2か年事業ということで今のところ完了を予定しておるところです。これから冷暖化関係になりますが、小・中学校の冷暖化につきまして、これまでは各学校で保健室や特別支援教室など、冷暖化が必要とする教室には随時整備してきております。各学校全体の冷暖化としましては、菊陽南小学校は現在の校舎建設時に熊本空港関連事業により整備されております。菊陽西小学校では現在の増築工事を行っております。これにあわせて整備してまいりますので、完了と同時に整備されるということになります。それから、菊陽中部小学校、菊陽中学校では、今進めております耐震化事

業、それから今後進めます耐震化事業にあわせて取り組むということにしております。中部小学校は来年の8月には全部空調が入ることになります。残りの菊陽北小学校、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校、武蔵ヶ丘中学校につきましては、平成26年度までには整備をする予定であります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） お尋ねの小・中学校の教育環境と内容の充実についていいですか、その点につきましては大変厳しい財政状況の中にありますけども、耐震化事業につきましては文部科学省が目標としております平成26年度までには完了する予定であります。

それから、冷暖化の事業でありますけども、熊本県内の小・中学校としてはこれは先進的な取組として実施しているところでもあります。いずれも今学務課長が言いましたように任期中にはぜひ完成させたいというようなふうに考えているところでもあります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 続きまして、学童保育についてでございます。

南小学校を除く小学校で放課後児童クラブが保護者の方々に運営をされております。幾つかの学校では、常識からかけ離れた多額の予算でその保護者により運営がされているようです。また、会則も統一できていない。死亡につながる事故が起こったときには誰が責任をとるのかなど、保護者個人で運営するのは非常に荷が重過ぎるような気がいたしますし、私の周りの方々に尋ねをしてみましても、ほとんどの方は自分なら到底できないというような答えが返ってきます。これまでどのような検討がなされてきたのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 今、議員がおっしゃいました放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブ事業でございますが、この事業は小学1年生からおおむね3年生までを対象に町が設置しました町内の8か所の施設で実施され、その運営は小学生の入所児童の保護者会が行っております。各学童クラブの運営費は、その保護者が納める保育料と町の補助金をそれぞれ半分ずつにし、それを財源とし、支出の大部分は人件費で占められております。各クラブの予算規模は各学童によって異なりますけども、年間650万円から1,150万円程度になっております。

次の質問、万一のけがや事故等についての責任問題でございますが、各学童クラブでのけがや事故につきましては、日ごろから指導員が細心の注意を払って、その防止に努めているところでもあります。事故が発生した場合におきましては、その児童の状況について速やかに保護者に連絡し、適切な処置を行うようにしております。また、万が一の事態に備えまして町内の学童クラブにおいては入所児童全員がスポーツ安全保険に加入しております。その保険の内容は、傷害保険、これは死亡、後遺障害、入院、通院等を含みます。それと、賠償責任保険等が含まれており、年間の掛金は800円ですね。隣接市町のほとんどの学童クラブがこのスポーツ安全保険に加入しております。なお、学童クラブでの事故等の責任については、建物に起因す

るものであれば設置者である町が、それ以外については各学童クラブになっております。

あと、後半で言われましたようにこの運営のことでまたお答えします。

学童クラブの運営主体は、全国的には町内みたいに保護者会、あるいは社会福祉法人、公益法人、NPO、あるいは地域運営委員会等によるもの、そして各市町村が直営でやると、そういったものが大半を占めております。また、運営方法につきましては、各法人、団体にこれはもう市町村が業務委託契約、あるいは指定管理者制度により実施してもらうやり方もとっているところがあります。菊陽町の学童クラブにおきましては、先ほど御説明申し上げましたように施設を町が設置し、その施設を利用して8つの保護者会が運営を行っております。この学童クラブの運営に当たりましては、これまで町に保護者会から寄せられました意見の中には仕事をしているがゆえに子どもたちを入所させている、その自分たちが運営するには非常に負担が大きいということで運営主体を町や社会福祉法人、NPO法人等にしてほしいという要望もあっております。町としましては、これらの意見を参考に今後の学童クラブの運営を円滑にしていくためにその具体的な方策を探っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 学童クラブのこの関係でありますけれども、今課長が申し上げましたようなところで取り組んでいるところでもありますけれども、保護者会の意見では今ありましたように保護者以外の第三者による運営を望むところもあるようでもありますけれども、また一方ではこれは保護者といわゆる指導員の関係なんか非常に連携がとれておる箇所かと思っておりますけれども、現状のままでやっているとかなるところも聞いておるようでもあります。そういうことでもありますけれども、確かに大きな事故等、いろんなまた面がありますので、今後担当課の方には指示はしておりますけれども、今後保護者会との話し合いの中で現在の学童クラブの置かれた課題と、それから問題点を洗い出して運営主体と運営方法について十分検討するように考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 町長の今答弁にもありましたが、ぜひとも来年度中には保護者の方々と意見交換会という場を設けていただければ、これは必然的にこの問題は解消していくのかなというふうに思います。時間も若干ありませんので、その重点政策の思いというのは町長が課題と方針というところを言っていただきますので、割愛をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、3番目でございます。

3番目は、スポーツ施設の整備と芸術、文化、生涯学習の充実の政策であります。

まず、文化、生涯スポーツの充実の中での総合スポーツセンターや多目的グラウンドなどの整備であります。スポーツ施設の充実と町民総合体育館及び町民総合グラウンド構想への取組についてどのような検討がなされてきたのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問に対する取組状況についてお答えしたいと思います。

まず、スポーツ施設の充実についてですけれども、平成23年度に菊陽北小学校運動場に夜間照明を設置し、本年4月から供用を開始しております。

また、現在計画を進めております（仮称）光の森複合施設の中に約800平方メートル規模、これは町内の小学校の体育館と同規模になりますが、健康増進室を併設した軽運動室を設置する予定です。また、現在建設中の菊陽中部小学校の体育館及び運動場は平成25年9月に一般への開放を再開する予定です。

次に、町民総合体育館及び町民総合グラウンド構想への取組についてですけれども、第5期菊陽町総合計画の前期基本計画に位置づけてあり、この期間中に立地場所や基本的な構想の取りまとめを行うところで現在準備を進めているところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） スポーツ施設の整備につきましては担当課長が申し上げましたように前期基本計画の期間中に町民総合体育館及び町民総合グラウンドの構想に取り組んで、立地場所や基本的な構想について取りまとめを行いたいと考えております。

また、芸術文化、生涯学習の充実につきましては、図書館ホールを中心とした芸術に触れる機会の創出を、生涯学習につきましては中央公民館、そして小学校単位にあります各町民センターを中心に住民のニーズに合った講座の実施を引き続き展開していきたいと思っております。そういったことでスポーツ施設の整備といいますか、そういうものについてはある程度の成果は上がっているかと思えますけれども、一番の議会でも請願採択となっております町民総合体育館等につきましては、本年度中にいわゆる職員で組織するスポーツ施設整備に関する検討委員会というのを設置しまして、さまざまな角度から検討を行わせることにしているところがあります。

そして、25年度、26年度においては、こういった総合体育館、いわゆる町民グラウンドの基本構想及び基本計画を策定して、並行して町民の皆さんやスポーツ団体の関係者、学識経験等で組織する懇談会も設置して意見をいただく計画であります。

その後、非常に今大型の事業がいろいろ複層しておる関係で第5期総合計画の後期の分に入ってくるかと思えますけれども、そういった中でいろいろかなり大きな事業になりますので財源等の確保、そういうものにもいろいろどういふものがあるか、十分調査、検討しながら事業着手にできるようなスケジュールで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 第5期の前期計画、32年度まででございますが、長いようではございますけれどもあと8年ぐらいしかないというところで、ぜひその時期が来たときに素早く対応できるような知恵

をぜひとも絞っていただきたいというふうに思います。

続きまして、4番目でございます。

4番目は、暮らしを快適にする基盤整備と安全・安心にまちづくりについての政策であります。

まず、私も1年前に質問をさせていただきましたが、交通体系の充実の中での原水駅周辺整備の取組についてどのような検討がなされてきたのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、お答えいたします。

前回の質問で補助制度の検討とJ R等の協議を進めていくと回答しておりますが、補助事業につきましては県と協議し、社会資本整備総合交付金の効果促進事業での可能性について検討しているところであります。また、J Rとの協議についても、費用負担や建設工事、J R敷地の取扱い等について下協議を行っているところです。いずれにしましても、整備計画を具体化する測量設計等を実施し、詳細な協議を行っていきたいと考えております。

また、駅前周辺整備を検討していく中で、現在のスペースでは新たな駐輪場やバリアフリー等を計画した場合、面積的に不足するのではと思われれます。駅前区からも公民館移転に伴う公民館用地取得の要望書が出ておりますが、スペースを広げるため、駅前公民館敷地を含めた整備検討が必要であると考えております。そうなりますと、まず公民館の移転用地の確保、その後公民館建設、公民館建設が終わりまして駅周辺整備となりますが、整備におきましてはJ Rや駅前区と十分な協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 非常に財政的に国も地方も我が町もそうでありますけれども非常に厳しい状況の中で、一体的な駅前周辺整備となりますと多額の事業費が必要と考えられますので、補助制度等の活用を行ってできるだけ町の負担が軽減できるような補助事業の採択が受けられるように今考えておるところであります。

また、用地についても、現在の敷地が不足する状況であります。そういった中で、駅前区の方から現在の公民館というのは交通量の多い県道に隣接し、そして階段を除いた2階が集会場になっておりまして、高齢者など非常に利用しづらい、そして老朽化して手狭であるということで移転、新築したいという要望書も出されているような状況であります。今後駅前区と協議を重ね、公民館用地の確保や公民館建設と駅前周辺整備の時期について検討し、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） さまざまなところで検討協議がなされているということでございますが、J Rとの協議、こちらは非常に大変だということもお聞きもいたしておりますし、私も理解しております。ぜひとも粘り強く、そして計画的に交渉を進めていただきたいというふうに思

います。

続きまして、防災、消防、犯罪等の政策分野におきまして、防犯交通安全対策の充実であります。平成22年の町長の後援会だよりは、警察力の強化、分署、交番の設置とあります。こちらに対しましてはどのような検討がなされてきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） お答えいたします。

まず、菊陽町管内の警察関係の施設であります。津久礼駐在所だけでありまして、白水、久保田、津久礼、原水の一部を担当範囲といたしまして2名体制で地域の治安に取り組んでいただいております。

また、合志市幾久富に合志菊陽交番があり、合志市及び菊陽町の一部を担当範囲として5名体制で地域の治安に取り組んでいただいております。菊陽町の警察力の強化につきましては、菊陽町と合志市を管轄します大津警察署管内の平成21年度当時の刑法犯認知件数が1,308件で、その約半数の664件が合志菊陽交番管轄で発生していたことから、平成23年3月29日に熊本県に対して「安全・安心なまちづくりを目指す菊陽町民連絡協議会」の皆様のお力添えを得まして1万2,646名の署名を提出し、大津警察署管内の警察力の強化について要請したところであります。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この警察力の強化につきましては、今総務課長が答弁しましたように菊陽町、そして合志市が都市化による定住人口及び交流人口が非常に増加しておりまして、この犯罪などの抑制が厳しい状況にあるため、住民が抱えるこの不安を解消し、安全・安心な町となるよう区長会の皆さんと一緒に管内の警察力強化を強く要請したものであります。

一方、熊本県の警察本部では、熊本市の合併などにおきまして警察署の再編等が検討されている状況でありまして、そういうことでありますので、今年本年24年について申し上げますと1月10日と5月7日、この県警本部長が交代された時期を捉えまして本町における警察力の強化に向けて熊本県の警察本部長をはじめ、この警察関係の関係部長にお会いして、再度強く要望してまいりました。このことについては、また非常に犯罪の発生しやすい、あるいは交通事故の発生しやすいところにありますので、機会あるごとにこれからもお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 要望されたということでありまして。町長からも機会あるごとにとということでございますので、ぜひともこちらも何度も何度も足を運んでいただいて要請はしっかりとさせていただかなければ非常に難しい問題なのかなというふうに思います。

続きまして、5番目でございます。

農業、商業、工業、観光など産業の活性化によるまちづくりについての政策であります。

町のホームページによりますと、昭和30年の就農者数は4,482名であり、サービス業は233名

でありました。平成17年の就農者数は1,056名に減少し、サービス業は5,266名と増加しており、就農の方々の減少、高齢化の一途をたどるばかりのようでございます。菊陽うまかロード、菊陽まるっと博などさまざまな取組は素晴らしいものがあり、私も評価をするところでございますが、農業の分野におきまして、特に国の産地指定を受けているニンジンであります。このニンジン農家におきましては葉たばこ生産農家に対し廃作する農家には10アール当たり28万円の廃作協力が支払われたことにより葉たばこからニンジンへ転換され、新たな農地に約15ヘクタールのニンジンが植えつけられることになりました。このようなことが起こり、本年の春ニンジンにおきましては、J A出荷に対して希望どおり出荷できない農家が増加をし、やむなく廃棄処分した農家の方々もおられるようでございます。J Aの方に尋ねてみますと、今年も出荷調整をひよっとしたらしなければならないという報告も受けております。このようなことがないように出荷体制の充実を図ってもらいたいと思います。農業を営む方々の年齢も高齢化しており、ニンジンを収穫し、そのニンジンを洗い、箱詰めをする作業は大変重労働となり、選果場の問題は死活問題とも言われているようでございます。ニンジン選果場改善の支援についての取組についてどのような検討がなされてきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） それでは、ニンジン選果場改善支援について御質問にお答えします。

本年のJ Aのニンジン選果場につきましては、処理能力をはるかに上回る出荷があり、残業、休日返上で操業していたそうですが、希望どおりの出荷はとてもできない状況であったそうです。この出荷の伸びは他の作物より反収が高いこと、加えておっしゃったとおりたばこ耕作者の方が11人作付けをやめられてニンジンの耕作に専念されたことも要因の一つと思うところです。近年のJ Aの方針では、平成24年度に組合委員のニンジン作付けの意向調査を行い、平成25年度に全体の選果能力と利用料金を決定して、再度組合員の意向を確認した後、補助事業の申請を行い、26年度事業で改修工事等を行いたいとの意向でありました。

また、今年度より熊本県では、野菜振興計画の一環として菊池地域野菜の生産出荷、品質向上、コスト低減の最適化を図るためプロジェクトチームを設置され、集出荷施設再編整備プロジェクトワーキングチームの取組でJ Aニンジン集出荷施設も対象となり、検証と県の支援が行われるところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） このニンジンにつきましては、菊陽町の農業の主要作物でありまして、J Aのニンジン選果場はその中心的な役割を果たしてきましたし、今後も変わらない施設であると考えております。ただ、議員も言われましたように老朽化と、一方では能力、その施設の老朽化と能力不足によりましてニンジン耕作者に多大な影響が出るのではないかと、そういう面を心配しているところもあります。ただ、J Aの方も計画を持っておられますし、県の支援内容もありますので、J Aに対して機会あるごとにそういった対応を要望して訴えていきたい、

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして、農業もそうでありますけども、この農業、商業、工業、観光などの産業の活性化でありますけども、誘致企業の誘致と既存企業の育成ということでは、この数年の間にソニーセミコンダクタ株式会社熊本テックや富士フイルム九州株式会社といった大規模工場が相次いだことによりまして非常に財政的な面にも貢献していただいているところであります。

また、魅力ある商業地の形成ということでは、光の森をはじめとする西部地域に大型店や専門店の出店が相次ぎまして、この年間商品販売額、飛躍的に伸びておりまして、商圈域も大きく拡大しております。また、既存店においても、地元農畜産物を使用した商品、メニューの開発を行うなど、商工会と連携した施策を行っているところであります。

地産地消につきましては、商工振興協同組合や「さんふれあ」等から小・中学校、保育所への給食食材の提供が行われておりますけども、その量も年々増加しているような傾向にあります。野菜や米の地産地消にも取り組んでいる状況であります。

そして、地域資源を活用した観光では、歴史的農業土木施設であります鼻ぐり井手公園の整備に着手し、今後はこの鼻ぐり井手を特に南部地区の観光や地域の活性化につなげていけばと考えているところであります。課題はありますけども、真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） さまざまな課題はあるようでございますが、菊陽町は国の指定産地、こちらニンジンでございます。ぜひともそういう意味もありまして、菊陽町のニンジンにつきましては力を入れていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、6番目でございます。

町民と行政が一体となった協働のまちづくりについての政策であります。

協働のまちづくりにつきましては、10月24日、ゆめタウン光の森など、菊陽町光の森地区の企業、商店など39団体から成る商店会の熱き思いもあり、「夢街光の森会」の発足など成果が出てきているものもあると考えます。しかしながら、広報の充実におきましては、昨年9月の定例会の一般質問でホームページ運用について質問をさせていただきました。総合計画の中には、町民に身近な情報の提供や町民からの直接的意見収集など、町民と行政との双方向の情報伝達手段の確立を進めますとありますが、菊陽町ホームページの中でのみんなの掲示板は本年は1件、バナー広告の広告掲載におきましては全くなく、町内の方はやむなく大津町のホームページでバナー広告を出しておられます。ほとんど更新されていない部分がほかでも見られますが、更新されていない部分についてはどのような検討がなされてきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまの質問にお答えします。

総合計画では、町民との情報の共有化を進め、まちづくりへの町民参加を進めるとともに協

働による活力ある地域づくりを推進するとしております。そのために広報活動を推進するということで広報きくようや町ホームページなどを活用して行政情報を幅広く提供していきたいというふうに考えておるところです。町民に身近な情報の提供や町民からの直接的な意見収集という情報の提供ということにつきましては、ただいま申しました広報紙やホームページの活用を町内全体でさらに取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、意見収集という点につきましては、みんなの掲示板よりも町への提案、質問のコーナーからの御意見、質問はかなりあっておりまして、また各課に直接メールで意見や質問をされてあるケースも増えております。従来の電話、あるいはアンケート等での御意見の収集よりも御意見をいただく手段というのは増えているところであるというふうに思っております。

また、最近では、自治体ホームページも今までのパソコン中心の利用からスマートフォンの利用に変化しつつありますことから、自治体ホームページのリニューアルが多くなっております。このようなことも念頭に置きまして情報発信、情報共有、意見収集等の情報伝達手段の利便性の確保に努めていきたいというふうに考えております。

また、バナー広告につきましては、町民の皆様にとってホームページ上で広告バナーなのか、情報提供用のバナーなのか、分かりにくくなっている状況もございます。そのようなこともありますので、広告を出されたい事業所の御意向もあろうかと思いますが、ホームページを利用される住民の方に配慮をするということも必要でございますので、現在はまだ見合わせていっておる状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町民と行政が一体となった協働まちづくりの中で町民の皆様へ情報を提供し、いろんな御意見をお聞きしながら施策を進めていくことは町政運営の中で基本となるべきことだと考えております。そういった中で、町民参画協働推進条例を本議会に上程しているところでありまして、就任当時の平成18年から各種委員会を設置し、条例案の取りまとめを町民の皆様と一緒にいき、また基本構想や基本計画をまとめる際は、町民の意見交換会を開催してきたところであります。また、男女共同参画宣言都市も行ったところでありますし、今回一定の成果としまして協働推進条例を策定し、町民の皆様との協働を明確にして、さらなる町民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めているところであります。そういったことで、重要施策に掲げました協働のまちづくりにつきましても、ある程度の成果は上がっていると考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 私もある程度の成果は上がってきているのかなというふうに思います。ただ提案ですが、ホームページ、こちらの中にはぜひとも町長の動きが分かるように、当日ではなく前日の行動をどういうところに行かれたとか、そういうところをアップされれば町民の方々も町長の動きがどのようなことか理解をされると思いますので、ぜひそういうことは積極

的に行っていただきたいというふうに思います。

最後でございます。最後は、行財政改革による健全な行財政運営についての政策であります。

2009年10月1日の熊日新聞に菊陽町が町立保育所民営化条例改正案の9月議会提出を見送り、予定していた2011年度の民営化実施は先送りされる見通しとなったという記事が載りました。また、民営化計画の見直しを求める署名が2,405筆提出をされ、民営化に対する保護者の理解が十分得られていないと判断したとも書かれておりました。第5期総合計画の中に民間委託の推進とありますが、取組についてどのような検討がなされてきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 町立保育所の民営化の推進につきましては、本年の6月議会で一般質問がありましたので、その席でお答えしたところでありますけども、町では平成21年5月に公立保育所民営化計画を策定し、公立保育所の民営化につきましては保育所の運営や建物の維持管理を公立から民間に移管します民設民営方式としたところであります。しかし、同年8月に公立保育所の民営化計画を見直し、保育内容の充実を求める請願が保護者から提出され、その請願が同年12月議会で採択されました。また、8月30日の衆議院選挙での民主党政権の誕生により国政のかじ取りが大きく変貌し、国の子育て支援政策、特に保育所に関する政策がどうなるのか、民営化計画を実現する上で今後の国の方針を見きわめる必要が生じまして、これまで国の子ども・子育て新システム会議とか、国会審議等を注視しながら引受法人をどういう社会福祉法人にするかなど、民営化した場合のメリット、デメリットを研究してきたところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきまして今年の8月、紆余曲折の末、社会保障と税の一体改革の関連法案として、子ども・子育て関連3法案が国会で成立し、消費税の増税による7,000億円を安定財源として子ども・子育て支援の充実を図ることになったところであります。その中で、私立の保育所に対する国の財政支援は継続することが盛り込まれましたので、今後出される予定の政令や省令、国の具体的な政策を見きわめながら、適切な時期に公立保育所民営化計画にあります2園の民営化をそういった行方作業の方にも着手していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

今回は2年前に提出をされました選挙公報、後援会だより、そして昨年9月に提出をされた第5期総合計画をもとに10項目ほどの質問をさせていただきました。今回の質問で選挙公約に示した約束ができていないもの、できそうなもの、そうでないものがあるように感じられます。

近年の時代の流れは急激に変化をし、本年におきましては災害もあり、修正が出てくるのは私はいたし方ないことなのかなというふうに思います。しかしながら、それでもしっかりと公約の検証をすることは必要だと考える次第でございます。町長が掲げる重点政策を進めるためには、職員が足らなければ職員の増員を行うぐらいのことをしなければ町民が増える、この菊陽町においてはいろんな対応ができていかないのかなというふうに思います。課題と方針を踏まえ、来年以降は町長におかれましては各課に積極的に足を運んでいただき、その課で何が今問題なのか、どのようにすればその問題が解決するのかをしっかりと考えていただき、また町の顔となり、町内外を問わずリーダーシップを十分に発揮していただき、この菊陽町のために邁進していただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 2 時 11 分

再開 午後 2 時 23 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君、一般質問を許します。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。平成24年最後の一般質問になります。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して質問をさせていただきます。

今年は7月12日の九州北部豪雨、大きな被害をもたらしました。菊陽町でも農地、農業施設の復旧、先ほど議論にありましたけれども、非常に努力されていると思います。また、今来年度予算編成に向けた議論が行われている最中だと思います。

本日の一般質問では、来年度予算にぜひ反映をということで住宅リフォーム制度、また保育料の引下げについて質問を行います。3点目は、フッ化物うがいについて、耳なれない方もいらっしゃるかもしれませんが、その3点について質問を行います。

それでは、早速通告に従いまして質問に移っていきます。

第1の住宅リフォーム事業の創設についてです。

皆さんも御存じのように、この事業は地元業者発注を条件に施工主、住民に行政補助を行うものです。建設工事には多くの業種と職人がかわり、資金が地元へ還流するため経済効果が大きいとされています。私は本年6月定例議会でも、この助成制度の創設を求めたところです。その答弁では、地域内で使用できる商品券での補助、地域経済活性化の目的と同時に定住対策、住環境の向上を目的としている、そういうところが県内でもあるんですけども、そういうところがあるが、当面は導入できないが全国の状況もしっかりと把握していきたいという答弁でした。

その後、この周辺では、山鹿市がこの制度を取り入れ、菊池市でもスタートをするというふうに聞いています。また、合志市では、今予算の審議に担当の方からその審議に上げているというふうにお聞きしていますが、この菊陽町議会にも住宅リフォーム事業の創設を求める陳情書が提出をされています。今回、配付になっていますので、執行部、また議会の皆さんのお手元にも届いているかと思えます。大津町議会では、この陳情については採択をされたということでした。このように前回6月の定例議会でお聞きしたときは全国の状況もしっかり把握しながら考えるということでしたが、今の段階での町の見解はどういう見解をお持ちなのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） ただいまの質問につきまして商工振興課の方からお答えさせていただきます。

先ほど小林議員の方からおっしゃられたとおり住宅リフォーム助成事業は住環境の向上や定住促進、それと林業、木材産業の振興や地元商工業者の育成を図ることを目的として自己の居住用の住宅を地元施工業者が利用してリフォームを行う場合に工事費の一部を助成するという制度がございます。先ほど申されたとおり全国の自治体の中で実施されていることは当然町としましても把握しているところでございます。現在、本町におきましては、障害者や高齢者がいる世帯に対するバリアフリー化に向けた助成制度、それと地球温暖化防止に向けた太陽光発電システム設置に対する補助制度、また木造住宅の実施に対する安全性の向上を図るための耐震診断、耐震改修に対する補助制度を設けております。これらの事業は障害者や高齢者対策として、また環境、防災対策として国、県等の補助を活用しながら政策的に行っているものでございます。今、御質問にあるような趣旨での住宅リフォーム制度を創設することにより、関連する地元業者育成に対しては効果があると考えておりますが、リフォームにより助成を受けられる方、新築あるいは改築される方との均衡の問題、また特定の業者だけが恩恵を受けられるというバランスの問題、財政の問題等ありまして、慎重に対応してまいりたいと考えております。町としましては、前に述べました事業等の補助制度を推進してまいりますとともに、住宅リフォーム助成制度を行っている自治体が全国に増えてきておりますので、今後もこの状況を把握していきたいと考えております。

また、本町におきましては、平成23年3月に中小企業の振興を図り、活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした菊陽町中小企業等振興条例を制定しております。この条例の中で地元産品の地元消費及び活用が地域経済活性化のために必要であるものと位置づけられておまして、中小企業者自らのそういう工夫、及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業者と町の協働によることを基本とし、あわせて町民の理解と協力が求められておまして、この点をしっかりと周知してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今の課長さんの答弁では、基本的に6月の答弁とほぼ一緒ということで、それ以上でも以下でもないというか、進展してないということだと思いますが、担当課として予算要求する用意はないのでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） 先ほども述べましたとおり、国の施策、県の施策に基づいたものであり、政策的に行う事業ということであれば取り組みやすいと思っておりますけれども、まだそこまではということで原課としては考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 全国で533自治体で実施をされています。本年7月6日に産業建設常任委員会で佐賀市の住宅リフォーム制度の研修に行っていました。9月定例議会で研修報告をしていますので、もう余りダブるところはやめたいと思っておりますけれども、佐賀市は県と一緒に取り組んでいました。佐賀市は、この私たちは研修に行ったときも平成24年度4月からこの事業を始めたにもかかわらず申し込みが多くて5月18日で締め切ったということで非常に需要が高いということと、実際行うリフォーム以外の波及制度、経済的な効果があるということです。やはり中小企業の振興条例等を菊陽町、ほかに先駆けて平成23年3月からできていますが、今本当に私の身の回りの建設関係の方、またいろんなふすまをしたり、あといろいろ塗装をしたり、そういう方は仕事がないということで、本当に以前もそういうふうに私はお話を議会でしたかと思っておりますけれども、一番言われるのはやはり仕事がない。この不況の中でやっていけない、お金が回らないという言い方をされます。やはり年末になるといろいろ出ていくものは多い中で本当に年が越せるだろうかというのが今の出されている一番の趣旨ではないかというふうに思います。今回、商工団体の方が出されていますし、地元のやはり大工さんをしている方もそういうことでぜひ陳情してほしいということがありましたので、再度上げたところです。これは担当課の方としては国や県の補助がなければそれ以上のことはできないということなんですけれども、町長としてはやはりこういう本当に零細中小業者の方の非常に厳しさというのは一番町が感じられるというか、そういうところはあるかと思っておりますけれども、町長としての今後取り組まれる予定は気持ちはどうかということをお尋ねをしたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件について佐賀県が先進的に取り組んでおられることでそういった面、小林議員さんたち、議員の研修でも行かれたということは聞いておりました、この効果が上がっているという話は聞いておるところでありますけれども、さっき担当課長が言いましたように、この事業は1つ住環境の向上もありますけれども定住促進、そういったところからも出発した事業かなと思っておるところでありますけれども、本町の場合は非常に新築、改築、そういったのが非常に盛んに行われているような状況でありまして、そういう新築あるいは改築される方との均衡の問題、いろんなところもありますし、一番はこの財政的な課題でありまして、そういったところがあって先に質問された状態からまだ余り進んでおりませんが、一

方で中小企業等振興条例も、これもできまして、その中で活性化会議も立ち上がっております。そういうところでいろんな議論があるかと思うんですけれども、そういうせっかくできた活性化会議でありますので、そういった中でその中から何が優先的に取り組む、できるような何かそういうものも出てくるかと思えますけれども、そういう状況をもう少し見てみたいというふうに思っております。制度としては全国的にも広がっておるということでその辺はやはり十分見ておきたいというふうには考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか菊陽町は人口も増えていきますし、いろんな新築の件数もそれは近隣から比べると非常に増えているという中で、あえて住宅リフォームまではという答弁でしたけれども、やはり今一番はこれだけ経済が落ち込んで不況が長引いている中でどういうふうにして雇用を増やすか、地域の中で経済回していくかっていうのが今一番求められているものですから、こういう質問をしています。私たちが行きました佐賀市では、波及効果がそしたらどのくらいあるかということなんですけれども、工事の総額が13億4,000万円、受付開始からわずか本当に2か月もかからない中で、もうそれぐらい非常に担当者もびっくりするぐらい応募が多くって、それに対する経済波及効果23億3,000万円ということで、地域のやっぱり経済を活性化するというのが一番の大きな目的ですので、すぐ佐賀みたいにエコ加算とか、いろんな下水道にも使えるとか、いろいろここは非常に幅広いんですけれども、そういうところまでは望まないですが、やはりしっかり予算編成のときでもきちんと審議をしていただいて、本当に今の長引く不況、そして仕事がない中での生活をどういうふうに支えていくかっていう視点でぜひ検討していただきたいと。まだ予算編成に間に合うと思いますので、ぜひ担当課からもそういうことで上げていただきたいということを要望して次に移ります。

次は、2番目に保育料についてです。

町の保育料は収入の少ない世帯ほど高くなっているというふうには書いてますけれども、これはちょっと私の少しちょっと書き方がまずくて余り正確ではないんですけれども、基本的に今年の4月に菊陽町保育料の値上げを行いました。ホームページにも保育所の案内のところを見ると子育て広場のところで載っていますが、今回保育料もいろいろ3歳未満までとか、3歳以上とか、その月額がそれによって変わるんですけれども、今年の議会だよりの中で私が一般質問をしたところで平成24年4月1日保育料の改定表というのがありまして、階層区分のAからD2までは今回改定がこの菊陽町、本町では行わなかったんですけれども、D3からD7のところの改定が行われたということが記載されていますが、階層区分のAからD2までのところを見ましても、非常に菊陽町とほかのところを比べてみました。例えば3歳未満で住民税の非課税で菊陽町が9,000円の場合、お隣の合志市が7,000円、熊本市が4,500円、均等割がこれは一般の場合ですね。菊陽町が1万4,000円で、合志市が1万3,000円、熊本市が1万1,500円、所得割のところで見ましても菊陽町が1万7,000円、合志市が1万4,000円、熊本市が1万1,500円と、軒並み非常に所得の低い層に対して合志市や熊本市と比べましてこの菊陽町保育

料が非常に高いという問題があります。これも今年の3月議会で取り上げたときに、保育所運営費の一般財源化に伴い、町の持ち出しが増加して、待機児童解消のために私立保育所の新設を進めてきたと。町の答弁では、所得税の額が低い階層については今回据え置いたということなんですけれども、その据え置いた保育料でさえ、今お話ししましたように平成24年度で比べた場合、合志市や熊本市と比べても非常に低いという状況がありまして、このことはどういうふうに町は考えておられるのか、引下げができないのかという質問を次にしたいと思います。

特になぜこの保育料の問題を取り上げるかといいますと、昨日でしたか、子育て、熊日の読者欄のところで民主党政権が2010年6月から実施した子ども手当の財源に充てるために16歳未満の扶養控除を廃止して、その子ども手当は財源が確保できなくて11年度で頓挫をして、従来の児童手当を改正した手当てに戻っていますということで、片方では子ども手当が減額になっているにもかかわらず、この扶養控除の廃止に伴って増税した分はそのまま子育て世帯の負担を重くしているというのが熊日にも投書がありましたけれども、こういうふうに非常に子育て世代の負担が大きくなっています。先ほど新システム、子ども・子育て関連法の8月に関連法が通ったという町長からのお話もありましたが、民主、自民、公明3党の増税談合によって消費税増税法案を中心とする社会保障・税一体改革の一環として、この子ども・子育て関連法も8月10日に成立をしています。消費税に対しては国民の反対世論は依然として高いんですが、特に増税法案成立直後の毎日の世論調査でも、消費税が引き上げられたら暮らしに影響すると答えた人は9割を超えており、とりわけ特に子育て世代と見られる30代で96%、40代でも95%に達しているという状況の中で、そしてまた扶養控除の廃止はそのままという負担が重くなっている中で保育料の問題ということで今回質問を取り上げたわけです。このように全体として見まして菊陽町が若干もう少し所得が高いところでは熊本市より下がっている部分もあるんですが、やはり一番厳しいところがこんなにも違うところを町として今後どういうふうに考えて対応していかれるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 本年4月に保育料の見直しをしましたけれども、その見直しに当たっては人口増に伴います入所児童数の増加、保育所の新設などによりまして保育所運営費が毎年膨らみ続ける中で、平成16年度に公立保育所運営費の国庫負担金と県負担金の廃止、それとそれにかわって地方交付税基準財政需要額への算入に制度改正されまして、町の負担額が当初予算ベースでここ8年で約2倍以上に増大したために17年ぶりに福祉サービスの応能、応益の負担の原則により改定したものであります。

保育料は、国が示した基準により各月の初日の入所児童の属する世帯の大きく分けて8段階の階層により3歳未満と3歳以上の区分ごとに決定されます。第1階層が生活保護法による被保護世帯と、第2階層が市町村民税非課税世帯、第3階層が市町村民税課税世帯で、第4階層から第8階層までは所得税額の多さに応じて階層を区分しております。そして、保育料は収入や所得、所得控除、あるいは税額控除を計算に入れて市町村民税の課税状況と所得税額に着目

しまして保護者の負担能力に応じて決定されます。国が定めております国基準の保育料は6,000円から10万4,000円までの範囲となっておりますが、保護者の負担を軽減するため、実際には国基準よりも保育料を低く設定しており、その差額分は町の負担となっているのが現状であります。一例を挙げますと、菊陽町で一番保護者の構成割合が多い第6階層です。ここでは3歳未満で国基準が1人月額6万1,000円に対して町の保育料では3万9,000円で、その差額分の2万2,000円っていうのは、これは町の負担となっております。議員が質問されています今回の保育料改定につきましては、負担能力の低い保護者に影響が出ないように第2階層から第4階層までは据え置き、一方で負担能力は高く、国基準との格差が大きい第5階層から第8階層の保育料を一月当たり1,000円から最高3,000円までの範囲で引き上げたものであります。保育料引上げに伴う変化を平成23年度末と平成24年本年10月時点の保育料の調定額のベースで比較しますと、昨年に比べまして本年は1,562万4,880円の増になっております。この金額でいきますと、園児1人当たりの保育料の負担が年間1万3,440円ほどの増額になっております。

次に、通告されました質問の菊陽町の保育料が熊本市や合志市より保育料が高い、その引下げができないかということでございますが、菊陽町と熊本市、合志市の2市1町の保育料について特定の階層を比較しますと、ある階層では菊陽町が高かったり安かったりするの事実ですけれども、保育料については国基準をベースに財政規模、地方交付税、国県負担金、一般財源の負担額、そして公立と私立の保育所の構成比等を踏まえた上で妥当な負担水準かどうかというのを判断する必要があると考えます。今、熊本市と合志市の比較で言われていましたので、特に合志市の比較で申します。合志市との比較では、市内18保育所が全部私立保育所です。ですから、全ての保育所の運営費が、この国、県の負担金の対象となっておりまして、一般財源による負担、つまり住民の方が納められる税金を財源とした負担が菊陽町より非常に少ない額になっているというのが事実です。そして、さらに熊本市、合志市に加えて隣接の大津町、菊池市も含めまして比較しますと、菊陽町は公立、私立保育所の合計11園のうち国県負担金の対象となっている私立保育所は3園になっておりまして、その私立保育所のその設置数、あるいはその設置割合はこの3市2町で一番少なく、国県負担金よりも非常に少ない地方交付税による国の支援になっているため、先ほど申しましたように保育所運営にほかの自治体よりもより多くの一般財源を充てているという状況であります。このような保育所運営にかかわる菊陽町の厳しい財政状況、公立保育所の割合を踏まえて判断すれば、今回改定した保育料は近隣市町村と比較しても決して高くないと考えます。

先ほど議員が言われた特定階層の第2階層から第4階層までのところですが、住民税非課税世帯、あるいは均等割、所得割のところ、町としましては熊本市、合志市との比較ではなくて、先ほど申しましたように菊池市、大津町も入れたところで比較したいと思います。その中で議員がおっしゃったところについては非常に熊本市が特に低くなっております。おっしゃるように負担能力が低いところの階層については熊本市は極端に低く設定しております。合志市もちょっとそれに近いようですけども、ほかの大津町、菊池市においては菊陽町とそう大差は

ありません。ですから、特定の階層だけ上げれば熊本市が低くなっておると。さらに熊本市は政令指定都市ですので、福岡市、北九州市と比較してみると、非常にその階層だけがとりたてて低く設定してあるというところがありますので、ちょっと比較はどうかなと思います。

それと、平成23年度から税の年少扶養控除が廃止されましたけれども、町の保育料改定に当たっては、この年少扶養控除の分の廃止はあったけれども、廃止する前の所得税の低いところで見ていきますので、実際今年4月に保育料の改定をして保護者からの反応については全くうちの方でそのクレームというのは電話ではあっておりません。

以上、申しましたけれども、菊陽町の保育料が安心して子育てを行うための妥当な負担水準であり、国基準との差額、あるいは毎年増大しております保育所運営コスト、一般財源の持ち出しを考えれば保育料の引下げを行うことは困難であると考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 2点お尋ねをしたいと思います。

今、課長の方から菊陽町の場合は国、県でその地方交付税による国の支援になっているという答弁でしたけれども、一般財源の負担が非常に菊陽町は多いんだという内容で答弁されたと思いますが、この地方交付税の中に運営費っていうのが入り込んで町に来るわけですね。だから、その地方交付税の中に保育所の保育関係の運営費っていうのが入ってきているわけですから、それは一緒、菊陽町が非常に極端にその地方交付税の中の一般財源化された保育に関係する部分が少ないということは当たらないのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

それと、2点目ですけれども、保育の課長さんの方から見たら税の扶養控除の廃止前の所得税に保育料がかかっているので安く保育、そこで算定をしているというふうにおっしゃって、それはそれで、それは間違いなくそうなんですけど、私が言っているのは、その扶養控除が廃止されたことで子育て世代は子ども手当をさあ期待しました。でも、実際は財源がなくて子ども手当は減額になりました。片方では、子育て世代への扶養控除の廃止だけはあるので、かなりの増税になっているわけですね。だから、そういうふうになっているので子育て世代は負担が大きいですよという話をしているのであって、保育料の算定のところの、それは課長さんの立場からそうでしょうけど、子育て世代が増税になっていることはもう間違いなし、今年から来年にかけてまた増税になる可能性非常に高いわけですね。それに今また消費税ということで追い打ちがかかってくると非常に厳しいというふうな議論をしているわけなんですけど、その2点について。1つは、地方交付税の中に一般財源が入ってきているので菊陽町だけが非常に何かいかにも少ないっていうのはちょっと違うのではないかと。

それと、あと3点目ですけれども、よくほかのときにいろいろ私たちがこういう要望をします。そうすると、その近隣市町村がしてないじゃないかとかということがよく返ってくるんですが、このこういう保育料のことなんかも熊本市や合志市がこういう状況ですってなると、そ

のときになかなか公立と私立の構成比って言われましたけれども、これはそしたら熊本市ではどうなんでしょうかという疑問がありますので、その3点ぐらい、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、交付税の件につきまして財政課の方からお答えいたします。

保育料につきましては一般財源化されまして、交付税の基準財政需要額に算入されます。ですが、菊陽町に実際交付税が入ってきますのは4億3,000万円程度であります。菊陽町の場合、需要額も相当多うございますが、税金等が多々ありまして、交付税を本当いただけるのは4億3,000万円程度であります。その中で保育料の分がどのくらいあるかというのはいろいろな書類を見まして再計算しないとこの場ではお答えできないという状況ではあります、算入はされているというところで御理解いただければと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 交付税の話なんですけども、いわゆる交付税は基準財政需要額と収入額の差額ですね。その分が交付されるということでありまして、需要額の中にはその補助金相当分が算入されていると仮定しましても、今菊陽町がもう財政力が0.9というのはいわゆる需要額の中、収入額の分が0.9といっても9割ぐらいは収入があるということで、残りの1割、ちょっと1割5分ぐらいの分が交付税で来るとということでもありますので、以前は二十何億円あった交付税が総額で4億円以上ということでもあります。

それと、民営化のところにつきましては、これが交付税に入りませんのできちんと国の方から国庫負担分、県負担分が入るということで合志市の場合は全て民営ということでもありますので、そういう面で町の菊陽の場合は一般財源、いわゆる皆さんが納められた税金の中からその分を対応しておるということがあるといような内容であります。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 先ほど比較しました隣接3市2町のそれぞれの私立保育所のウエートを申します。熊本市がまず公立が23、私立が130ですので、私立保育所の割合が85%、あとは順に言います。菊池市が私立が16、公立が5、私立の割合が76%、次合志市、合志市は全て先ほど言いましたように私立保育所ですので100%私立保育所、大津町は私立保育所が5、公立は1です。ですから、私立保育所の割合は83%、菊陽町においては今現在ですけども公立が8、私立が3ですので私立保育所の割合が一番低くて27%ということですので、やはりこの3市2町と比べても非常に公立と私立の構成割合が大きく菊陽町が違うというのが特徴ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 先ほど町長から財政力指数が9割が収入があって、1割に交付税に頼

っているという大体大まかに見たらそういう状況で、というと菊陽町がそれだけ県内で一番財政力、今豊かって言われていますので、交付税が少なくなるので非常に財政運営は厳しいんだけれども全体の財政力ではやっぱり県内一番というふうに言われている中で、近隣と比べても保育料、特に子育て世代が非常にこういう厳しい状況の中でぜひ考えていただきたいということです。

それと、執行部の方からすると公立と私立、私立が多いところの方が運営がっていうことですけれども、公立8園を抱えて非常に皆さん頑張ってこられたと。今、その保育水準も維持しているというところも私はしっかりと評価をしていただきたいというふうに思います。今、子育て世代、いろんな子育ての経済的負担の重さに加えて若い世代の不安定雇用、これは菊陽町でも一緒だと思います。低収入の実態が広がっている中で非常に厳しい状況があると。その中に消費税の増税、こんなふうになってきますと、本当に子どもの貧困を一層深刻化させる子育て家庭の生活苦をさらに広げるものだと私は考えていますし、今日は時間もありませんからその新システムの問題についてはもう触れませんが、今後その新システムの、新システムも結局消費税の財源を当てにしていますよね。1兆円ぐらい消費税を、消費税の中から7,000億円ぐらいを回すということですので本当にそれでいいんだろうかという問題も消費税、社会保障、そして子育ての新システムと全部連関しているというか、関連していますので、そういうところも今後注視していかないといけないというふうに思っています。

それでは、3番目に移ります。

3番目は、フッ化物うがい、これモデル事業についてと書いてますけども、実際は何か指定校とかということのようですが、ある学校の先生の方から武蔵ヶ丘北小学校の方でフッ化物うがい、要するに虫歯予防のための洗口と言いますけれども、洗う口と書きまして、そういううがいをする話が出ているけれども、この問題については非常にその問題があるのではないかっていう御相談をいただきました。私もその後いろいろ調べてみますと、一見予防のためにはいいのではないかというふうに私もちょっと軽く思っていました、日弁連、日本弁護士連合会が一番まとめて意見を出しています。これはたしか県の条例でもこういうのを進めるってのが決まっているのではないかと思います、今賛否両論がある中で菊陽町本町としては今どういうふうにこの問題を捉えて取り組むのか、それともまだ慎重にやっていくのか、学校の先生方の意見もしっかり聞いて考えていくのか、今どういう段階なのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

まず、御質問のフッ化物うがいモデル事業というものは今御説明のとおり、そういった事業はモデル事業はありませんし、したがってそのモデル校というものもございませんが、お尋ねの件は平成25年度、26年度の2年間、熊本県教育委員会及び社団法人熊本県歯科医師会の指定、委嘱に向けて校長を通じて武蔵ヶ丘北小学校に検討をお願いしております。「生きる力を

育む歯・口の健康づくり調査研究事業」のことかと思しますので、その事業について概要を御説明いたします。

この事業は、文部省と熊本県教育委員会の指定により昭和53年度から始まり、その流れを引き継ぐ形で、平成19年度からは県教委指定及び県歯科医師会委嘱によって実施されている事業でございます。2年置きに2年間ずつ実施する小学校を1校指定、委嘱し、歯、口の健康づくりに関する調査研究が行われております。研究内容は、生涯にわたって健康な生活を営む能力を身につけるための歯、口の保健指導のあり方について研究実践することです。学校現場での具体的な取組の例としましては、まず児童への指導としまして、5、6年生の保健の授業での取組や全学年で毎週1回行われます学級活動の中での計画的な指導、集会活動での呼びかけによる取組などが考えられます。

次に、保護者への啓発活動といたしまして、学校、学年、学級通信、保健だよりを通じた働きかけや講師を招いてのPTA研修会の実施などが考えられます。教育委員会としましては、武蔵ヶ丘北小学校が、この調査研究事業の指定、委嘱を受けることで、子どもたちが自分の健康に興味、関心を持ち、生涯にわたって健康な生活を営む能力が身につくと考えております。そして、この事業の成果が本町の各学校に普及していくことを大いに期待しているものです。

フッ化物うがい、いわゆるフッ化物洗口につきましては、虫歯予防に関して大変有効な手だてであると考えております。このフッ化物洗口は実施主体が市町村であり、本町の主管課は健康・保険課であります。したがって、教育委員会としましてはフッ化物洗口について主管課からの実施要請があれば、この事業の取組の中の一つとして学校と十分な協議を重ねながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） ただいま教育委員会の方から学校で行われる「生きる力を育む歯・口の健康づくり調査研究事業」という中で、この調査研究事業にあわせて市町村が実施するフッ化物洗口事業について御説明をしたいと思います。

フッ化物による歯への塗布、あるいはうがいによる効果につきましては、歯の歯質強化ですね。と初期の虫歯の病変に対する再石灰化の促進作用が認められておられますし、特に永久歯が生えてくる時期の児童には虫歯予防にかなり効果があると認識しております。健康・保険課としましては、県からフッ化物洗口についての資料等をいただいておりますが、児童のフッ化物洗口を実施する場合、このフッ化物洗口について保護者に十分な説明を行い、歯の健康について御理解を深めていただくことが必要と考えております。また、学校とPTAと町が連携してどのような方法で実施できるのか、検討が必要と思われまます。さらに、歯科医師会、薬剤師会など、関係機関との調整、体制づくりを含めまして十分な準備期間が必要ではないかと考えております。この事業を実施する場合には、歯科医の指示書や薬剤師の協力を得てフッ化ナトリウムの水溶液をつくり、学校に運び、教室での洗口の実施状況を把握するために職員が必要となります。

また、平成25年度からこれまで熊本県が実施しておりました未熟児訪問指導事業、養育医療給付事業の事務が市町村へ権限移譲される予定であり、これにも担当職員の配置と研修が必要な状況があります。今後、健康・保険課の職員体制の検討を含めまして、フッ化物洗口事業の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 25年、26年の調査研究事業で、恐らくそのフッ化物洗口以外にいろいろな啓発活動や健康の予防活動をするということだと思んですが、それにフッ化物もフッ化物洗口も入るのかなというところが一番心配なんですが、これは大体いつぐらいまでに決定をされるのでしょうか。その25年、26年に調査研究事業をするというのは決まっているようなんですが、このフッ化物洗口についてはそれと一緒にするのか、それとはまた別個に考えていいものなのかという点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 先ほども御説明申し上げましたけれども、このフッ化物洗口につきましては実施主体が健康・保険課と町部局ということになりますので、そこからの実施要請がありましたらいろんな歯、口の健康づくり調査研究事業の取組の一つとしてそのとき考えていって学校と十分協議をしながら前向きに検討したいということでございます。教育委員会の見解はそうでございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） そしたら、教育委員会は町がしなければもうしないということですよ。町が取り組まなければしないということなんでしょうけど、学校の先生方は恐らくこういう日弁連の出している安全性、有効性、必要性、たくさん書いてあるし、皆さんももう御存じだと思いますけれども、各自自治体がこういうふうに取り組むこと、学校が取り組むことが、特に学校などで集団的に取り組むことが問題だという認識があって、そのフッ素洗口塗布を中止するよう求めるというの出されていますよね。そういう中の問題もありますし、学校の先生方の不安払拭されていないのではないかとこのように思いますので、町としてはもう少しこの辺をしっかりと検討された方がいいのではないかと私は思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） フッ化物を用いた歯の健康づくりといたしますのは、町では10年以上前から2歳児のフッ化物塗布ということで歯の健康づくりを進めておりまして、統計的にも平成23年度の統計でも、やはり菊陽町の3歳児当たりの齲歯、虫歯の少ない部分では県下でトップクラスぐらい効果があるかなというふうに考えておりますが、ただ小学校の12歳、6年生あたりになりますとかなり順位が齲歯の持っている子どもが58%ぐらいいて、1人当たり1.27本ですか、そういうふうな形がありますので、やはりフッ素の効果というものはあるかなと

いうふうに考えております。ただ、いろんな私どもの方もやっぱり厚生労働省のフッ素洗口のガイドラインとか、県からのフッ素洗口のマニュアル、あるいは県の条例あたりいろんなものを読ませていただいて、確かに安全性はあるというふうに考えております。しかしながら、いろんな議員さんがおっしゃられますように保護者の間にも言われますように不安があるということですので、私どもとしてはやはり自分たちも今までやってきております自信もありますし、それをしっかり自分たちも説明できるように研修を深めながら御理解をいただきながら進めたいと。そういう面では、今まだ25年度から事業が始まりますけど、その中で県と一緒に検討していきたいというふうな考えでおります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 教育委員会としましては未来を担う子どもたちを預かっておりますので、安全でないものを学校現場に持ち込むことはいたしません。この安全性につきましては、日本歯科医師会、いわゆる専門医が推奨しておりますし、また行政では厚労省、それから県の知事部局、2年前には条例も制定をされております。それから、菊陽町でも満2歳児にフッ化物塗布、いわゆる洗口はうがいですが、塗布は直接フッ化物を塗ります。そういうことを補助金を出してやっています。つまり安全性がなければそんな乳幼児にフッ化物塗布なんかできません。したがって、教育委員会としましていろいろな資料を集める中でこれは間違いなく安全であるという確信を持って進めていきたいなと思っているところでございます。学校現場で要請がありましたら、学校現場でこのフッ化物洗口を実施するという最大の利点につきましては、まずベースに安全であるということ、それからこれ簡便なんです。見に実際行きましたけれども、子どもたちがこれに要する時間というのはわずか数分間です。1分間の9ミリリットルの溶液をぐじゅぐじゅぐじゅぐじゅしてべっと紙コップに吐いてそれはもう捨てるだけといった簡便性がありますし、また集団で実施することによってより確実に実施が行われる、より大きな集団で定期的に確実に実施をすることで確実な大きな効果が得られるといったところで教育委員会としましては担当課からの協力要請がありましたらしっかり学校の方と協議をしてみたい。議員が心配をされております安全性については一切問題ないということで考えておりますし、まだ一部に不安な声があるのも知っております。それにつきましては担当課と十分連携をとっていきながら、まずは先生方の不安を取り除くということでの理解、研修を進めていかなければならないと思っておりますし、我が子にそういったフッ化物洗口を実施するというのであれば保護者の理解も十分得なければならぬと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今回取り上げましたのは、やはり先生がおっしゃったようにやっぱり先生方の不安が全然まだ払拭されてないというのは事実だと思います。やはりそれと保護者の方が任意で歯科医でいろいろ塗布するのは私も十分大丈夫だと思うんですけども、全体に対

して集団に対してするときの私たちがどういうふうにこのことを考えていったらいいかという問題提起といたしますか、そういう今の現実が現状がありますので、ぜひその辺は町部局としても、また教育委員会としても、やっぱり現場の先生方の気持ちもしっかりと受けとめていただいて結論を出していただければということをお願いして私の質問は終わります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時18分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成24年12月6日（木）

（ 第 3 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成24年12月10日（月）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（平成24年第4回菊陽町議会12月定例会）

平成24年12月10日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第2 議案第57号 菊陽町町民参画・協働推進条例の制定について
- 日程第3 議案第58号 菊陽町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第60号 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第61号 平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第7 議案第62号 平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第63号 平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第64号 平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第65号 菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第11 議案第66号 町道路線の認定について
- 日程第12 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについて
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第16 政治倫理審査会の閉会中の特定事件調査について

追加日程

- 日程第1 議案第67号 町の区域を新たに画することについて

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 中岡敏博君 | 2番 | 野田恭子君 |
| 3番 | 吉本孝寿君 | 4番 | 吉山哲也君 |
| 5番 | 渡邊裕之君 | 6番 | 坂本秀則君 |
| 7番 | 石原武義君 | 8番 | 甲斐榮治君 |
| 9番 | 芝和長君 | 10番 | 岩下和高君 |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君 |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |

17番 梅田清明君

18番 大塚昇君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山野光子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

教育長 赤峰洋次君

総務部長 松本東亜君

産業建設部長 坂本恭一君

総務課長 實取初雄君

財政課長 阪本浩徳君

人権教育・啓発課長 堀川俊幸君

健康・保険課長 佐藤清孝君

環境生活課長 大山陽祐君

武蔵ヶ丘支所長 堀川正信君

建設課長 松村孝雄君

下水道課長 今村敬士君

総務課庶務法制係長 中島秀樹君

図書館長 堀行徳君

生涯学習課長 服部誠也君

副町長 中富恭男君

教育次長 鶴田義晃君

福祉生活部長 阪本修一君

会計管理者兼会計課長 平野誠也君

総合政策課長 吉野邦宏君

税務課長 阪本章三君

福祉課長 宮本義雄君

介護保険課長 渡邊幸伸君

町民課長 山崎謙三君

農政課長 志垣敏夫君

都市計画課長 小野秀幸君

商工振興課長 吉川義則君

教育審議員 矢野陽子君

学務課長 松本洋昭君

農業委員会事務局長 荒木一雄君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

議席に付議事件の一覧表を配付しております。当初配付されたものに一部誤りがありますので、差しかえをお願いします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第5号））

○議長（大塚 昇君） 日程第1、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、承認第9号について説明させていただきます。

承認第9号専決処分の承認を求めることについては、平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

11月16日に衆議院が解散され、12月4日公示、12月16日投開票の日程で衆議院議員総選挙等が執行されることになり、その事務経費について予算措置が必要となりましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、11月19日に地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、2ページめくっていただきまして、横にいただき、1ページをお願いいたします。

平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,266万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億1,997万円と決めました。

2ページをお開き願います。

第1表の歳入歳出予算補正ですが、歳入は款の17県支出金、項の3県委託金を1,266万3,000円増額し、下のページ、3ページを御覧いただき、歳出は款の2総務費、項の4選挙費を1,266万3,000円増額しております。

6ページ以降は、補正予算に関する説明書で、これまで説明しましたことと重複しますので、簡略いたします。

8ページをお開き願います。

8ページは、歳入でございますが、款の17県支出金、項の3県委託金、目の1総務費県委託金、節区分の6選挙費委託金で衆議院議員選挙委託金として1,266万3,000円計上しました。

以上が歳入であります。

下のページ、歳出であります。

下のページ、9ページを御覧ください。

次は、歳出で、款の2総務費、項の4選挙費、目の3衆議院議員総選挙費で節区分の1報酬は投開票管理者や立会人事務補助などの報酬を131万4,000円、節区分の3職員手当等は選挙当日の投開票や期日前投票の事務従事者、毎日の選挙事務の時間外勤務手当として508万円、節区分の12役務費は入場券の郵送料などで176万5,000円、節区分の13委託料はポスター掲示場設置等委託料を51万7,000円。

次のページ、10ページをお開きいただき、節区分の18備品購入費は選挙用備品を269万9,000円計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第9号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第57号 菊陽町町民参画・協働推進条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第57号菊陽町町民参画・協働推進条例の制定についてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（吉野邦宏君） それでは、議案第57号菊陽町町民参画・協働推進条例の制定について、内容の説明をいたします。

この条例は、町民と町がまちづくりに関する情報を共有し、町民参画と協働によるまちづく

りを推進する仕組みを構築するために、情報共有、町民参画及び協働に関する基本的な事項を定める条例を制定するものであります。

表紙をめくっていただきまして、条例の構成は前文を設けまして、第1章の総則が第1条から第5条、第2章の情報共有が第6条、第3章の町民参画が第7条から第12条、第4章の協働が第13条から第17条、第5章の雑則が第18、19条となっています。

条例の内容は、本旨にかかわるものを説明いたします。

まず、前文は、本条例を制定するに当たっての背景や町民参画の基本的な考え方を述べたものです。

第1条は、この条例の目的を定めています。情報共有、町民参画、協働がこの条例の大きな柱です。

第2条は、この条例で使用する用語を定義しています。第1項第1号の町民の定義から、ページをめくっていただきまして、第12号の町民公益活動までの12項目となっています。

第3条は、町民参画及び協働についての基本原則を定めています。

第1項では町民と町の情報共有と相互理解を、第2項では町民の持つ社会経験や創造的な活動の尊重などを定めています。

第4項では、町民参画及び協働の機会の保障を定めています。

第4条は、町の責務を定めています。第1項で町民参画の機会を積極的に設けること、第2項で町民の施策等の情報を町民へ分かりやすく公開、説明することを、めくっていただきまして、第3項で協働の推進に関して必要な施策を行うことを掲げています。

第5条は、町民の責務を定めています。第1項でまちづくりにおける責任と役割を、第2項では主体的かつ民主的な町民参画を、第3項では町民全体の利益を考慮することを定めています。

第6条は、情報共有について定めています。第1項では町の情報収集を、第2項では町の情報積極的な公開を、第3項では町民による情報発信を定めています。

第7条は、町民参画手続について定めています。第1項では、手続として第1号がパブリックコメント手続、第2号が意見交換会、第3号が附属機関等の設置、第4号が政策提案手続、第5号が前各号に掲げるもののほか、町が適当と認める方法としています。

第2項では、町民参画は効果的で適切な方法で行わなければならないこと、第3項では複数の町民参画の併用を定めています。

第8条は、町民参画手続を行う対象となる施策等を定めています。

第1項第1号は、町の基本構想や総合計画等で、例えば男女共同参画推進計画、高齢者保健福祉計画、都市計画マスタープラン、生涯学習推進計画といったものです。

第2号のアの町の基本方針を定めるものは、町の基本理念や基本方針を定める条例、規則をいいます。例えば、行政手続条例、情報公開条例のような町政全般にわたって適用される条例などです。

この町民に義務を課し、または権利を制限するものを定めるものとは、町民生活に影響が生じる条例、規則をいいます。例えば、公害防止条例、文化財保護条例、廃棄物の処理及び清掃に関する条例などがこういったものです。

第3号は、町民から広く意見を求めることが必要となるものです。例えば、大型公共施設の建設などがこれに当たります。

めくっていただきまして、第2項では例外規定でございます。例えば、緊急を要するもの、この手続によらず迅速に取り組むものなどを定めております。

第9条は町民参画の時期、第10条は提出された意見、提案等の取扱いについて定めていません。

第11条では、公表の方法を定めています。

第12条は、菊陽町町民参画推進本部の設置を定めています。この推進本部は、町が町民参画を責任持って推進し、適正に実施する内部の組織であります。町長を本部長とし、町民参画の推進や実施状況の確認を行うこととしています。

次のページ、めくっていただきまして、第13条では協働の原則を定めています。町民と町の役割分担と相互協力による日常的な協働を定めています。

第14条では、学習の場を定めています。町民のまちづくりへの参画と協働を推進するため、第1項でワークショップの設置を、第2項で出前講座の実施を定めています。

第15条では、協働によるまちづくりにおける地域コミュニティの役割を定めています。

第1項で町民相互のつながりを強くし、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安全で安心な地域づくりに努めるものとしています。

第2項で、さまざまなまちづくりの主体との交流、連携、協働に努めるものとしています。

第16条では、コミュニティ活動の推進について定めています。

第1項で、町民のコミュニティ活動への理解と自主的な参加を定めています。

第2項では、町民が地域コミュニティを守り、育てていくことを定めています。

第17条では、町のコミュニティ活動、町民公益活動への支援を定めています。

第18条で見直しを、第19条で委任を定めています。

最後に、附則で施行日を、周知期間が必要になりますのでその期間を設けまして、平成25年4月1日としております。

また、条例の施行に関して必要な事項は規則で定めてまいりたいと考えておりますので、以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第57号菊陽町町民参画・協働推進条例の制定について質問をいたしま

す。

実は、先般の一般質問のときにちょっと時間が足りなくて、これがそのまま質問事項が残っておりますので、それについてしたいと思いますが、ただ一般質問の場合には質問回数が無制限ということが実現しておりますが、この種の議案に対する質問についてはまだ3回というのがありますので、それですら1回目はこの前の一般質問で残った部分について、一括して1回目の質問をしたいと思います。

第1点ですね。原案を策定した経過を明らかにしてほしい。簡潔にお願いします。大体の流れが分かれば結構です。

それから、原案策定の際に何を参考としたか。何か区長会等の意見交換では、近隣市町はどうなっているかという、そういう話も出たみたいですが、その辺についてですね。近隣市町も含めて何を参考にされたのか。

それから次に、条例案の語句の定義についてですね。実は私はその後、大津町のまちづくり基本条例、合志市の自治基本条例を見てみました。というのは、この住民の参画、協働というのを規定しておる、そういう条例は大津町でいえば今申し上げた条例、それから合志市でいえば今申し上げた条例しかありません。その中に住民の参画、協働ということがきちんとうたい込まれておりますので、その定義がちょっと本町のとは違いますので、その点について質問をしたいと思います。どの点かという町ですね、町の定義。合志市と大津町については町議会、あるいは市議会と市民、それから市あるいは町の執行部ですね。これを総称して町というふうに定義をしてございます。ところが、本町の場合には、議会が抜けております。その辺の考え方、事情等を説明いただきたい。

それから、情報の共有、これはもうちょっと省略をしたいと思います。大体分かりますので。

それから、コミュニティーについても、これは本来のコミュニティーの意味というのは地域社会というのを指すにすぎませんが、この用語を使うときにその地域社会にあるいろんな団体のことも指すというふうな定義づけですので、それはそれとして理解をしたいというふうに思います。これもいいです。

町ですね。町の定義についてお聞きしたい。

それから、町政運営の効率性というのは、もうこれは省略をします。これはもう大体分かりますので。

それから、5番目の附属機関の設置、これには条例の制定が必要な場合とそうでない場合とあるかと思うんですが、条例の制定が必要になれば議会にもかかってまいりますけれども、この文言どおりに解釈していいのかと。附属機関をちゃんと設置してあると。

それから6番目、町民参画推進会議と当初はなっておりました。これがあとの全員協議会のあとの方の全員協議会では変えたと。町民参画推進本部というふうに変更をしたということでした。その本部の構成委員が、町長、副町長、教育長、部長などをもって組織するというふう

になっております。この本部の性格ですね。本部の性格、並びにここはもう部内的なそういう人事配置になって、町民も議会も全く入っておりませんが、その辺の考え方についてお聞きをしたい。

それから次に、附属機関の委員の公募ですね。これについて、これは特に施行規則の第5条の2附属機関委員選任のことがあります。その公平性ですね。これをどう考えてらっしゃるのか、それを御説明願いたい。といいますのは、この委員の公募、あるいは選定、なかなか難しいんですが、女性、男性、あるいは地域とか、あるいは学識とかいろいろかかわってくると思いますが、ややもすると偏ったと言ってしまうかもしれませんが、少しバランスを欠いた委員の選考にならんとも限りません。その辺についてどういう配慮をなさるのか、これをお聞きします。

それから、大体この参画条例の提案を見ますと、町の総合計画に沿ったものという規定があります。しかし、町民のいろんな意見の中には、あるいはこの総合計画に沿わない、別途の視点からの提案もあるかと思いますが、それについてはどう扱われるか。

最後です。これは町の定義ともかかわりますけれども、町議会、それから町執行部、町民、この役割ですね。位置づけ、これを私はやはりこの中に成文化して入れておくべきだと、条例の中にですね。それがありません。その辺についてはどうお考えか。

まずは、以上についてお答えをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、最初の原案の策定した経過についてでございますけれども、第4期の総合計画、これは平成13年から22年になりますけれども、3つの柱の一つにパートナーシップによりまちづくりを掲げておまして、この総合計画の前期基本計画、後期基本計画ともに主要施策で住民参加のシステムづくりを掲げ、後期基本計画の中では具体的な施策としまして住民の参加を推進するための指針の策定、パブリックコメント手続制度の充実、住民参加のワークショップの実施、議会などへの審議会などの公募制度の仕組みづくりなどを掲げておりました。このような中で、平成18年から19年にかけて協働のまちづくり住民ワークショップを開催し、これは公募の方14名も参加されております。それと、開催しまして町民と町の協働のまちづくりについての意見書がまとめられました。また、平成20年のうちに設置しましたコミュニティー検討委員会でも意見書がまとめられています。こちらは校区の代表の方、あるいは各種団体の代表の方から参加いただいております。さらに並行しまして協働の仕組みづくり職員プロジェクトチームを設置しまして、提言書をまとめています。そして、平成21年度に前の2つの委員会からの参加も含めまして10名の委員によります菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会を設置しまして、この3つの検討委員会の意見を参考に菊陽町にふさわしい町民と町との協働の仕組みづくりが検討されまして、（仮称）菊陽町町民参画・協働推進条例素案が平成22年8月に菊陽町協働の仕組みづくりに関する提言書としてまとめられています。その後、この委員会でもまとめ

られました、この条例の素案をもとにしまして庁内で実施体制も含めて検討を重ねてまいりまして、提言書にまとめてられておりました素案の趣旨、方向を変えないような修正を行いました、本年の8月に原案を策定したというような経過になっております。

2つ目の原案策定は何を参考にしたかということですがけれども、ただいま申しました原案は菊陽町の協働の仕組みづくり検討委員会で検討され、提出されました提言書の（仮称）菊陽町町民参画・協働推進条例素案、これを基本に庁内で修正を加えたものであります。検討委員会の素案づくりや庁内の検討の際には、参考資料として類似団体、あるいは幾つかの自治体の方で先ほどの自治基本条例等が策定されておりましたので、そういった中では十分参考にいたしまして協議がなされておりました、特定のどこかの自治体を参考にして策定したというものではございません。

3つ目の町の定義についてですがけれども、この条例で町は地方自治法第138条の4第1項に規定されている執行機関及び法第180条の5第1項及び第3項に列記されている各種行政委員を町と定義しまして、一般的に行政町と言われるものを網羅しておるといようなことでございます。

それと、第7条の3についてですがけれども、条例案の第7条第1項で町民参画手続を示し、第3号に附属機関等の設置を掲げています。この附属機関等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関等、町の要綱等で設置する懇談会を示しています。当然地方自治法で規定する附属機関を設置する場合には条例を制定することになりますけれども、要綱等で設置する委員会も含めていきますので、そのような運用を行っていきたいというふうに思っております。最近では、いろんな計画を立てていく際には要綱等で定めた委員会を設置したときにも公募により委員の方の参加をお願いしているところでございます。

それと、次の町民参画推進本部とはどういう会かということですがけれども、町民参画推進本部は町民参画を責任持って推進し、適正に実施する内部の組織であります。具体的には、規則で招集時期も定める予定ですがけれども、町民参画手続を行う時期、内容、政策提案により提案された政策に関する立案の要否、町民参画の推進などを行う内部の組織としております。

また、町執行部が構成員となっていますのは、この条例の素案を検討された協働の仕組みづくり検討委員会の議論の中で、町に町民参画を責任持って推進し、適正な町民参画の実施を確保する組織が必要であるということがございまして、素案に町民参画推進会議というような名称で示されておりました。構成も、内部の組織ということで町長、副町長、教育長及び部長等とされておりました、その組織でありますので、名称を今回、提言の中では町民参画推進会議となっておりますけれども、分かりやすいようにということで今回名称を町民参画推進本部と修正しまして、構成委員は素案の内容を尊重してそのままにしておると。そのような状況でございまして。

次の附属機関の公募の方法はどうするのかということですがけれども、委員の公募の方法につきましては公平性が確保されるように別に委員の公募に関する要綱を制定しまして、募集方

法、応募資格、選考方法など一定のルールを設定しまして、委員選任の公平性を確保していきたいというふうに考えております。

第6条の3の町民から総合計画以外の提案がなされた場合というようなことでございますけれども、基本的には町が対応すべきものにつきましては総合計画に掲載しております。もし、総合計画にないもので町が対応すべきものがございましたら、それは施行規則案に基づき手続を進めていくこととなります。具体的に町で対応すべきか、そうでないか等を判断していきたいと。町の事務になるのか、そうじゃないのかということで判断していくことになろうかというふうに思います。

次の本条例案は町的意思決定にかかわって町議会、執行部、町民の役割をどのように整理しておるかということですが、この条例の制定につきましては町長が施策を立案し、議会を審議していただくと、そういうことにつきましては何ら変わりはありません。町民参画の手続は町長が計画や条例を立案する課程においてしっかりと町民の意見を聞いて参考にし、議会に提出する案を町長が決定するというので、その後住民代表としていろんな方の意見を聞かれ、あるいは専門的な調査をされている議会の方で審議をいただくということになろうかと思っております。例えば、条例素案の議会審議を要する施策につきましては町民参画を行う場合、町は当該議案を提出前にその素案を公表し町民に意見を聞くこととなります。町民の意見を参考に素案を修正することもあるために町民参画の手続があたかも議会審議の前による町民によります審議でありまして、議会軽視というような指摘をなされることもございますけれども、町民参画手続はあくまでも町長が提案します町民との協働により、よりよくするための手続でありまして、いろんな意見を集約し、町全体に対応できるかの判断をする、そういうものであります。そういったことで整理をしておるところでございます。

また、議会の定義等がこの条例にはないというふうなことでございましたけれども、おっしゃられます自治基本条例等につきましては議会の役割等も掲載されておりますけれども、先ほど申しました今回の条例案につきましては検討委員会からの提言をもとに住民との協働、情報公開、それと住民参画をどのように進めるかというような観点で整理していておりますので、少し違っておる部分になっておろうかというふうに考えておるところでございます。

以上で説明を終わりたいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 2回目です。

この町の定義ですね。これはその法令に基づいてやったということでしたけれども、片や大津町、あるいは合志市の定義の中には3者がちゃんと入っているんですね。その辺についてはなお疑問が残りますが、これをするとまた2回目になりますので、あとにとっておきたい。

それから、一番心配しますのは、この条例自体は前進的ないい方向であると、そういうふう

進めていくということですから、その方向性はそうなのですが、実際これを実施に移した場合、私の経験からしますと、こういうことがございます。私は行財政改革、何か懇談会かちょっと名前もうど忘れしましたが、そういうのがありました、大体こういう会議の場合に事務局主導になるんですよね。確かに公募の人たちも入っておりますが、事務局主導になって、そこでもうほとんどの案がつくられてきて、大体もうその線に沿ってまとめられてしまうということが多くと思います。それはいいならばそれで結構なんです、そこで町民なり公募の委員からの発言が活かされたという経験も余り私は持ってませんし、それから町民段階で持つ情報と、それから役場の職員段階で持つ情報のこの差ですね。これは歴然としてありますし、こういうことはないと思いますが、少し言い方が悪かったら謝りますが、往々にして役場主導の会議になる可能性を含んでいるということですね。その辺については十分そういうことがないように要望しておきたいと思います。

それから、意思決定にかかわることで、ですからこの条例に従って附属機関をつくられて、そして議会に提案があると、こういう形になるかと思う……。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君に申し上げます。提案理由に対する質疑のみで自分の意見等は極力避けてください。

○8番（甲斐榮治君） いや、関係があるものですから、今言っているんです。この意思決定がある以上はやっぱり議会をちゃんと明記すべきじゃないか、そういったことも含めて、実はこの質問があるために申し上げたんです。

この先ほど触れましたが、隣の2つの自治体にはまちづくりの基本条例、あるいは自治基本条例というのがあります、この本町のものとは若干違うような気もするし、似たような気もします。ちょっとよく分からないんですが、この条例の位置づけですね。合志市の場合には自治基本条例、大津町の場合にはまちづくり基本条例、これはまちづくりの最高規範であるというはっきりした位置づけがございます。将来的に、この参画・協働条例をもう少し発展させる気持ちがあるのかどうかですね。例えば、どういう関係になるかちょっと分かりませんが、私が読んだ段階ではその自治基本条例、あるいはまちづくり基本条例なるものがこの参画・協働条例よりも少し上位にあるかなという気がするんですが、そこまで持っていく意思があるかどうか。現在のその条例の位置づけ、将来のどこまで考えていらっしゃるのか、この辺についてお伺いしたい。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 担当課でのお話ということになるかと思いますが、議員おっしゃられましたように自治基本条例よりも少し内容につきましては薄い、今回提案する条例にはなっておろうかと思っております。議会の役割等につきましては、当然もう自治法の中でしっかりした役割もございますので、その中で今後も進めていかなければならないと考えておりますし、この住民協働、参画の条例に今回の条例につきましては基本的には先ほど冒頭の方で申しました住民の住民参画、それと情報公開、それと協働をどのように進めていくかとい

うことについて定めたものでございます。若干自治基本条例とは違う部分もございますけれども、その後必要性が住民自治基本条例の必要性が本町の中でどのように必要になってくるかというようなことがあるかと思っておりますけれども、そういった場合にはやっぱり検討していくことであろうかというふうには思っております。18年からずっと検討いただく際には、やはり自治基本条例というよりも、いかに住民参画、情報公開、協働を進めていくかというような検討がなされておまして、それに基づきまして内容の方を整理していったというような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 3回目です。

今のは担当課のお話でしたが、将来のことになるとこれはやっぱりどうしても町長のお考えだろうというふうに思います。ですから、今の同じ質問を町長にお答えいただくと同時に、18条にこの条例は必要に応じ随時見直しを行うという規定がありますですね。仮の話ですが、今日仮にこの条例が通れば3月ぐらいまで公示の期間があって、4月1日施行という流れになるかと思いますが、私自身もいろいろ不足点もいろいろ見えてますが、ただこれは今この場で議論してもどうにもなりませんので、いずれ改定をするとか、そういった立案をしていくことにもなるかと思いますが、そういった場合に仮に本日の会議で承認された場合、あと3月までの公示期間があって4月1日施行ですから、改定を次に不足点を補うとすれば4月1日以降というふうになるのかと思いますが、その辺について町長のお答えをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本条例について、ここの中でも18条の方で随時見直しを行うとはしておりますけれども、今回これ可決していただければ4月1日施行でこれを動かしながら、その行く中でいろんなまだいろいろ加味する分、また検討するような実際この条例が動いていく中でいろいろ改正すべきようなことができた場合はそういうこともあろうかということで、この18条で条例の見直しも入れておるところであります。それで、4月1日時点でその間、期間があるからということでもありますけれども、今のところはこの条例で進めていく中で実際いろんな場面があるかと思っておりますけれども、そういった点で改正が必要な場合は見直しを行うということで予定はしております。まずは、これで進みたいところで十分さっき言いましたように平成19年ごろからずっといろんな経過をとりながらここまでまとまってきたものでありますので、そしてまたよその団体の自治基本条例あたりできておるところの話も聞きますと、それはそれでいろいろまた問題もあるというようなことも聞いておるような状況でございますので、本町の場合は今回の町民参画・協働条例という形で進みたいというふうに思います。

（8番甲斐榮治君「まちづくり基本条例までは考えてないということですか」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の時点ではそういうところは考えておりません。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 2点質問します。

第7条の5ですね。町が適当と認める方法、これ具体的にどんな方法があるのかを質問お願いいたします。

それと、第8条の2のイですね。町民に義務を課し、また権利を制限することを定めるものとなっておりますが、これに関しては幅広い捉え方ができると思うんです。政治は民意と真逆のことをしなければならぬときもあります。この町民参画の中で、じゃあその民意と真逆のことをするときにはどう条例提出をしていくのか、その点もちょっとお聞きしたいんですが、この2点よろしくお聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 御質問の1点目、第7条の第1項第5号の各号に掲げるもののほか町が適当と認める方法ということで、町民の皆さんの意見の収集にはこれまで委員会等の会議、あるいはもうアンケート等をとる場合もございましたけれども、そういった内容で広くこれまで同様に意見を聞きたいというふうに思っておりますし、そういったものも住民参画にはなろうかというふうにも思います。幅広く手続の方法というようなのはいろんな方法を考えていきたいというふうには思っているところです。

それと、2つ目の御質問がちょっと何かよく分かりにくかったので、すいませんけれども。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 町民に義務を課し、また権利を制限することを定めるもの、これは制定と改廃ですね。この義務を課し権利を制限するの、ちょっと幅広く出てくると思うんですよ。その中でこの附属機関等の設置やいろんな方法、手続の方法がありますが、政治は民意と真逆のことをしなければならぬときも出てくると思うんですよ。民意をそのまま条例化したりしては行政が成り立っていかない場合も出てくると思うんですよ。その中で真逆の民意が出た場合、じゃあ条例を提出しないのか、その点をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 少しお答えになるかどうか分からない部分がございますけれども、まず町で行うべきもの、これは先ほど申しましたように総合計画にある程度のもの、ほとんどというふうな形で書いております。町が行うべきものにつきましての提案がございましたら、その中で検討していくと。ただ、その中で今の町の方針に合わないものが提案されてきたときどのようになるかということかと思っておりますけれども、その場合は提案された方々にどうしてその提案内容について条例化ができないのかという部分について詳しく説明する必要があるかと思っております。そういったことは、やはり住民参画で皆さんの意見を聞き、皆さんの方に町の考え方を示していくという中では行っていないかなくてはならないことと。意見が出たものを全て条例案、あるいは制度として取り上げるかということ、そういうことではございませんの

で、いろんな意見を聞かせていただきながら、その中で住民皆様の福祉に貢献するような内容のものに仕上げ、提案していきたいというような運用を考えておるところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 簡潔に1点ほどお尋ねをいたします。

第2条第1号町民の定義です。ア、イ、ウございますが、このうちのア住所を有する者という定義は、住民票を有する者なのか、ただ単にそこに住んでいる者も含むのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 住民の定義につきましては、町内に住所を有する者ということでアに、イに町内に通勤または通学する者と、それとウの方に町民に事務所もしくは事業所を有し、または町内においてコミュニティー活動を行う個人、もしくは法人その他の団体というふうにしておりまして、住民票を置く方だけというような考え方はしておりません。町内にかかわる方から意見は広くしっかり聞かせていただきながら、その後多くの意見の中で聞かせていただいて、その中で先ほど申しましたいろんな制度、条例、そういったものを考えていく際の参考にさせていただきたいと。その後、制度を作成した後は議会の方で御判断をいただくようなこと、条例等につきましてはことになりますので、なるべく広く意見を聞いていきたいというふう考えておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 私がお尋ねしたのはアの1点だけです。住所を有する者は住民票を有する者なのか、ただ単にアパートに5人、6人住んでもそこに住所を有する、それを町民というのかという、この定義の問題です。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 住民票をお住まいなのに住民票を持たない方などもいらっしゃいますけれども、基本的にはお住まいの方は住民票を定めていくのが基本的な住民基本台帳の方の流れではございますけれども、住民票を持ってない方が町とどのようなかかわりの中にあるのかというようなことになろうかと思っておりますので、そういった住民票は置かれなくても町のコミュニティーの中でいろんなかかわりがあるというようなことがございましたら、やはりそういった方の意見も聞かなくてはいけないなというふうには思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ちょっと分かりにくかったんですが、ではもう簡潔に住民票なしで菊陽町にお住まいの方もこのアの定義の住所を有する者ということで理解してよろしいですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 広く捉えていこうということでそのように考えておるところで

す。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 第4条の町の責務なんですけど、全てですか、努めるものとするという言葉がずっとあるんですけども、これはなぜ努力義務のような言い方にしているのか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 今は町民の責務を掲げながら努力規定というような形で、義務というようなことではなくて努力規定というような形で条例の内容の方は制定いたしていております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） せっかくつくられる条例なのに努力義務であればできませんでしたという、その言いわけができるような気がするんですけど、そのあたりはどうお考えですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） いろんな業務を含めまして町としてやるべきものはしっかり受けとめ、行っていくべきものというふうに考えております。ただ、行っていくべきものではございますけれども、いろんな内容によっては町ではできないこともあるかと思っております。そういった部分もございまして、義務というような書き方にはいたしておらないというようなことでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） では、議案第57号菊陽町町民参画・協働推進条例の制定について、大変残念ではございますが反対の立場で討論をいたします。

ただいま質問をいたしました町民の定義一つにでもかなりの曖昧さがございます。そして、このアからウまで、皆さんも御存じのとおり、住民票のない、公選で私どもや町長を選ぶ権利のない方がアからウの町民に置かれております。外国人も含まれるということでございます。よって、この条例が通りますと先ほどの8条の問題、町長が提案される基本の行政執行がなされることに対しても菊陽町でない方々が大挙をなして反対することもできます。そういうことが果たしてまかり通るのか、こういう方々は先ほど甲斐議員から説明がございましたが、近隣でそういったまちづくりや基本条例の中で市民、町民としてうたわれている方々かもしれませ

ん。二重の権利を行使することができるということで、このことが非常に大変な問題を起こすというふうに思っております。すなわち町民の定義というものが、分かりやすく言うならば、住民票を有し、私どもを公選で選べる方を菊陽町民と言うならば、こういう方々を条例町民と言いましょう。こういう方々を同一に権限を与えるということ自体が大変な問題であろうというふうに思っております。これは外国人参政権の問題等もございましたが、全くもって同じようなことになるのではないかと。そして、団体や法人もうたっております。一部の偏った団体がコミュニティー活動だと言って大挙をなして、そして違う方向に持っていく。オウム真理教が波野村を支配しようとしたようなことさえ考えられる。例えば、今焼却施設の問題が4ヶ町村でやっております。もし菊陽町が受けるといった場合に、一部の団体がそういうことをしてひっくり返すことだって可能になってくるわけです。そういったときに私ども議会が反対すれば、これは幸いにして解散されましたんで人権救済法案は審議未了で廃案になりましたが、もしこれが通っていけば、外国人にしても、一部の人たちにしても、これは住民差別だ、外国人差別だといって議会を糾弾することもできるというようなことまで起こってまいります。町長は否定をされました。課長からは必要に応じてということで、自治基本条例、将来的には町長が仮におかわりになって、ほかの町長がこれを公約と上げた場合には、まずその方向に進むでしょう。その場合、この法的整合性の中から今甲斐議員もこの町の定義等を質問されましたが、この定義は生きてくるというふうに思われます。そういったところを考えますと、非常に危険であり、町民の真の町民である菊陽町民の権利よりも、こういった方々の意見をということは到底納得いかない。よって、この部分を見直す、そういう機会を与えるために私は堂々と反対をいたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 私は賛成の立場で討論をいたします。議案第57号菊陽町町民参画・協働推進条例の制定について、この条例案に賛成の立場で再度討論いたします。

この条例案は、町民が町政に積極的に参加し、町民と行政の協働のまちづくりを進めるために必要な条例であります。平成18年度から協働について検討が進め始められ、この条例案は町民や学識者など、参加した検討委員会などで十分検討されたものででき上がっております。また、議会も9月6日の全協の場合でも、担当課から原案の説明を受けております。また、先月27日にも担当課からその後修正を聞いております。さらに広報の周知、パブリックコメントの実施、区長会への説明なども行われております。このように条例案は十分検討と必要な課程を経て作成されたものです。また、18条の中でも必要に応じ随時見直すということで何ら問題はないと思います。このような観点から、町民参画の協働まちづくりの推進に進むように、この条例は早急に制定する必要があります。議員の各位の御賛同をよろしくお願いいたします。私の賛成討論といたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

石原武義君。

○7番（石原武義君） 私はこの本会議で可否を問われるならば、反対の立場であります。

理由は、行政、議会、町民の役割、立場が漠然としている。もう少しこの点について執行部と議会が協議する余地があるではなかろうかと思っております。できれば、本会議を延長して、この点に関して集中審議を行う、もしくは1月に臨時議会を開き、その間執行部と議会が協議して、よりこの今提出されている原案よりももう少しきめ細かく配慮が行き届いた、そういう条例をせっかくだけつくり上げるならばそうした方がいいんじゃないかと思えます。一、二か月遅れたからといって直接大きな被害はないと思えます。私は継続審議したら一番いいんじゃないかと思う。そういうわけで、この今会議で可否を問われるならば反対の立場であります。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 質問もしましたし、この問題について十分考えもしてきております。だけど、最終的に自分の立場を表明するときには、その賛否を表明するときには立場をきちんとしなくちゃいけないというふうに思います。そういった意味で、この条例案については賛成の立場で討論をしたいというふうに思います。

議案のこの町民の参画、協働という、その意味での方向性はこれはもう前進的なものであるというふうに、これはもう皆さんそう思っていると思う。ただ、その条文の中でいろいろ比較検討をすると不足な部分がたくさんある。それはもう渡邊議員や、あるいは今石原議員が指摘されたとおりで、私もその辺の認識は一致しております。ただ、これは平成19年からずっと検討、3つの部門ぐらいで検討をされてここに来ていると。そういった意味では、委員の方々も随分苦労されながらここに来たという面がある。その辺はちゃんとやっぱり評価しなくてはいけないんじゃないかというふうに思います。

もう一つは、9月の議会の段階で総合政策課からですか、我々にもこの提示がありました。その間、議会としてはほかの問題があったこともありますがけれども、この問題について余り討議をしなかったということは事実であります。これはやっぱり重々反省をしなくてはいけないというふうに思っております。ただ、先ほどから言いましたようにこの案については決してこの議会の前の状況からいいますと、否決とか、そういうことは全然ありませんで、もう少し話ができないかと、検討ができないかという意見がほとんどでありました。ですから、私は立場上、議会運営委員会にも属しておりますし、できればこの種の条例については満場一致、みんながやっぱり気持ちを合わせるという意味でそういうふうにできればということで最後の瞬間までこの本会議が始まる前まで努力をいたしました。結果的にはその採決をするというふうなことで、もちろんこれはもう賛否両方出てくるとは思いますけれども、そういう経過に立ち至ってしまいました。重ねて申し上げますが、町の定義づけですね。これについては、まだ疑義がございます。それから、町民の町政への参画、協働の最後の姿というのは私は住民投票があ

るんじゃないか、その辺がどういう討論の経過か知りませんが、本町の条例にはございません。そういったところも不足なところがございます。しかしながら、先を考えたときに、この条例の先の先を考えたときに、今ここは一応この条例案を通して、さらにあとで18条に規定してありますように見直すべきところは時間をかけて見直すと。今回はそれができていなかったという反省がありますけれども、今後は直ちにこの検討を始めて、将来もっとよい条例にするために努力をしたい。執行部もぜひ協力をしてほしいし、私自身もその面では先頭に立って頑張るということをお誓いして、賛成討論にかえたいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時5分

再開 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第58号 菊陽町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第58号菊陽町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（實取初雄君） おはようございます。

議案第58号菊陽町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が施行されましたことに伴い、菊陽町暴力団排除条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

3枚めくっていただき、最後のページになりますけれども、参考資料として新旧対照表をおつけしておりますが、基本理念について定める第3条の中で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、都道府県暴力追放運動推進センターについて定める条番号が第32条の2から第32条の3第1項に改正されましたことに伴い、左側の現行から右側の改正案へと下線部分を改正するものでございます。

なお、表紙から2枚目にお戻りいただき、附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第59号 菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第59号菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 議案第59号菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由でございますが、平成22年6月閣議決定されました地域主権戦略大綱を踏まえ、地方公共団体に対する義務づけの見直しや条例制定権の拡大を行うことを内容とする地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年8月30日に公布されました。下水道法につきましては、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準、並びに終末処理場及び都市下水路の維持管理に関する基準につきまして、水処理施設や雨水吐きに関するものを除き、平成25年4月1日までに地方公共団体の条例で制定する旨の改正が行われております。これにより、菊陽町下水道条例の一部を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、条例制定の基準につきましては、政令を参酌すべき基準となっており、地方公共団体が十分に参照した結果としてであれば地域の实情に応じて異なる内容を定めることも許容されておりますが、今回の条例制定においては政令で定められる基準をそのまま条例で規定してい

るところでございます。

それでは、参考資料の1ページをお開きください。

新旧対照表によりまして改正内容の御説明をいたします。

改正部分につきましては、下線の部分になります。

まず、目次中「第1章総則（第1条・第2条）」を「第1章総則（第1条・第2条）第1章の2公共下水道の施設に関する構造基準等（第2条の2・第2条の3）」に改めます。

下の方になりますが、第1条中「使用」の次に「並びに施設の構造の基準等」を加えます。

第1章の次に次の1章を加えます。「第1章の2、公共下水道の施設に関する構造基準等」。

第2条の2は、排水施設の構造の技術上の基準でございますけれども、「公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。」と。

一応基準につきましては、第1号から第10号までございますけれども、特に説明を要するものだけ説明をさせていただきたいと思えます。

第1号は、堅固で耐久力を有する構造とすると。これは下水道施設は、自重、水圧、土圧、地震の震動等に対して十分に安全で耐久力のある構造とするものです。

次に、第2号は2ページに入りますが、第2号、コンクリートその他の耐水性の材料でつくり、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。これは下水道施設は基本的に耐水性の材料でつくりますが、雨水を排除すべきものにつきましては多孔管や浸透ます、その他の浸透機能を有するものとするものです。

次に、第4号、下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料でつくり、または腐食を防止する措置を講ずるものとする。これは下水が滞留し、嫌気状態になりやすい部分では、下水から発生する硫化水素が原因となり、施設が腐食を受けやすいことから、このような部分にはステンレス鋼など腐食しにくい材料でつくり、またはコンクリートを合成樹脂等により被覆するなどの腐食防止の措置を講ずるものです。

次に、第7号は、流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。管渠の勾配が急である部分につきましては流下する下水の水勢により管渠が損傷するおそれがございますので、管渠の段差接続等の水勢を緩和する措置を講ずるものでございます。

第8号、暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。大量の下水が短時間に管渠に流入した場合には、急激な水位上昇により管渠内の空気が圧縮され、マンホーふたが飛んだり、施設が損傷するおそれがあります。このようなことから、排気口の設置、圧力開放型浮上防止用の蓋の設置などの措置を講ずるものです。

3ページの第10号、ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては密閉することができる蓋）を設けるものとする。これはマンホールから雨水の浸入を防ぐ必要があることから、密閉する蓋を設けるものでございます。

次は、適用除外の項目であります。第2条の3、前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。第1号、工事を施行するために仮に設けられる公共下水道。第2号、非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道。これは建設工事や非常災害時等に一時的に供用される下水道施設にあつてはこれらの構造基準は適用しないとするものです。

次に、ここからは排水施設、排水設備指定工事店の指定の申請に関する条文となります。

第7条の2第3項第1号中「第4項」を「第4号」に改め、第7条の10は随時指定について第2項「第7条の9」を「前条」に改めます。

次に、4ページを御覧いただき、下の別表備考の第3項中「第39号」を「第139号」に改めております。

それでは、最初の改正文の2枚目をお開きいただきたいと思います。

附則になりますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第60号 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第60号災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（實取初雄君） 議案第60号災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、下の方にありますように災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されましたに伴い、菊陽町防災会議条例及び菊陽町災害対策本部条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

3枚めくっていただき、参考資料として新旧対照表をおつけしており、左側に現行、右側に改正案を記載しておりますが、主な改正点について説明いたします。

まず、菊陽町防災会議条例関係であります。

第2条は、所掌事務について定めており、この資料には記載しておりませんが、第1号において菊陽町地域防災計画及び水防計画の作成及びその実施を推進することとしているほか、現行では第2号において「菊陽町の地域に係る災害が発生した場合の災害に関する情報を収集すること」としておりましたものを、法律の改正に伴いまして「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改正いたし、さらに第3号として「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること」を追加するものであります。

また、第3条は、会長及び委員について定めており、第5項の委員で町、町議会、関係機関や団体などに加え、第9号として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長を任命する者若干名」を加えるものであります。

次に、下段の菊陽町災害対策本部条例につきましては、災害対策基本法において市町村災害対策本部について定める条及び項番号が「第23条第6項」から「第23条の2第8項」に改正されましたことに伴い、左側の現行から右側の改正案へと下線部分を改正するものでございます。

なお、表紙から2枚目にお戻りいただき、下段の附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第61号 平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第61号平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第61号の平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

平成24年度も残り4か月となりましたが、歳入の区分ごとの増額や減額などがあり、また規定の歳出予算に不足額が生じたもの、または不用額が見込まれるものがあり、さらに状況の変化等により支出すべき事案が発生しましたことから、既定の予算に追加、または変更を加える必要が生じたので、補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明を申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、表紙をめくっていただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に2億7,042万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億9,039万7,000円と定めるものであります。また、第2条で繰越明許費を第2表で、第3条で債務負担行為の変更を第3表で、第4条で地方債の変更を第4表でそれぞれ計上しているところであります。

2ページをお開きください。

まず、第1表の歳入歳出予算補正の歳入ですが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

16の国庫支出金を1億3,500万5,000円、17の県支出金を1億6,514万円、20の繰入金金を2,736万7,000円、22の諸収入を2,143万6,000円それぞれ増額し、下のページ、3ページで23の町債を8,450万円減額するものであります。

以上、歳入合計は補正額としまして2億7,042万7,000円を増額し、総額は150億9,039万7,000円となります。

4ページをお開きください。

次は、歳出です。

款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

3の民生費は、項の1社会福祉費の1億9,407万9,000円などで2億112万5,000円を増額し、計を38億3,473万3,000円とし、下のページ、5ページの8の土木費は項の3都市計画費の増な

どで384万7,000円増額し、計を17億1,478万4,000円とし、10の教育費は385万8,000円増額し、計を33億1,038万3,000円とし、11の災害復旧費は3,651万円増額し、計を2億6,781万7,000円とし、最後に14の予備費を2,183万5,000円増額し、計を7,140万4,000円とするものです。

以上、歳出合計は、補正額として2億7,042万7,000円を増額し、総額は150億9,039万7,000円となります。

次のページ、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費は、款の3民生費、項の1社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業で1億3,340万円計上しております。

内容は、来年11月開設予定の小規模特別養護老人ホームの設置に係る補助金であります。

次は、款の10の教育費、項の2の小学校費の小学校プール改修事業で5,100万円計上しております。

内容は、武蔵ヶ丘小学校と菊陽西小学校のプールの改修で、来年6月のプール開きに間に合うよう整備するものであります。

下のページ、7ページを御覧いただき、第3表債務負担行為補正は、2件とも限度額の変更で、電子計算機導入に伴う機器借上料は契約金額に合わせて57万3,000円減額し、補正後の限度額を1,446万4,000円とし、固定資産税土地評価業務に係る委託料は契約金額に合わせて175万円減額し、補正後の限度額を2,326万8,000円とするものであります。

次のページ、8ページをお開きください。

第4表の地方債補正は、地方債の変更であり、限度額のみ調整を行っております。サイン設置事業は、200万円減額し0円に、川久保南方線道路改良事業は570万円減額し240万円に、土地区画整理事業は330万円減額し2,140万円に、南方大人足線道路改良事業は120万円増額し2,680万円に、菊陽中部小学校改築事業は2,410万円減額し8億6,730万円に、菊陽西小学校増築・改築事業は5,370万円減額し5億4,900万円に、農地・農業施設災害復旧事業は310万円増額し3,520万円とするものであります。合計しますと、補正額としまして8,450万円を減額し、地方債の総額は26億5,220万円となります。

9ページ以降は、補正予算に関する説明書になります。

補正額の大きなものや新たに計上したものを中心に主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きいただきますと、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですが、内容は先ほど説明したのと同様でありますので省略いたします。

12ページをお開きください。

次は、歳入です。

下段の款の16国庫支出金、項の1国庫負担金、目の3教育費国庫負担金は、節区分1の小学校費負担金を8,580万3,000円増額しています。内容は、菊陽中部小学校改築事業が979万9,000円、菊陽西小学校増築事業が7,600万4,000円であります。

下のページ、13ページを御覧いただき、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金は、節

区分3の社会資本整備総合交付金を3,210万円増額し、計を1億3,840万円としておりますが、内容は（仮称）菊陽町光の森複合施設の整備を核とした西部地区都市再生整備計画分の内示額の増による増であります。

目の9災害復旧費国庫補助金は、節区分の4の農林水産業災害復旧費補助金を3,150万円増額し、計を1億8,510万円としております。

次のページ、14ページをお開きください。

款の17県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金は、節区分1の社会福祉費負担金を1,297万5,000円増額していますが、内容は説明欄に記載のとおり、それぞれの事業に係る増であります。また、節区分5の児童手当負担金を1,731万6,000円増額しています。

それから、下段の項の2県補助金、目の2民生費県補助金は、節区分2の老人福祉費補助金を1億3,340万円計上してしておりますが、内容は介護基盤緊急整備特別対策事業の補助金であります。

下のページ、15ページを御覧いただき、下段の款の20の繰入金は、項の2基金繰入金、目の3公共施設整備基金繰入金を2,736万7,000円を増額し、計を1億2,736万7,000円としています。これにより、基金繰入金の計は8億5,831万7,000円となります。

次のページ、16ページをお開きください。

中段の款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、節区分4のその他の雑入を2,077万7,000円増額しています。内容は、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金の2,084万9,000円などであります。

下段から17ページは、款の23の町債で、内容は先ほど地方債の補正で説明したとおりであります。主なものは17ページ中段の項の9教育債の7,780万円の減額で、内容は菊陽中部小学校の改築事業2,410万円の減額と菊陽西小学校増築・改築事業の5,370万円の減額であります。

以上が歳入の主なもので、次は歳出に移ります。

歳出は減額するものもありますが、増額するものを中心に説明いたします。

それでは、18ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の11電子計算費で節区分13委託料の204万7,000円は、総合行政情報システム変更業務委託料269万9,000円などあります。

下のページ、19ページを御覧いただき、中段の目の19生活・安全対策費、節区分の19負担金、補助及び交付金34万円は、地区に対する防犯灯設置補助金であります。

21ページをお開きください。

次は、款の3の民生費で項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費、節区分21の貸付金150万円は、7・12九州北部豪雨災害に伴う災害援護資金であります。

次に、目の2高齢者福祉費で節区分の19負担金、補助及び交付金1億3,340万円は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金で、内容は来年3月開設予定の小規模特別養護老人ホームの設置に係る補助金であります。なお、財源は全て県支出金であり、第2表の繰越明許費で説明し

たとおりであります。翌年度へ繰越予定でもあります。

次は、目の3の障害者福祉費で節区分20の扶助費を5,190万円計上しております。内容は、障害者福祉サービス費4,010万円などであります。

24ページをお開きください。

次は、款の4衛生費で項の1保健衛生費、目の3環境衛生費、節区分19負担金、補助及び交付金の250万円は、太陽光発電システム設置費補助金であります。

また、少し飛びますが、28ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費、節区分15の工事請負費430万円は、南方大人足線の改良費の増額であります。

下のページ、29ページを御覧いただき、項の3都市計画費、目の4公園管理費、節区分17の公有財産購入費は、杉並木公園拡張用地の購入費2,709万3,000円を計上しております。

次のページ、30ページをお開きください。

次は、款の9消防費で、項の1消防費、中段の目の4防災管理費、節区分19負担金、補助及び交付金を130万円計上しています。内容は、白川沿線13地区に対する熊本県自主防災組織設立促進事業補助金であります。

下のページ、31ページを御覧いただき、次は款の10の教育費で、下段の項の2小学校費、目の1学校管理費、節区分15の工事請負費を5,000万円計上しています。内容は、武蔵ヶ丘小学校と菊陽西小学校のプールの改修工事で第2表の繰越明許費で説明しましたとおり、来年6月のプール開きに間に合うよう整備するものであります。

次のページ、32ページをお開きください。

目の5学校建設費は、節区分15の工事請負費で菊陽西小学校増築工事費を4,600万円減額するものであります。

少し飛びますが、36ページをお開きください。

次は、款の11災害復旧費で、項の1農林水産施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は節区分15の工事請負費で、災害復旧工事費を3,500万円計上しています。内容は、白川沿線の農道3本の復旧工事であります。

下のページ、37ページを御覧いただき、最後は款の14予備費であります。予備費は2,183万5,000円増額し、計を7,140万4,000円とするものであります。なお、予備費はこれまで豪雨災害に係る費用などで約3,300万円を充当していますので、現時点における残額は約1,670万円という状況であります。今回の補正を合わせますと、約3,850万円確保できるということになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第62号 平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第62号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

議案第62号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,668万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億4,481万7,000円とするものです。

今回の補正の主なものは、歳入では国民健康保険税を減額し、療養給付費等交付金の増額を行い、歳出では保険給付費の増額と予備費の減額を行うものです。

8ページを御覧ください。

歳入について御説明申し上げます。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分現年課税分を1,250万4,000円減額し、後期高齢者支援金分現年課税分を383万9,000円減額し、介護納付金分現年課税分を103万9,000円の減額を行うものです。

目の2退職被保険者等国民健康保険税につきましては、医療給付費分現年課税分を43万4,000円増額し、後期高齢者支援金分現年課税分を11万3,000円増額し、介護納付金分現年課税分を116万5,000円の減額を行い、項の国民健康保険税の予算では1,800万円の減額となっております。

款の6療養給付費等交付金、項の1療養給付費等交付金、目の1療養給付費等交付金につきましては、退職者医療療養給付費等交付金の現年度分を7,193万4,000円増額し、同じく過年度

分を275万4,000円の増額を行い、項の療養給付費等交付金の予算では7,468万8,000円の増額となっております。

10ページを御覧ください。

歳出について御説明を申し上げます。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費、目の1 一般被保険者療養給付費は3,000万円を増額し、目の2 退職被保険者等療養給付費につきましては1,800万円補正増をいたしております。

項の2 高額療養費、目の1 一般被保険者高額療養費は1,000万円を増額し、目の2 退職被保険者等高額療養費につきましては250万円を増額いたしております。

項の5 葬祭諸費、目の2 葬祭費を7件分の14万円の増額をいたしております。

項の3 後期高齢者支援金等、項の1 後期高齢者支援金等、目の1 後期高齢者支援金につきましては、財源の入替えて一般財源を2,961万3,000円減額し、退職者医療療養給付費等交付金の現年分のうち同額を充当いたしております。

12ページを御覧ください。

款の8 保健事業費、項の2 保健事業費、目の3 しん灸施術費を9万7,000円の増額を行っております。

款の12 予備費、項の1 予備費、目の1 予備費につきましては、404万9,000円減額して予算の調整を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第63号 平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第63号平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） おはようございます。

議案第63号平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出の予算の総額にそれぞれ327万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を19億2,295万5,000円とするものです。

今回の補正の主な内容につきましては、歳入では主に認定者の増によるものです。

また、歳出につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修に伴う増及び在宅新規分の主治医意見書委託料の増によるものでございます。

それでは、8ページを開いていただきたいと思います。

まず、歳入の主な内容について説明いたします。

款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2その他一般会計繰入金は、介護保険制度改正に伴うシステム改修及び主治医意見書作成手数料の増によるもので、193万2,000円の補正増をしております。

次のページでございます。

款の12諸収入、項の5予防給付費収入、目の1介護予防サービス計画費収入は、要支援の1、2の介護予防サービスプラン作成費でありまして、90万円の補正増をしております。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

10ページを開いていただきたいと思います。

款の1総務費、項の3介護認定審査会費、目の2認定調査等費は、主治医等の意見書作成手数料として161万4,000円の補正増をしております。

次のページです。

款の4地域支援事業費、項の4介護予防支援事業費、目の1介護予防支援事業費は、介護予防サービス計画作成委託料として国保連合会へ支払うもので、90万円の補正増をしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第64号 平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第64号平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 議案第64号平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

最初に、今回補正予算の編成をいたしました理由について申し上げますと、その理由は2点ほどございます。

まず第1点目は、収益的収入及び支出予算、いわゆる営業収支予算につきまして、主に使用料収入の増収見込みによる一般会計繰入金の減額がございます。

2点目は、資本的収入及び支出予算、いわゆる建設改良収支予算において資本的支出の予定額が下水道管渠の長寿命化工事等の追加により増額が必要になったことでございます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページから3ページ目までが御承認をいただきます補正予算の全容であります。特に説明が必要な部分を申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後予算実施計画書により説明をいたします。

2ページの上の部分をお願いいたします。

資本的収入及び支出予算における不足額の補正について説明を行っております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を4億6,378万8,000円に改め、これを補填するための利益剰余金処分額を2,544万9,000円に改め、さらに消費税等資本的収支調整額を1,351万4,000円としております。これは、いわゆる建設改良予算において支出に対して収入が不足する部分を補填するために今回は利益剰余金処分額と消費税収支調整額を予算の調整により改めるものでございます。

次に、3ページの第4条企業債の発行総額を計上いたしておりますが、流域下水道事業分、これは流域下水道の建設負担金になります。それと、流域関連公共下水道事業分、これは町施行の下水道建設費用でございますが、これについて増額を行い、限度額を3億4,880万円としております。

次に、第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費につきましては職員手当等の増額により補正予定額37万5,000円の増額でございます。

第6条の他会計からの補助金につきましては、3億8,057万6,000円に改めておりますが、これは使用料の増収によります営業外収益での一般会計繰入金の減額が大きいいため、全体としては減額となるものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

ここからは補正予算の詳細説明資料でございますが、まず款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料1,270万円の増額は、主に企業等の排水量の増加による増収見込みによるものです。

目の4その他営業収益23万1,000円の減額は、合志市から起債償還負担金の項目変更によるものでございます。

項の2営業外収益、目の2他会計補助金、これは一般会計繰入金ですが、1,598万1,000円の減額は、営業収益における使用料増収見込みによるものでございます。

以上、収入合計は、318万1,000円を減額し、11億6,305万7,000円とするものです。

次に、7ページ、款の2事業費用については補正はございません。

続いて、8ページを御覧ください。

款の3資本的収入につきましては、項の1企業債、目の1企業債2,160万円の増額は、北部流域下水道建設負担の増額によるものと、公共下水道事業の未普及事業及び長寿命化事業の追加による企業債の増額でございます。

次に、項の3負担金、目の1他会計負担金13万2,000円の減額は、雨水処理事業の縮小によります減額と、目の2受益者負担金343万4,000円の増額は、開発行為等によります受益者負担金の新規賦課分です。

項の4補助金、目の3他会計補助金556万円の増額は、建設事業費の増額に伴います一般会計繰入金でございます。

項の5交付金、目の1交付金2,460万円の増額は、社会資本総合整備交付金でございます。

以上、収入合計は、補正予定額5,506万2,000円を増額し、6億5,707万1,000円とするものです。

次に、9ページをお願いいたします。

款の4資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費、補正予定額5,188万1,000円の増額は、職員手当、委託費、この委託費につきましては入札請負残分の減額でございます。工事請負費は流域下水道建設負担金の増額や武蔵ヶ丘処理区での雨水管の鋼製工事等の追加によるものです。

以上、支出合計は、補正予定額5,188万1,000円を増額し、11億2,085万9,000円とするものです。

続いて、10ページをお願いします。

ここは資金計画書であります、下水道事業の資金調達方針を示しております。

まず、受入資金では、主に使用料の増収による他会計補助金の減額や建設事業費の増額によ

る企業債の増額がございまして、受入資金は5,175万4,000円の増加を見込んでおります。

11ページ、支払資金では、建設改良費の増加により5,188万1,000円の増加を見込んでおりまして、差引、一番下の方になりますが、8,124万4,000円の黒字を予定しております。

次に、12ページにつきましては、これは給与費明細書でございますので説明を省きます。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。

こちらは、平成25年3月31日での予定貸借対照表について御説明をいたします。この貸借対照表は第1回の補正予算後の予定貸借対照表でございます。

簡潔に申し上げますと、まず14ページの資産の部、1の固定資産でございますが、(1)の有形固定資産については、ハの構築物及び(2)の無形固定資産、イの施設利用権について24年度の事業補正追加分の資産が含まれまして、固定資産合計額は252億4,908万3,799円となります。

2の流動資産、イの預金につきましては、先ほどの資金計画書の黒字予定額8,124万4,371円を計上しています。

次に、未収金につきましては、使用料の営業未収金や受益者負担金分のその他未収金をそれぞれ見込みまして、流動資産合計を1億8,454万1,346円とし、資産合計額は254億3,362万5,145円となります。

続きまして、15ページの負債の部につきましては増減はございません。

次に、下の方の資本の部については、(2)借入資本金、イの企業債残高は今回の補正予算追加分が含まれまして95億8,078万212円が見込まれます。

次に、6の剰余金も、受益者負担金や他会計補助金について今回の補正分が含まれまして、資本剰余金合計額は139億5,370万9,941円となります。

また、(2)利益剰余金、ニの当年度未処分利益剰余金は、今回の補正では前回よりも377万5,000円少ない3,724万7,000円を見込んでおります。これは使用料の増収により営業損失額が前回よりも減少しますが、営業外収益であります他会計補助金、いわゆる一般会計繰入金も減額となりますので、経常利益の減少が見込まれることとなったものでございます。

以上、資本合計が252億7,404万2,881円となり、そして負債と資本の合計は254億3,362万5,145円となりまして、資産の合計と一致するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第65号 菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第65号菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（實取初雄君） 議案第65号菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明いたします。

地方自治法第291条の3第1項の規定により菊池広域連合の処理する事務を変更し、菊池広域連合規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第291条の11の規定により、関係市町である菊池市、合志市、大津町、菊陽町において同文での議会の議決を求めるものでございます。

3ページめくっていただき、参考資料として新旧対照表をおつけしておりますが、広域連合の処理する事務について定める第4条の中で、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められましたので、第9号を左側の現行から右側の改正案に改めるもので、なお申し訳ありませんが、本文中の「に基づく」以下の下線につきましては改正部分ではありませんので、お取りいただきますようお願いいたします。下線だけをお取りください。

次に、広域連合の執行機関の選任の方法について定める第12条のうち第3項の副連合長の選任につきましては、実態に合わせ、広域連合長以外の関係市町の長、3名をもって充てる旨、改めるものであります。

さらに、裏面を御覧いただき、法律名の改正に伴いまして、別表及び別表、備考第6項中、現行の「障害者自立支援費」を改正案の「障害者総合支援費」に改めるものであります。

なお、表紙から2枚目にお戻りいただき、附則として、この規約は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第66号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第66号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第66号町道路線の認定について御説明申し上げます。

提案理由は、道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回、御承認をいただきたいのは、堀川5号線、光団地北線の2路線であります。

内容につきましては、参考資料により御説明申し上げます。

参考資料の1枚目をお開き願います。

まず、堀川5号線であります。場所は、鉄砲小路の町立もみじ保育園の西側に位置する集落内開発制度で造成されました道路で、延長が54.81メートル、幅員が6メートルの道路であります。起点、終点とも菊陽町大字原水字上前通地内にあります。

次のページをお願いします。

光団地北線であります。場所は、昨年度光団地の建替え20戸が終わりました光団地の東側から北側の県道熊本菊陽線までの通じる道路で、これも集落内開発制度で造成されました道路で、延長が80.06メートル、幅員が6メートルから6.76の道路でございます。起点、終点とも菊陽町大字原水字向原地内にあります。

以上、説明を終わります。

すいません。昨年度、光団地建設20戸が終わりました西側からですね。一番西端から北側の県道熊本菊陽線まで通じる道路でございます。起点、終点とも菊陽町大字原水字向原地内でございます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めること  
について

○議長（大塚 昇君） 日程第12、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（松本東亞君） 説明をいたします。

同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについてであります。

菊陽町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

1、住所、菊陽町大字原水1190番地7。2、氏名、竹田哲夫。3、生年月日、昭和23年11月22日。3名の委員のうちのお一人である渡邊勝美様が12月18日をもって任期満了となりますので、その後任として竹田哲夫様に就任を願うものであります。

竹田様の経歴については、熊本県立大津高等学校を御卒業後、昭和42年4月に三菱電機株式会社に就職され、その後昭和47年4月に熊本県庁に入庁されました。県庁では、商工労働水産部をはじめ、土木部、企画開発部、出納局、農政部等で勤務され、平成21年3月に監査委員事務局監査審議委員を最後に定年退職されました。

竹田様は、固定資産に関して高い見識をお持ちであり、その豊富な御経験と高潔なお人柄は、委員として適任であると思われまますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについて、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第13、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員研修会に別紙のとおり議員派遣したいと思います。あわせて、内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第14 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第14、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 政治倫理審査会の閉会中の特定事件調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第16、政治倫理審査会の閉会中の特定事件調査についてを議題とします。

政治倫理審査会長から、会議規則第75条の規定に準じて、議席に配付の菊陽町議会議員政治倫理条例に基づく調査請求書（2件）について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

会長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、会長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議案は、先に配付のとおりであります。

それでは、議案審議に入ります前に町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、12月4日から本日までの7日間にわたる平成24年第4回菊陽町議会定例会に提案しました全ての付議事件について慎重審議の上、御承認をいただき、心から感謝を申し上げます。

大変お疲れとは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加提案として御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議案第67号は、町の区域を新たに画することについてであります。

内容は、沖野地区の住居表示実施に伴い、大字原水の一部に沖野1丁目から4丁目の区域を新たに設定するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、議案審議の際に説明させていただきますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第67号 町の区域を新たに画することについて

○議長（大塚 昇君） 追加日程第1、議案第67号町の区域を新たに画することについてを議題とします。

町民課長、内容の説明を求めます。

○町民課長（山崎謙三君） 議案第67号町の区域を新たに画することについて御説明いたします。

住居表示につきましては、9月定例議会において沖野地区の住居表示の区域と方法について議決をいただき、事業を進めているところでございます。今回は、10月31日に住居表示審議会により町界、町名案について答申をいただきましたので、住居表示に関する法律第5条の2第項の規定により、11月5日から30日間にわたり町界、町名案を公示しました。その結果、異議による変更請求もなく、12月5日に公示期間が終了しましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、表紙から2ページ目の別図1、この中の黒い太い線と点線で囲まれました大字原水字仲山、同じく字北沖野、同じく字南沖野のそれぞれの一部の区域に、表紙から3ページ目になりますが、別図2のとおり新たに黒い太い線で囲まれました4つの区域を設定し、役場に近い区域から町名を、沖野1丁目、沖野2丁目、沖野3丁目、沖野4丁目とするものであります。なお、町界線の位置につきましては、最後のページになりますが参考資料の住居表示処分の内容のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成24年第4回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時25分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 甲斐 榮 治

菊陽町議会議員 芝 和 長

菊陽町議会会議録  
平成24年第4回12月定例会

平成24年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919